

アジア研究所・アジア研究シリーズNo.97

アジア地域における環境問題 －現状と課題、今後の展望－

平成27・28年度研究プロジェクト

「アジア地域における環境問題－現状と課題、今後の展望－」

研究代表者 田部井圭子

目 次

まえがき	田部井圭子	1
「一带一路」経済ベルト戦略の視点から見た中国の環境エネルギー対策	范 云涛	5
気候変動とパリ協定－野心連合を中心として－	鈴木 亨尚	39
モンゴル大統領選挙2017	Jamsranjav Baasankhuu	81
日本語教育における環境教育－変遷と将来の可能性－	田部井圭子	103
2016年夏モンゴル調査旅行日誌： ウランバートルからロシア・バイカル湖まで	河合伸泰・大江 宏	125

アジア地域における環境問題 －現状と課題、今後の展望－

ま え が き

研究プロジェクト代表 田部井 圭子

本報告書『アジア地域における環境問題－現状と課題、今後の展望－』は、亜細亜大学アジア研究所の平成27、28年度の共同研究プロジェクトの成果物である。

アジアの急速な経済発展は、各地に多くの恩恵をもたらしたが、その一方で様々な環境問題が発生し、自然環境とそこで暮らす人々の健康に深刻な影響を及ぼしている。

アジア諸国の名目GDPの世界順位は、2016年には中国2位、日本3位、インド7位、韓国11位、インドネシア16位であるが、経済成長率を見ると、中国（6.70%）、カンボジア（7.04%）、ラオス（7.02%）、フィリピン（6.92%）、ベトナム（6.21%）、ミャンマー（6.12%）と中国及びASEAN諸国の経済発展が堅調である一方、日本（1.03%）とモンゴル（0.976%）は成長の鈍化が見て取れる。

一方、COP（気候変動枠組条約締約国会議）では、世界各国は持続的な循環型社会の達成を目指すことでは意見の一致をみるものの、各国の思惑により具体的な目標の策定は困難を極めている。また、特に発展途上国では、環境・社会・経済の3つの側面から企業を評価するトリプルボトムラインが考慮されないことも多く、持続的社会の重要性が認識される一方で、経済新興国における環境問題が顕在化し、喫緊の課題となっているのである。このような状況下では、経済成長・資源とエネルギーの確保・環境保全のトリレンマの解決への道のりは未だ遠いと言わざるを得ない。

このような背景の下、本研究プロジェクトは、アジア諸国の環境に問題意識を持つメンバーがそれぞれの立場から、個別にテーマを設定し研究調査を進めるとともに、研究会において活発に意見を交換する機会を設けた。

主な活動としては、研究会を平成27年度に5回、平成28年度に3回、また海外調査（モンゴル国2回、中国2回）を実施した。

本報告書は、以上の活動をもとに、4本の論文と1本の調査報告書をまとめた成果である。

范氏の「『一帯一路』経済ベルト戦略の視点から見た中国の環境エネルギー対策－経済成長と気候変動対応のジレンマを乗り換えて－」（范云涛）論文は、中国による世界規模のインフラ施設建設計画の現状を説明し、アジアの資源開発の可能性に触れ、そのグローバル戦略における中国外交との地政学的な関わりについて考察している。

鈴木氏の「気候変動とパリ協定－野心連合を中心として－」（鈴木亨尚）論文は、2015年の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の開催において採択されたパリ協定に、野心連合（High Ambition Coalition）が果たした役割に注目し、気候変動とパリ協定を検討するとともに、先進国と発展途上国の別なく、環境問題の解決を目指す強い意志の下に参加する国々について説明している。

バーサンフー氏の「モンゴル大統領選挙2017年」（Jamsranjav Baasankhuu）論文は、モンゴルの経済低迷と、環境問題を含む社会問題の深刻化について述べ、その状況下で実施された大統領選挙の制度を解説し、選挙の過程及び結果について報告と分析を行っている。その中で、大統領候補者3名の鉱物資源・エネルギー政策及び環境問題に関する公約を比較検討している。

田部井の「日本語教育における環境教育－変遷と将来の可能性－」（田部井圭子）論文は、環境問題をトピックとする日本語教材と日本語教授法の変遷について概観し、中国とカンボジアの日本語および環境教育と環境問題の実情を報告した上で、社会貢献において日本語教育の果たしうる役割と専門教育と並行して実施する日本語教育の可能性について論じている。

河合・大江両氏による「2016年夏 モンゴル調査旅行日誌：ウランバートルからロシア・バイカル湖まで」（河合伸泰・大江宏）は、2016年のモンゴル現地調査（8月15日～24日）の日誌である。工業都市ダルハン付近にある

鉄鉱石の鉱山および鉄のリサイクル工場の見学、ロシアのバイカル湖やウランバートル近郊のハスタイ国立公園の実態調査などについて、詳細な報告を行っている。

本研究プロジェクトは、平成23、24年度の「アジア諸国にみる環境型社会」（代表：小林熙直）、平成25、26年度の「アジア諸国におけるデカップリングの可能性～地下資源、水資源、循環資源、観光資源を中心として～」(代表：大江宏)の2つの研究プロジェクトの活動を継承したものである。そのため、メンバーや参加者の方々も環境問題について多くの知見を有する方々であり、本プロジェクトの成果は、先輩諸兄の継続的なご研究の賜物である。

この報告書が、アジア各地と環境に関する諸問題にご関心をお持ちの皆様のご参考となれば幸いである。

以上

「一帯一路」経済ベルト戦略の視点から見た
中国の環境エネルギー対策
— 経済成長と気候変動対応の
ジレンマを乗り越えて —

范 云涛

Research on China's environmental energy countermeasures from
the strategic perspective of economic circle
— Overcoming the dilemma of economic growth
and climate change —

Yuntao FAN

はじめに

第一章 現在進行形の「一帯一路」メガ経済圏

第二章 「一帯一路」経済ベルト戦略構想の背景とランドデザイン

第三章 「一帯一路」今後の地政学的リスク

第一節：「一帯一路」構想の時代背景

第二節：「一帯一路」建設の初歩的成果

第三節：地政学的なリスク要因

第四章 東アジア経済共同体と「一帯一路」構想の相関

終わりに

はじめに

2017年5月14日-15日にかけて、北京にて開催された「一帯一路国際協力フォーラム」には、自民党幹事長二階俊博氏が率いる政界、財界人リーダー役総勢25人からなる訪中団が急遽飛び入り参加を果たし、日中両国間で大きな話題になったのである。中国主導で進む新興国インフラ整備建設プロジェクトに距離をおいて来た政府・与党ではあったが、北朝鮮をめぐる情勢をにらみつつ、中国との経済協力関係を進めようとの外交的な意図も見え隠れする。この「一帯一路」フォーラムには、習近平国家主席が出席し、28カ国の政府首脳が列席されている。110カ国の政府関係者、61の国際組織と合わせて1300人前後の来賓ゲストが出席したという。

それまでには、日本政府当局は、中国が主導するいくつかの経済的枠組みに対して、慎重な方針を取ってきたため、「一帯一路」メガ経済圏構想に関しては、日中間でハイレベルの政治対話があり得なかったのである。中国主導の色彩が濃いアジアインフラ投資銀行（AIIB）には参加せず、東アジア地域包括的な経済連携（RCEP）交渉でも、中国の為替政策や資本規制を踏まえて慎重に臨んできた経緯がある。

柴山昌彦・首相補佐官は、「日中の関係は、対北朝鮮（外交）においても大変重要な側面を持つ」として、安全保障の視点から一帯一路フォーラム参加の重要性に言及しつつも、懸念も隠さない。「AIIBに対する当時の懸念は払拭されておらず、何よりも西側の超大国である米国が、未だに慎重な姿勢を崩していないこともデメリット」と語る。

日本側は、もともと一帯一路構想そのものの詳細については、「対岸の火事」と高をくくって傍観者の姿勢を貫いてきたこともあり、全体像を含めて、細かく把握しようとはしてこなかったことがネックになっている。その理由としては、日本貿易振興機構（ジェトロ）によると、構想に含まれるプロジェクト数や金額、受注企業や参入のメリットなどは、ほとんど情報がないという。具体的なプロジェクトとしては、インドネシア高速鉄道やエチオピア・

アジアババとジブチを結ぶ鉄道の開通、ギリシア・ピレオス港運営権といった公共インフラ事業案件が公式に発表されているが、それ以上の情報が、日本の産業界、財界がアクセスできていないのが、実情である。

大型国家プロジェクトへの発注国の財政資金以外に、どういった資金支援が投入されるのか？プロジェクトの採算性や格付けといった情報も不明だとジェットロは説明している。かかる日本側の消極姿勢が、中国が主導するアジアインフラ開発銀行（AIIB）に対する欧州連合諸国の相次ぐ参入とプロジェクトへの関与とは、明暗を分けている。2017年7月8日-9日、ドイツのハンブルクで開催された主要先進国からなるG20首脳会議では、トランプ米政権発足後に行われたこともあり、そこで示された最大のポイントを、一言で、概説をすれば、「米欧亀裂・日欧接近」に加えて、「中欧によるユーラシア経済連携」の新たな国際政治の潮流が始まったと言えよう。

ハンブルクG20は、米国に排他主義のトランプ政権が搭乗したことで、時代は大きく転換することを示唆した。戦後、そして冷戦後の基本的な国際的枠組みである大西洋同盟に大きな亀裂が入った。その一方では、中国の「一帯一路」というメガ経済圏統合戦略構想を通じて、欧州は、中国への接近を強めつつある。日米が参加を見合わせている中国主導のAIIB銀行には、欧州勢が我先に相次ぎ乗り込んでいる。米欧亀裂の拡大を受けて、欧州は、中国接近を重要な選択肢にしている。

トランプ米政権下で米欧亀裂とユーラシア経済連携が、反貿易保護主義と反ポピュリズムと反孤立主義の力学となって、国際政治の新潮流となっている。トランプ米政権が排外主義を改め、国際協調重視の路線に戻らない限り、この潮流の勢いは、止まるところを知らず、しばらく続くだろう。それは、とりもなおさず米国覇権主義の終焉を告げることを意味している。そんな中で、中国は、太平洋地域に向いては、日米によるAIIBの不参加を尻目に、EU諸国やイギリスとの間にAIIBをバックとしたユーラシア経済連携を強化しつつ、東南アジア諸国との間にRCEP枠組みをリードしようとしている。

本稿では、2013年9月から2017年9月に至る丸四年間にわたる「一帯一路」ベルト地域経済統合戦略の全体像を概観し、国際政治経済レジームにおける中国独自の地政学的な思惑から、中国を取り巻く環境エネルギー需給の見通しを明らかにし、経済成長と気候変動対応のジレンマを分析してみようとする。

第一章 現在進行形の「一帯一路」メガ経済圏

中国国務院新聞弁公室が今年5月12日に開催した「一帯一路」沿線国・地域の生産能力協力発表会で、中国国家発展・改革委員会の寧吉劼副主任は、「近年、中国は、沿線国とともに生産能力の面での連携を推進しており、大きな成果を収めている。2013年-2016年の中国企業の沿線国に対する直接投資は、600億米ドル（1ドルは、約113円）を超えている」と紹介した。人民日報が報じた。

沿線国に対する経済協力メカニズムが、次々と構築されている。例えば、中国は、ハザクスタンやマレーシアなど30カ国と生産能力の面で協力することを合意し、それを協力メカニズム、関係国とのリンク計画、プロジェクトに盛り込んでいる。

重要プロジェクトも次つぎに実施が始まっている。例えば、2016年末の時点で、中国企業が沿線国で立ち上げた連携エリアが56あり、1000社以上がそこに進出。総生産額は500億ドル以上に達し、現地国でおさめられた税金は11億米ドル、現地で計18万人以上の雇用を創出してきた。中国企業は、沿線国がインフラを整備し、生産能力を向上させ、産業発展を加速させ、雇用創出を拡大させ、民生福祉を改善する点で、大きく寄与してきた。

サポート体系が継続的に整備されている。例えば、2016年末の時点で、中国国家開発銀行と中国輸出入銀行の沿線国に対する貸付金は、1100億米ドルを超えている。また、中国輸出信用保険会社が保証を引き受けた沿線国の輸出や投資の額は3200億ドルを超え、生産能力の面での協力において、大きな貢献を果たしてきた。

中国は、沿線にある22カ国と、総額9000億元以上の通貨スワップ協定に調印し、生産能力の面での協力と人民元国際化の相互促進を推進してきた。

2013年9月から2017年9月にかけて、丸四年にわたる「一帯一路」戦略構想の実施により、概ねつぎのような初期的な成果を生み出している。

- (A) バイラテラル形態もしくはマルチラテラルに基づく経済協力体制が次第に整いつつある。例えば、国連（UN）機構、国連安保理、国連総会など重要な国際会議の決議文書にも、「一帯一路」インフラ建設の内容を組み入れている。ロシア、ハザクスタン、モンゴル、ベトナム、パキスタン、ポーランド、イギリスなど関係諸国とは、政策協調を行っている。40カ国以上の国と地域、国際組織との間に協力をめぐる協定を結んでいる。30カ国以上の国々との間に生産能力調整協力合意を取り付けている。60カ国以上の国と国際組織との間に共同提唱に基づき「一帯一路」貿易取引提携協議を結んでいる。
- (B) 2016年末まで、中国企業による沿線国への直接投資額が145.3億米ドルを数えている。新規の道路港湾公共施設インフラの建設プロジェクト案件受注契約金額が1260.3億米ドルにのぼっている。これが、中国の対外建設プロジェクト案件受注新規契約金額の51.6%を占める割合となっている。すでに営業売上高が759.7億米ドル、これが同期の全体営業売上高の47.7%を占めている。2016年末にかけて、中国企業は、「一帯一路」沿線国家にて戦略的経済特区を合併形式で立ち上げたのは、56カ所もあり、累積投資額は185.5億米ドルを数え、特区のテナント企業は、1082社となっている。その産出GDPは、506.9億米ドルとなっている。前掲のとおり、11億米ドルの法人税、事業税徴収をもたらし、18万個分の就労ポストを生み出している。
- (C) 貿易取引と金融サービスの至便性、効率性の著しい改善が見られた。4年間にわたり、「一帯一路」沿線国との間には、輸出輸入貿易往来の総額は、3兆米ドルを超えている。AIIBおよびシルクロード基金を基軸とする金融ファイナンスネットワークは、多次元からなる

ファイナンスツールを形成している。例えば、AIIB銀行だけでも、「一帯一路」建設プロジェクトに関わる関係諸国の抱える9つの公共事業プロジェクト案件に対して、17億米ドルの貸し付けを与えている。「シルクロード基金」から拠出した投資マネーは、40億米ドルに及んでいる。中国と中央アジア、東欧ヨーロッパとの間に16プラスワンという金融傘型会社も正式に立ち上げている。「一帯一路」沿線国地域をカバーする建設資金ファイナンスネットワークがほぼ形成されている。中国の企業証券取引所は、競争入札にてパキスタンの証券取引所持分を取得できている。中国の三つの証券取引所は、ドイツの証券取引所グループ株式会社との間にフランクフルト市内で、欧州と中国とのジョイントベンチャーカンパニー形式に基づく合弁型証券取引所を設立できている。4年間のうち、中国の2カ所の証券会社が、沿線国でその海外子会社を置いている。沿線国では、すでに32カ所の証券会社が中国国内で、QF2の取引資格を獲得してきた。32カ所の証券会社がRQF2資格を取得済みである。上海と深センでは、すでに963社の上場会社が「一帯一路」ベスト経済重点プロジェクトの実施にコミットしている。

貿易面の成果を見れば、2016年の中国と沿線国の間の貿易総額は、約9535億9000万ドル、中国の輸出総額の25.7%を占め、2015年と比べ、0.4%ポイント上昇を見せた。貿易相手国を見ると、東南アジアは、最大の貿易相手国となっている。中でも中国とベトナムとの貿易額は沿線国との貿易総額の10.3%を占めている。広東省は中国と沿線国の間の貿易を扱う最大の省であり、全国の20.9%を占めた。

(D) 中央アジア地域編：

カザフスタン：

2014年5月、中国とカザフスタン（江蘇省連雲港）物流提携拠点プロジェクトの一期プロジェクトの一期プロジェクトが正式にスタート。シルクロード経済ベルトの実体的なプラットフォームとしては初

の運用開始となった。

2014年6月、中国・中央アジア天然ガスパイプラインCラインが完成した。

キルキスタン：

2014年5月、ビシケック熱発電所の改造工事が着工した。

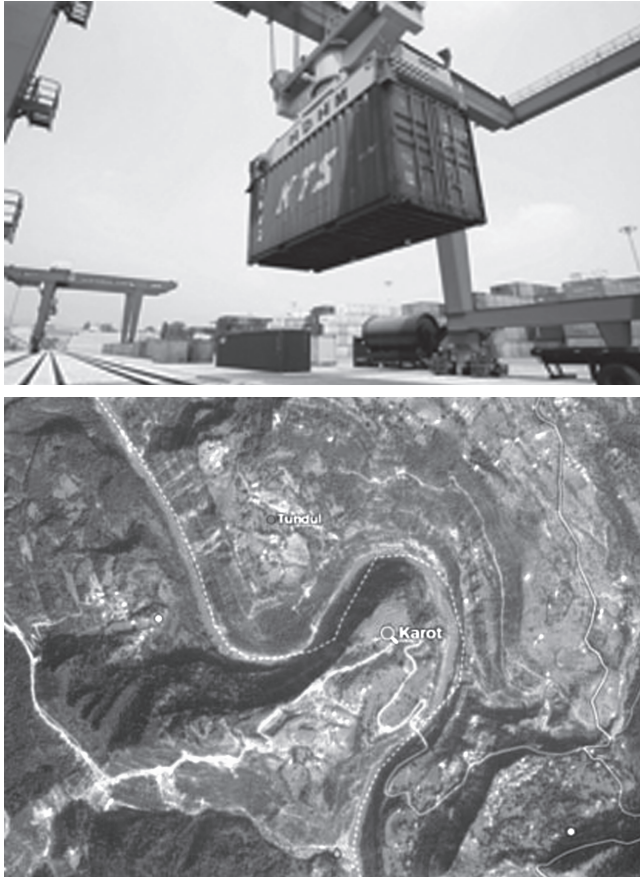
タジキスタン：

2015年5月、タジキスタンのヴァフダトとヴォンを結ぶ鉄道建設プロジェクトが着工した。シルクロード経済ベルトの枠組みないとしては初めての着工、完成した鉄道プロジェクトとなった。

ウズベキスタン：

2016年3月、「中央アジア一長いトンネル」である19.26キロのウズベキスタンカムチャックトンネルが貫通した。





(E) 東南アジア編：

2013年9月、中国とミャンマーの天然ガスパイプラインが全ライン貫通した。

2015年4月、ハイズオン発電所の建設が着工した。2015年7月、ベトナムヴォン石炭火力発電所の一期工事がスタートした。中国がベトナムで行う投資規模最大のプロジェクトである。2015年9月、ベトナムハロン水力発電所の建設が竣工した。

2015年12月、中国とタイを結ぶ鉄道の建設が着工した。同12月、中国

とラオスを結ぶ鉄道のラオス区間の建設が着工した。

2016年1月、ジャカルタとバンドンを結ぶ高速鉄道の建設が着工した。同年6月、「シハヌークビル港経済特別区」の「企業百社入居」が始動した。同年10月、東南アジア電気通信カンボジアプロジェクトが、「一帯一路」生産能力・投資協力重点プロジェクトとなった。



ミャンマー



タイ



ベトナム



ラオス



インドネシア



カンボジア

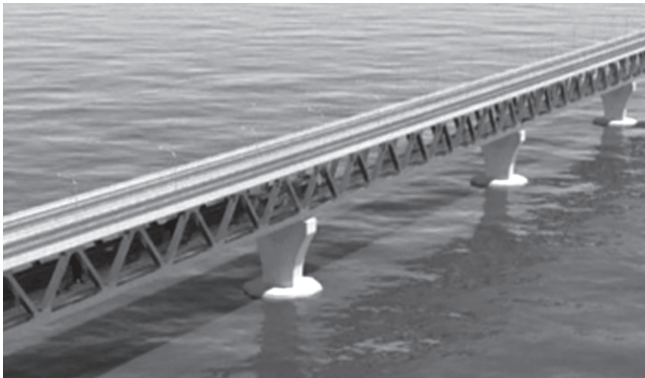
(F) 南アジア編：

スリランカ：

2016年8月、スリランカ側が、ハンバントタ港の運営マネージメントを全面的に中国企業に任せ、臨港区域の土地で行われる産業パークの開発も中国に任せる計画であることを明らかにした。

2016年1月、パキスタンのカロット水力発電所の主体工事が着工した。2016年11月、パキスタンで中国が出資して建設されたグワードル港が開港し、中国とパキスタンの経済を結ぶルートが正式に開通した。

2016年8月、バングラデッシュのパドマ大橋の建設が着工した。これまで出、中国企業が受注した海外での橋建設工事としては、最大規模を誇る。



(G) 中近東編：

サウジアラビア：

2016年1月、ヤンブー製油所の操業が正式にスタートした。中国がサウジアラビアに出資するプロジェクトとしては最大規模を誇る。

エジプト：

2016年7月、エジプトの送電工事Borolus-Itay（79キロ）のBaroud区間の工事がスタートできた。中国とエジプトが生産能力協力の面で合意に至った初のプロジェクトで、エジプトで最大規模、最高電圧の送電線工事となる。



(H) アフリカ編：

2015年1月、東アフリカ最大の港町・モンバサからケニア首都のナイロビを結ぶ鉄道（全長480キロ）の建設が着工した。ここ100年で、ケニアで鉄道が建設されるのは、はじめてである。

ジブチ：

2016年11月、「一帯一路」構想の一環で、アフリカの重要金融インフラの一つであるシルクロード国際銀行がジブチで正式に設立された。中国資本の企業がアフリカ大陸で銀行業の営業許可証を取得したのはこれがはじめてである。

速鉄道の「海外展開」の第一歩だ。

2015年6月、中露東ライン天然ガスパイプラインの中国国境内区間が着工した。

中東欧16カ国：

2015年11月、中国と中東欧16カ国は「16プラスワン国際経済協力」中期計画プランをまとめた。このうち半分の国が、中国と「一帯一路」共同建設協力覚書に調印した。

ハンガリー・セルビア：

2015年12月、ハンガリー・セルビア鉄道がセルビア区間の建設が着工した。

中国が欧州で経済連携による鉄道建設プロジェクトは、これがはじめてである。

2016年4月、中国企業がスメデレヴォの製鉄工場を買収した。

2016年6月8日、中国鉄道は、中国と欧州を結ぶ国際定期貨物列車の統一ブランド使用を正式に始めた。

これまでに、渝新欧(重慶-新疆-欧州)、蓉欧(成都-欧州)、鄭欧(鄭州-欧州)、蘇満欧(蘇州-満州里-欧州)、漢新欧(武漢-新疆-欧州)、義新欧(義烏-新疆-欧州)、蒙聯欧(内モンゴル-欧州)などを含む中欧国際列車のルートは、1000路線以上がすでに開通し、定期的に運行している。



チェコ：

2016年8月、中国企業がチェコの三大鉄鋼企業に入る1社を買収した。

ギリシャ：

2016年8月、中国企業がギリシャのピレウス港の運営権を買収した。

ベラルーシ：

2016年9月、蘭州から中国ベラルーシ工業パークを直接結ぶ中国初の国際貨物列車が開通した。中国ベラルーシ巨石工業パークの一期スタートエリア「七通一平」と関連のインフラがほぼ完成した。

英国：

2016年9月、中国の企業が出資する英国の原子力発電プロジェクトが承認され、ヒンクリーポイントCプロジェクトが実質的にスタートした。



(J) 中南米編：

ベネズエラ：

2013年9月、中国は、ベネズエラに「ベネズエラリモート・センシング衛星1号」を引き渡した。2014年10月、中国とベネズエラは「ベネズエラリモート・センシング衛星2号プロジェクト契約」を締結した。

ブラジルとペルー：

2015年5月、ブラジルとペルーをつなぎ、南米大陸を横断する「兩

洋鉄道」の基礎的なフィージビリティ・スタディが始まった。

チリ：

2015年5月、中国とチリは「両洋トンネル」プロジェクトでの協力について合意した。

エクアドル：

2016年11月、中国側が建設を請け負ったCaca Codo Sinclair水力発電所が発電を開始。中国側が建設を支援したエクアドル公共安全緊急指揮センター共同試験室がオープンした。(注1)



注1：「一帯一路ネット」BEIT AND ROAD PORTAL:YIDAIYILU.GOV.CN, 2017年7月11日付報道

第二章 「一帯一路」経済ベルト戦略構想の背景とグランドデザイン

以上のとおり、中国が進めている「一帯一路」経済ベルト戦略構想とは、2013年9月7日から10月中旬にかけての習近平国家主席によるウクライナ、インドネシア、中央アジア諸国歴訪中に提唱してきた中国の国際経済統合アイデアではあった。いままでの合計4年間において、見事に上記のような具体的で、実質的な国際ビジネス連携プロジェクトが起動することになっており、現在進行中の大型インフラ施設（港湾、ハイウェイ、高速鉄道、ダム、トンネル、産業パーク、物流コンテナ基地など）建設計画がつぎからつぎへと実施されているさなかであること、その地理的な広がり、中央アジア地域をはじめ、東南アジア、南アジア、中近東エリア、アフリカ諸国、欧州、中南米、イギリスなど70カ国以上をカバーする広域に渡っていることが明らかであろう。

即ち、日本政府やジェットロなどが言われるような「具体性を欠く」幻の単なる口先だけの構想ではなく、単なるスローガンや政治的なかけ声ではなく、まさに現在進行形の確実な地域統合戦略であることは、確認できているかと考える。

2017年5月14日から17日にかけて北京で開かれた「一帯一路」サミットおよびその国際経済協力フォーラムにて達成された中国の外交成果を見ても、あきらかであり、日本からは、二階俊博幹事長が自民党代表として経団連会長など財界人リーダーを引率して加わったことも話題になっている。

それでは、このような「一帯一路」（シルクロード陸上の地続き国際貿易、物流ネットワークと海上航路で結ぶシルクロードの総称）グローバル構想とは、一体どのような国内、国際政治パワーポリテックスゲームの中で、その外交戦略的発想が生み出されて、またいかなる戦略ビヘイビアの裏付けが隠されているだろうか？このあたりを次章でちょっと探ってみようとする。

中国の習近平国家主席が2013年9月ウクライナ、ロシア外遊中に、国際社会に向けて提唱した中国と欧州各国を結ぶ巨大な広域経済圏構想が、この

「一帯一路」構想という四文字で略称されているものだが、陸路では中央アジアを経て欧州に続く「シルクロード経済ベルト」が、「一帯」で、南シナ海からさらにインド洋を通り、ペルシャ湾を経て欧州へと向う「21世紀の海上シルクロード」を「一路」と呼ばれる。沿線国の数は、約70カ国にのぼり、多くは、新興諸国と言われる発展途上国、地域が含まれる。

中国政府は、同構想を資金面で支える政府系投資ファンド「シルクロード基金」を2014年に設立。政府の外貨準備、政策金融機関などが資金を拠出する。アジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立を主導したのも、関係国がインフラ整備に向けて資金を確保できるようにするためである。

習近平国家主席が、2017年5月14日から16日までの「一帯一路」サミット開催の成果につき、つぎのようにまとめられた。(注2)

参加の是非をイデオロギーに基づいて判断することはなく、誰にでも開かれているオープンで、世界各国に門戸を開放されているものと強調されている。オープンな世界経済と、グローバル化のリバランスを目指し、貿易自由化を指向すると示唆されている。

今回の国際会議の共同声明によると、各国首脳は、世界貿易機関（WTO）を中心に、ルールに基づいたオープンな多国間貿易システムを推進することで合意されている。世界経済が直面する課題を認識し、アジア・欧州間の接続を促す取組みを歓迎し、公平な条件に基づいて貿易・投資を拡大することが重要との見解で一致した。

中国の「一帯一路」構想は、トランプ大統領が掲げる「アメリカファースト主義」とは対照的な性格を有している。中国が、1979年以降打ち出された「改革開放政策」の全面的な総仕上げであり、37年間にわたる経済改革と国内成長の総決算でもあると位置付けできようかと思われる。

国内的なバックグラウンド要因としては、①「中西部大開発」計画という壮

注2：中国法務省「法制日報」「法制網」2017年5月16日、同5月27日付「一帯一路」国際経済協力フォーラム成果報告リスト

大な内需拡大の牽引効果を狙っていること；②中国の資源エネルギー開発利用にかかわる資源安全保障上の誘因が孕んでいること；③中国国内経済の成長ボトルネックの最大のものとして、ほぼすべての製造業界において、著しい「生産過剰による深刻な在庫超過」が取り上げられるが、鉄鋼業界、アルミやゴム製品、建設資材、建設機器、セメント分野の生産過剰のはげ口を見つけなくてはならない。

シルクロード経済ベルトに関しては、すでに中国西部や中央アジア諸国のインフラ整備作業に繋がる建設プロジェクトが始まっており、鉄道も中国から遙かイギリス・ロンドンと欧州の最西端スペイン首都マドリードまでの長距離国際貨物輸送に成功している。

中国としては、陸路を通じたヨーロッパとの貿易促進はもちろんのこと、天然ガスなどの資源が豊富で開発がほとんど未着工のままの地域が多い中央アジア諸国への影響力を拡大する狙いがある。14億人という巨大な人口を抱える中国にとっては、共産党政権の正統性を保持するための6%前後の高い経済成長率を維持することは、至上の課題と言わねばならない。そのためには、持続的な発展を維持するための資源エネルギーの安定的な確保が不可欠である。すなわち、エネルギーの安定供給体制と内陸部の経済発展を支える輸出のための計画である。AIIBなどの政府系ファンド基金を使って投資を促進し、インフラ整備を主導することで各国における影響力を強めることが目的である。

21世紀の海上シルクロード構想も同様ではあるが、中近東からの石油資源を安定的に輸入するルートとともに、輸出のための港湾設備やシーレーンを確保しなければならない。このように、陸と海の二つのルートを駆使することで、滞りなく資源を中国に運び、生産したものを各国に運んで貿易ビジネス関係を強化させ、拡大する狙いがある。

インフラ整備等公共事業への投資を主導することで、ユーラシア大陸における経済圏の盟主としての地位と威信を確立する狙いもある。特にトランプ政権によってアメリカがTPPから離脱し、気候変動対応の国際的合意の成

果たるパリ協定からも離脱をしてしまったので、「保護貿易主義」と「アメリカンファースト」から始めるポピュリズム、孤立主義の風潮が吹き荒む中、自由貿易とアンチ孤立主義を推進するリーダーとしての中国の存在感を高める意図も働いている。

習近平の対外政策の骨格は、主には三つの柱から構成されていることは、多くの論者が指摘されている。

つまり、①米中関係の安定化を図ること；②「核心利益」という概念の導入で、中国外交のボトルラインを明確化すること；③法による「支配」原理をモットーに、国際社会における自国の影響力拡大を狙う。

こうした積極的な対外政策の姿勢は、習近平政権発足後まもなくその基本方針が打ち出されており、それが、鄧小平時代の16文字からなる外交戦略指針からかなり前に踏み出した積極的なものとなった。「综合权衡，宜战当战，合纵连横，维权并举。」

「韬光養晦」政策を堅持しながらも、実際は、「有所作为」にウエイトを移し替えたのである。その理由としては、習近平政権発足当初の1年-2年の間は、オバマ政権が「アジアへの復帰」を宣言し、「アジア地域における米国の一国優位体制を維持する」というメッセージを発信した。経済的には、環太平洋連携経済協定（TPP）を推進し、安全保障分野では日本、豪州などのアジア太平洋の同盟国との間で軍事協力を強化する。こうした米国のアジア政策を、中国は、「中国の台頭を抑止するための封じ込め戦略」として受け止め、強い危機意識をもって激しく反発した。

こうした「内憂外患」に直面する習近平政権が打ち出した外交戦略方針が、「一帯一路」構想と称する「新シルクロード戦略」である。^(注3)

注3：青山瑠妙「中国の外交、積極展開で影響力拡大」—「一帯一路」で広域協力圏を構築『2020年に挑む中国—超大国のゆくえ』第8章、151頁から172頁まで参照されたい。



出所：『朝日新聞』『読売新聞』各社による関連図表に基づき引用。

シルクロード経済ベルトは、紫色とオレンジ色および赤色の三色で表示されている。21世紀海上シルクロードは、ブルー色で表示されている東西に走る方向性を描いているのである。

①中国から中央アジア、ロシアを經由して、ヨーロッパに至る。②中国から中央アジア、西アジアを経てペルシャ湾、地中海まで至る。③中国から東南アジア、南アジア、インド洋に至るという三つのルートからなる。

この二つの経路は、いずれも紀元前四世紀からはじまる中国の漢の時代、隋や唐の時代から延々と続く歴代封建王朝時代の国際経済秩序レジームからヒントを得た戦略アイデアである。「シルクロード経済ベルト」は、投資総額が8900億ドル以上と予想される「六つの国際経済回廊」を構築し、「海上シルクロード」は、2つのルートを中心に展開するとしている。

2015年に正式な構想となり具体策も示されてから、記述の通り、沿線国では関連するプロジェクトが相手国とのバイラテラル型の協定を結んで、つぎ

からつぎへと具体性をもって策定されてことで徐々に肉付けされるようになっていく。この構想は、単なる地域戦略ではなく、世界全体を見渡したグローバル戦略そのものである。「一帯一路」構想は協力の重点と方向性を示しているだけであって、対象国と地域を特に限定せず、参加したい国は自由に参加できるとしている。中国の資源エネルギー安全保障上の観点から、習政権はアフリカ大陸や中南米も視野に入れながら、ユーラシア大陸での取組みと同様の外交戦略を展開しているのが、特徴的である。東シナ海と南シナ海での領土紛争や制空権と海洋資源と海をめぐる権益のトラブルは、中国の「一帯一路」構造を、中国の周辺外交の「西進戦略」または「対中包囲網」に対するアンチテーゼとしての国際政治「出口戦略」とも言えよう。64カ国地域以上の沿線国にインフラ施設を整備し、中国最大の貿易相手である欧州連合（EU）とアジアとを結びつける広域経済圏を築くのが最終的な狙いだ。2つの「中国の夢」を実現できそうな暁には、もう日本やアメリカには、依存する必要がなくなること、中国独自の世界基準、グローバルスタンダードを創出することによって、逆に日米を逆手にとって、その矮小化をはかる意図も含まれている。

構想自体の発想法は、中国が世界経済の中心的な地位を誇っていた古代シルクロードの再現を意識しながら、アジア、ヨーロッパ、アフリカ大陸に跨がる一大経済圏の構築を目指すものである。「一帯一路」におけるインフラ整備事業を資金面から支援するため、シルクロード基金や、アジアインフラ投資銀行（AIIB）、BRICS銀行、上海協力機構開発銀行などの設立計画が、中国の主導で、ダイナミックにすすめられている。この一連の取組みは、戦後米国が西欧諸国を対象に実施してきたマーシャル・プランの再来を思わせるものであり、一部のメディアでは「中国版マーシャル・プラン」と呼ばれている。

具体的には、「政策面の意思疎通」、道路をはじめとする「インフラの連結」、
「貿易の円滑化」、「資金の融通」、沿線国の「民心の意思疎通」の五つの分野での国際協力を呼びかけて、新興国政府と産業界を動員して進められている。

即ち、東アジアとヨーロッパ地域、ないしアフリカ大陸、中近東地域との間に「東西を結ぶ」橋渡しの役割を担う梁の下の「うち弁慶」という存在である。「シルクロード経済ベルト」構想大枠の対外PR：2013年9月、カザフスタンのナザルバエフ大学での講演

2013年10月：インドネシアの国会での演説で、21世紀海上シルクロードを提唱。

2015年2月1日 国務院副首相張高麗の主宰で、「『一带一路』建設工作会議」

同年3月28日国家発展改革委員会、外交部、商務部が、「一带一路」を推進し、ともに構築する構想と行動」を発表した。本構想の地政学上のプラグマティズム戦略意図と全体のマネージメント組織体制および行政事務の実施ロードマップが浮き彫りに示されている。

2017年5月14日-17日、「一带一路」サミットと国際経済協力フォーラムの開催に至る道のりが、本構想の骨組みと枠組みに対する肉付けが完結されることになる。

前掲2015年3月28日付公表された『一带一路構想の戦略ビジョンおよびロードマップ』においては、陸上と海上二つのルートからなる広大な重層的な広域経済連携戦略ビジョンとその実際のアクションプランが詳細に打ち出されている。

ここにきて、「一带一路」は、東の最果てが北東アジア地域、西は、欧州の最西端にあるEU諸国経済圏という二つのもっとも経済が繁栄をしている地域を取り結ぶ役割を果たし、東西の間に挟まれている広大なユーラシア大陸の国々、発展途上国を突き抜けるものとなっているため、これらの発展途上国またはインドやパキスタンのような新興国経済を牽引し、活性化させる役割がおおいに期待できるものと関係国からの賛同を幅広く得られている。

2017年5月14日、習近平総書記は、「一带一路」国際経済フォーラム開幕式のスピーチにおいて、この経済構想のドクトリンを「開かれた、包容力がある、相互依存、相互学習、互惠的、ウインウイン関係」の醸成を目指すも

のと表現しているのである。

「一帯一路」を平和の道、繁栄の道、開放の道、イノベーションと文明の道として将来設計を明るくしている。

中国国内でも直接関係し、重点拠点都市と地方自治体と目されているのは、18カ所あるのである。新疆ウイグル少数民族自治区、陝西省、甘肅省、寧夏自治区、青海省、内モンゴル自治区、黒龍江省、吉林省、遼寧省、広東省、広西チワン族少数民族自治区、雲南省、チベット自治区、上海、福建省、浙江省、海南省、重慶市などがリストアップされている。

一方では、2017年7月23日、新興諸国5カ国（BRICS:ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）が運営することになる新開発銀行（BRICS銀行）の開業式典が上海で行われた。中国財政部の楼継偉財政省財務大臣は、「BRICS銀行は、今年末、または来年はじめに運営をスタートする」と述べた。「BRICS五カ国が提唱して設立するBRICS銀行も、中国が提起して設立されるアジアインフラ投資銀行（AIIB）も、新興経済体がグローバルインフラ建設を促進し、国際経済のガバナンス改革を推進する上での重要な動きだ。BRICS銀行とAIIBは、相互に補完しあい、協力しあう関係にあり、両者は、銀行の設立準備の中で、お互いに学び合い、連携を取り合い、運営開始後は、協力を強化し、世界とアジアのインフラ建設および相互連携・相互接続（互聯互通）をともに促進し、世界と地域の共通の発展を推進するために貢献する」と述べた。

BRICS銀行初代の頭取は、インドのクンダプール・パマン・カマト氏が、就任し、副頭取は、中国の祝憲（ジュー・シエン）氏、ブラジルのエイケ・パチスタ氏、ロシアのウラジミール・カズベコフ氏、南アフリカのレズリー・マスドープ氏がそれぞれ就任する。

第三章 「一帯一路」今後の地政学的リスク

いずれにせよ、現在進行形の「一帯一路」構想の壮大な実施プログラムが

着実に数十国の沿線国と地域で進められていることが、明らかとなっている中、今後このような広域経済協力スキームが、着実に成功を収めていくためには、「光」と「闇」双方につき検証を行うべきかと考えている。本章では、まず「一帯一路」構想の時代背景と国際的、国内的な政治経済背景を省察しつつ、今後抱える地政学的なリスクについても、分析を進めたいと思われる。

第一節：「一帯一路」構想の時代背景：

かかるグローバル経済戦略構想は、何も一時的な発想で考え出したものではなく、中国を取り巻く世界情勢に対する主体的な対応策であるという位置付けになろうかと考えているのである。

即ち、国際貿易保護主義やTPPをはじめ、世界的に見られる地域ブロック主義、CISイスラム原理主義、テロリズムなどといった世界経済の流れ、ならびにアメリカのトランプ政権の出現に対抗する意味で、グローバルガバナンス体制の再構築を迫られる状況が、背景にあろうかと思われる。

A) 国内政治背景：

1979年から、中国は、改革開放政策の本格始動により、深セン、アモイ、珠海、スワトウなど五つの経済特別区を指定され、上海、大連、寧波など沿海地域の14カ所の港湾都市および上海浦東新区を開放され、続いて13カ所の辺境都市、6つの河川沿い都市、18の内陸地方自治体都市が開放されてきた。かかる37年にわたる対外開放、改革政策の中で、相対的ではあるものの、経済が盛んな都市が、ほとんど東部沿海地方に偏っており、中西部地方の都市や少数民族居住地域が、高度経済成長の大波から取り残されてしまうという国内成長の「二重構造」が出来上がってしまったのである。

チベットや新疆ウイグル少数民族自治区、甘肅省、青海省、陝西省、寧夏ウイグル自治区など中西部地域が、上海や蘇州、大連など沿海都市部と比べて、経済成長の恵みが廻ってこない、相対的に地盤沈下されている現状があろうかと思われる。

これを解消できるのが、まさしく「一帯一路」経済ベルト構想である。

なぜならば、「一帯一路」構想は、全方位で、放射線状にユーラシア大陸全域を巻き込む「経済復興プラン」そのものである。中西部地域は、中国全体の国土面積を3分の2以上占めるのみならず、これらの地域を拠点にして、西アジア、中央アジア、ヨーロッパ地域に通じる戦略的な要衝となることが、明らかである。一方、海上シルクロードは、すでに広東省の省都たる広州、福建省の泉州、浙江省の寧波、江蘇省の揚州、連雲港、海南島の北海等の都市を「重要拠点都市」と指定されている。

これらの重要拠点都市の位置付けは、今後東南アジアASEAN地域、中央アジア、アフリカ大陸、EU諸国と大洋州の国々とも地続きの連携に加えて、海上でも貿易ルートの充実を図ることにより、緊密につながれる方向性が見出されている。

これらの地域は、点から線、線から面へと、次第に広範囲に拡大され、お互いに繋がって広がりを見せつつあるのである。「自由貿易ゾーン」と「戦略的な経済特区」との間の官民連携モデルで中国の開放政策のレベルをおおいに高めていく役割が果たせるものと考えている。

改革開放の初期では、中国の経済成長率がまだ低く、海外から外貨と技術と経営管理ノウハウをひたすら取り入れてきた。1979年から2012年にかけて、中国の海外導入済み外商投資企業プロジェクト案件数は、763,278件を数えており、実際に外貨の利用金額が12,761.08億米ドルにのぼっている。ところが、すでに世界第二位の経済大国、最大規模の貿易大国と台頭してきた今日、中国の対外直接投資がすでに1231.2億米ドルの大台にさしかかった。その伸び率は、同時期比較では14.2%の高い数字になっている。2015年には、ついに1456.7億米ドルに到達していたのである。中国の外資受け入れ規模と中国企業の対外FDI規模が、ほとんど匹敵するところになるまで成長してきた。その両者のギャップは、わずか53.8億米ドルに過ぎない。

2016年となれば、中国の外資受け入れは、1340億米ドルに対して、対外投資は、1830億米ドルにまで大きく伸びてしまったのである。両者のギャッ

ブは、さらに開いて、490億米ドルを計上している。中国は、すでに資本輸入大国からついに、資本輸出大国になるまで著しい成長を果たしているのである。

資本輸出ドライブの後は、工業製品と産業の輸出であり、中国は、すでに高度産業化の後期に入っており、中国経済は、まちががなく全面的なグレートアップと構造改革の曲がり角に来ているかと思われる。(注4)

B) 国際的な背景：

2008年以降から世界金融危機が席卷するようになってから、世界貿易の平均伸び率が世界のGDP伸び率の2倍ほどのスピードで増大を見せつつあるのである。1990年から2007年にいたるまで、世界貿易取引の伸び率は、6.9%の高さまで大きく伸ばしてきたのである。しかしながら、世界金融危機が過ぎ去った後、世界の貿易取引の拡大が思うように行かず、スピードが落ちてしまった。データが示されているように、金融危機後の2008年から2015年にかけて、世界貿易の平均伸び率がわずか3.1%しかならず、2015年度の世界貿易取引全体の伸び率が緩やかになり、わずか2.7%にまで落ち込んでおり、それが、世界のGDP総量の伸び率(2.4%)と比較しても、横ばいのパフォーマンスを見せているに過ぎない。

2016年となると、世界の貿易総量伸び率が、2015年度とは横ばいと推移しているため、連続5年間において、世界の貿易取引総量が平均3%を下回っていることになる。世界の貨物貿易量が(米ドルを基準に計算)急激に13%も縮小されてしまったのである。かかる世界経済と金融情勢のなか、グローバリゼーションの基本理念をリードし、グローバルスタンダードを再構築するための主役が、貿易保護主義を鮮明に打ち出された「アメリカンファースト」のトランプ政権ではなく、第二の経済大国たる中国が、その責務を負わされることが、当然の成り行きではないだろうか？

「一帯一路」構想は、まさに、中国が、グローバリゼーションに積極的

注4：『人民網』2017年5月22日付「一帯一路」国際協力サミットの成果

にコミットするための切り札かも知れない。

第二節：「一帯一路」建設の初歩的成果

以上のように、2013年10月付けで「一帯一路」構想公布以降、2017年9月現在にいたるまで、わずか4年足らずの短い期間ではあるものの、すでに顕著で喜ばしい成果を内外で勝ち取ることができるようになったのである。

①沿線国家との間に、100以上の国と国際組織、国連総会、国連安保理など重要会議において、「一帯一路」建設のプロジェクトメニューが受け入れられている。ロシア、ハザクスタン、モンゴル、ベトナム、パキスタン、ポーランド、イギリスなど関係諸国との間に政策協調を擦り合わせしてきた結果、40カ国以上との間に経済協力の二カ国間協定を結んでいる。30カ国以上の国とは、産業政策と経済協力協定を締結したり、60カ国以上の国と国際機関との間に、「一帯一路」貿易取引のパートナーシップ協定を結んだりしている。

②基礎的なインフラ建設プロジェクトが、過去4年間に渡り、沿線国とのODA経済協力支援スキームにより、複合型、機能性高い横断的なインフラネットワークが作られつつあるのである。2106年度だけで、中国企業による「一帯一路」沿線国への直接投資145.3億ドル、対外建設工事の新規契約受注額が1260.3億ドル、中国全体の対外建設工事受注額の51.6%を占めている。営業利益高が759.7%ドルを生み出している。2016年年末にかけて、中国企業が経済協力特別区建設で56社、累積投資が185.5億米ドルにのぼる。テナント企業がすでに1082社を数え、GDP総額が506.9億ドルを計上。関連国と地域の地元では、11億米ドルの税収と18万人の新たな就職機会を与えている。

③貿易と資金調達面での国際協力体制：

2014年から2016年にかけて、中国と沿線諸国との間の貿易取引高が3万億米ドルを超えている。AIIB銀行が、すでに一帯一路建設関連諸国向けの9つのプロジェクトに対して、17億米ドルの建設ローンを提供している。シルクロードファンドの投資は、すでに40億ドルを数えている。沿線国では、32社の証券会社がすでに中国でQF2の資格をゲットしている。中国上海、深

セン市では、963社の上場会社が「一帯一路」重点プロジェクトにコミットしている。

第三節：地政学的なリスク要因

まずは、沿線国と地域では、とくに発展途上国が集まるこのユーラシア大陸では、かつては、第二次世界大戦から今日に至るまで、さまざまな域内紛争が度重なり、ロシア連邦の崩壊後、冷戦終結後には、多くの域内紛争はついに軍事衝突までエスカレートし、国家分裂と民族間の宗教トラブルが相次ぎ、カントリーリスクが極めて高い地域が少なくないのである。これらの国では、政党間の理念や主張がまちまちで、政権交代や政局の異変もしくはクーデターや政変が起きるとなると、従来の産業政策が急激に変わったり、途中で、撤回されたりして、大きなカントリーリスクが生じることになる。そのほか、ローカリズムや、テロリズム、原理主義的な脅威もこの当たりの地域でしばしば見られるため、中国企業にとっては、通常のリーガルリスクも含めて、地政学的な複合リスクも顕在化していることも事実であろう。

20世紀においては、欧州がアメリカとの関係が国際政治の中で、かなりの比重を占めてこられたが、21世紀になってからは、欧州とアジアとの関係が、欧州の関係を凌駕してきていることは、紛れもない事実である。欧州と中国、インド、日本、東南アジア諸国との貿易量は、年間1.5兆米ドルにもなっている。欧州とアジアとの関係ではインフラ整備ができておらず、だからこそ、中国は、「一帯一路」構想を打ち出している。

東南アジアのインフラをめぐる世界的に競争になっているが、最終的には、力の源泉は軍事力ではなく、エンジニアリングの力による。欧州は、世界のトップ25のエンジニアリング・建設会社があるが、米国には、3つしかない。このため、欧州は、アジアのインフラ整備に力を入れようとしている。

これまでは、地政学の土台は、どちらかといえば、国土・領土、領海を支配する大きさに規定されてきたが、新しい考え方を取り入れなくてはならない。今の時代の「グランドパワー」は、「接続性」の密度と価値で図るべき

だ（パラグ・カンナ インド出身の国際政治学者）という。

つまり、イデオロギーや歴史、文化のつながりではなく、サプライチェーンに関する相互補完性で考えなければならない。

米国と欧州は、西洋文明による文化を共有しているが、いまや欧州は、アジアとの「接続性」を強めようとしており、根本的に欧州の戦略は変わってきている。このように「接続性」をめぐる競争は、新たなグローバルシステムを誕生させて、いまよりも良いものになる。

「一帯一路」構想が、なぜわずか3年程度の短い間に、沿線国および西ヨーロッパの50カ国からの多大なる支持と賞賛を得られたのか？まさしく上述の通り、ユーラシア大陸を隔てて、欧州の西の果てまで、アジアとの「接続性」コネクション強度を高めてきたからである。それを中国流に表現すれば、以下の五つの「接続性」から構成されているものかと考える。

すなわち、「お互いに政策が相通じる」こと；加えて「インフラ施設がお互いに相通じる」こと；「輸出入貿易がお互いにスムーズに通じる」こと；「お互いに資金が相通じる」こと；「お互いに国民同士の心が相通じる」ことから「接続性」がしっかりと保証され、担保されているのである。

カントリーリスクとしては、これらの沿線国には、政情不安や内乱、クーデター、テロリズムの勃発、経済の混乱、不景気などマイナス要因が、発展途上国の中でも特別に高いものの、以上のような五つの「接続性」からなる政治経済ベルトの強いインパクトにより、これら地域の経済発展が、食料の増産体制および貿易取引からもたらす経済利益の確保、加えて道路や港湾施設、空港、トンネル、産業基地のインフラ建設の整備が図られて国民所得の向上と生活レベルの豊かさが確実にもなれば、次第にカントリーリスクの軽減が実現され、ハイリスクと思われてきた投資環境が、次第にソフトランディングしていくことも可能となるだろう。

第四章 東アジア経済共同体と「一帯一路」構想の相関

中国では、2016年から第13次五カ年計画が本格的に起動し、これに伴い「環境5カ年計画」も動き出す。清華大学学長から抜擢された陳吉寧環境保護相は、第13次五カ年計画の期間中、「大気」、「水」、「土壌」の三大環境汚染分野の改善と防止に努めるため、2016年から5カ年間で実施される環境関連の投資は、総額17兆元を超える、との見通しと明らかにしている。これまでの環境分野への投資額は第11次5カ年計画が1.54兆元、第12次5カ年計画は3.4兆元であり、今後5年間はそれらに比べて大幅に拡大することになる。

中国の環境エネルギー問題の深刻さは、すでに中国経済の「持続可能な高度成長モデル」の維持にとって、大きなボトルネックとなっていることは、周知の通りとなっている。過去30年において、その高い成長率のエネルギー供給源は、ほとんど石炭の開採と燃焼から賄っていたのである。2009年時点では、石炭の使用は、産業用エネルギー使用の75%を占めており、発電構造の中では、76%の割合を占め、民間と商業、サービス産業分野に占めるエネルギー源では、80%という高い比重を占めてきている。化学製品の一次エネルギーのうち60%の割合を占めているのである。

すなわち、アフリカ大陸に次ぐほどの高い石炭依存型の産業発展が、1979年の改革と開放政策以降、37年におよぶ長期の経済成長の結果、ついにアメリカを凌ぐ最大の二酸化炭素排出国と躍り出たのである。それでもアメリカでは、一人あたりのエネルギー消費量が中国の7倍もある。アメリカの世界エネルギー統計部署によると、中国の石炭埋蔵量はおそらく8万億トンも超えているという。そのうち1万億トンはすでにその所在が明らかとなっており、うち280億トンが採掘可能なものと観測されている。一方では、イギリス石油会社の世界エネルギー統計専門家の予測では、中国の石炭貯蔵量が1140億トンもあると見られている。その約76%の石炭埋蔵量が新疆ウイグル自治区と内モンゴル、山西省、陝西省、寧夏自治区など北西部、中西部エリアに集中されている。「一帯一路」構想のもとでは、2020年には、国

内GDP値を2000年基準年として、所得倍増計画が野心的に推進されようとしているなか、石炭に対する需要が著しく増大していく傾向は、さげられない。「一帯一路」構想のうち、中西部または北西部エリアの拠点都市を近代化の時代要請に基づいて着々と整備していくことが、計画されているため、2005年から2025年にかけて、中国の都市人口は、新たに3.5億人が増えることになるのである。毎年1500万人が、農村から都市に出稼ぎ労働者に変身し、都市部に移住するという「人口移動」ブームが沸き起こることが予想されている。

都市部では、新たに12万個新しい就業機会が生まれてくることになる。しかしながら、激しいスピードの都市化と工業化、近代化の波が、結果的に中国のエネルギー需要の負担が凄まじい勢いで増してくる状況が生まれているのである。

激しい勢いの都市化は、エネルギー需給バランスを崩して、環境負荷の増大が日常的になってくると、大気汚染から、土壌汚染、水質汚染などの環境問題が次第に深刻化の一途を辿り、成長性の足かせ、手かせとなってしまう。中国の国家発展改革委員会と国土資源省の報告書において、つぎのような指摘がなされている。

「2010年の石炭年間生産量は、29億トンまで上昇し、2015年には、33億トンにのぼり、さらに2020年になると、35億トンにまで上昇するであろう」と言われている。

既存の98%の石炭炭坑および新規の石炭発掘現場500カ所は、いずれも西北部、西南地方、中部地方の14の省、少数民族自治区に集約されている。「一帯一路」戦略構想は、とりもなおさず、中国の次世代に向けた、エネルギー資源戦略そのものでもあるのである。

一帯一路沿線国家は、合計64カ国、地域が含まれているが、しかしながら、西ヨーロッパの先進国（フランス、イタリア、イギリス、ベルギー、スイスなど）が必ずしも含まれておらず、東アジアの最東部にある先進国、日本と韓国が圏外に置かれている現状があるのである。先進国の資金や技術、知財

権および経営ノウハウも「一帯一路」戦略上、欠かせない重要なパートナーであることは、いうまでもない。

「一帯一路」構想は、習近平国家主席が唱える「大国外交」路線の外交政策指向面のドラスチックな転換のみならず、中国経済を活性化させること、江沢民時代や胡錦濤時代の「中西部開発」構想の後退ぶりを挽回しようとする狙いもある。

「一帯一路」構想を通じてインフラ投資や鉄道、ハイウェイ、原子力発電、風力発電、セメント、鉄鋼など建材や、大型建設機械のプラント輸出を促し、中国企業が抱える余剰生産能力を海外移転することで、産業構造の転換を図ろうとしている。

これに関しては、習近平国家主席は、2014年に「今後10年の間の中国の対外投資は1兆2500億ドルに達する」とまで発言している。

石炭、天然ガス、石油などの資源エネルギーの巨大な供給源となるこれらのユーラシア地域に止まらず、風力発電や海上波力発電など、再生可能エネルギーや地熱や水素発電など新エネルギー開発プロジェクトの可能性が広がる北東アジア地域、東南アジア地域など、一帯一路構想との連携プレイを通じて、資源エネルギー面の「アジア経済共同体」ネットワークが実現できるものと見越している。

終わりに

一帯一路構想は、以上述べてきた通り、2013年9月からの習近平国家主席による提唱から数えれば、すでに4年間を経過している。かかる広域にわたる経済圏構想は、かつてのアメリカ主導の「マーシャルプラン」とは異なり、戦後70年以來の西側先進国の対発展途上国群向けのODA援助とも趣旨が異なり、世界に開かれた、国際社会に開放されている国際公共財であることは、理解できよう。

沿線国家64カ国、44億人口の経済的なメリットがもたらされることが見込

まれる広大な経済共同体作りは、「相互依存、相互信頼、共同繁栄、相互包容、政策融通」が可能な経済圏を目指している限り、個別の国家利益を超えた、共通したグローバルの価値観体系をいずれは共有されるだろう。グローバル戦略としての「一帯一路」構想は、必ずしも中国の思惑通りには進んでいない。中国・パキスタン経済回廊や欧州の一部、アフリカとの協力に進展が見られているとはいえ、全体としては停滞している。

もともと、かかる長期的なグローバルビジョンに立った「一帯一路」構想は、資金、貿易、政策、インフラ、民心の五つのレベルで相手国や地域との関係を強化する役割を持っているのである。自由貿易協定（バイラテラル型FTA）や投資貿易協定（BIT）の締結を通じて、中国が周辺諸国への影響力を広げつつ、自分自身も一段と世界経済秩序に溶込んでいくことにもなる。AIIBとBRICS銀行とシルクロードファイナンスという三者間の金融協力サポート体制の充実と機能拡大が、人民元の国際化と相俟って今後は、国際金融秩序における中国のプレゼンスがさらに高まるに違いないだろう。

中国から見れば、「一帯一路」戦略構想の実現は、TPP枠組みのような、ハードルの高い関税同盟といった高い理想を掲げるのではなく、陸上貿易、投資、金融、エネルギー資源の共同開発、科学技術、長距離鉄道によって代表される交通インフラなどの分野でお互いに協力し合う実務・柔軟な協力の枠組みを、発展途上国の間に構築することにある。言い換えれば、TPPやNAFTA、EUのようなハードルの高いFTAを目指すのではなく、発展段階の異なる地域が受け入れ可能な新たな緩やかな地続きのFTAの「枠組み」、すなわちユーラシアにおけるメガFTAを広域にて緩やかに構築することにあるということになる。結果的には、アジア地域に新しい地域経済協力の選択肢と「WIN/WIN」型の発展モデルを提供し、アジア経済共同体の強かな構築に力強い原動力をもたらすだろう。

参考文献

- 厳善平/湯浅健司/日本経済研究センター【編】『2020年に挑む中国——超大国のゆくえ』
- 文真堂 2016年7月15日第一版第一刷出版
- 金香男【編著】『アジア共同体への信頼醸成に何が必要か——リージョナリズムとグローバリズムの狭間で——』 2016年3月30日 ミネルヴァ書房初版 第一刷発行
- 青山瑠妙『中国のアジア外交』東京大学出版会、2013年
- 三谷博「東アジア国際環境の激変——『日本の世紀』から『中国の世紀』へ」『アジア遊学』勉成出版、2015年初版第一刷
- 凌星光「アジアインフラ投資銀行設立の世界的意義」<http://www.alternative-magazine.jp> ([オルタ] 第137号) 2015年。羽場久美子「パワーシフトと、AIIB/シルクロード構想——欧州と中国の共同」『季刊 国際貿易と投資』100号記念増刊号。2015年
- 川島哲『アジアの地域連携戦略』晃洋書房、2011年
- 江原規由「中国の対外開放新戦略としての21世紀シルクロードFTA建設」『国際貿易と投資』2014年夏号 (NO,96)
- [一帯一路] 百人フォーラム編著
- THE ANNUAL REPORT ON ONE BELT ONE ROAD
- [一帯一路年度報告書] 2016年度版 趙 壘 編集長 2016年8月 中国商務印書出版社
- Michael J.Economides [Energy: China's Choke Point] 2016年10月 中国工業出版社 陳衛東、孟凡綺翻訳
- 公益財団法人 渥美国際交流財団 関口グローバル研究会 今西淳子【編著】『アジアの未来へ——私の提案 VOL.1』 2014年3月10日 第一刷発行 株式会社 ジャパンブック

気候変動とパリ協定—野心連合を中心として—

鈴木 亨尚

Climate Change and Paris Agreement:
Focusing on the High Ambition Coalition

Yukihisa SUZUKI

目次

はじめに

第1節 気候変動の現状

第2節 パリ協定までの経緯と同協定

第3節 野心連合

おわりに

はじめに

2015年、温室効果ガスの平均濃度が初めて400ppmを超え、世界平均気温は初めて産業化以前の平均を1度上回った。また、2016年は、歴史上、世界平均気温の最も高い年だった⁽¹⁾。このような中、2015年、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21、以下、「COP21」と記述、他の回も同様)が開催され、パリ協定が採択された。このパリ協定が一定のレベルで合意する上で、デ・ブルム(Tony de Brum) マーシャル諸島外務大臣を中心とした「野

⁽¹⁾ <http://publicwmo.int/en/media/press-release/globally-averages-co2-levels-reach-400-parts-million-2015> (2016年12月25日にダウンロード); World Meteorological Organization, The Global Climate in 2011-2015, 2016, p.6.

心連合 (High Ambition Coalition)』と呼ばれるグループが中心的な役割を果たした。

本稿は、野心連合を中心として、気候変動とパリ協定を検討することを目的としている。そのため、第1節では気候変動の現状を検討する。第2節ではパリ協定までの経緯と同協定を検討する。第3節では野心連合がパリ協定に果たした役割について検討する。そして、最後に、議論を整理する。

第1節 気候変動の現状

1 IPCC第5次評価報告書

まず、2014年11月に発表された「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、以下、「IPCC」と記述」の第5次評価報告書の統合報告書に基づいて、気候変動の現状を概観していこう。第1に、第4次評価報告書では、人為的要因が温暖化の支配的な原因であった可能性は、「非常に高い」(確率90~100%)だったが、第5次評価報告書では「極めて高い」(確率95~100%)となっている⁽¹⁾。

第2に、1880年から2012年の間に、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は0.85[90%信頼区間0.65~1.06、以下、同様]℃上昇した⁽²⁾。1986~2005年平均に対する21世紀末(2081~2100年)までの世界平均地上気温の上昇は、4つのシナリオの各々で、0.3~1.7℃、1.1~2.6℃、1.4~3.1℃、2.6~4.8℃の範囲に入る可能性が高い⁽³⁾。

(1) IPCC, *Climate Change 2014 Synthesis Report Summary for Policymakers*, 2014,p.4[文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省訳『気候変動2014 統合報告書 政策決定者向け要約』2015年、4頁]; 鈴木亨尚「地球環境問題—地球温暖化を中心として—」(星野昭吉・伊藤肇・阿部松盛・田中宏明・都留康子・鈴木亨尚『グローバル政治の原理と変容』テイハン、2014年)225~26頁。

(2) *Ibid.*,p.2 [1頁]。

(3) *Ibid.*,p.10 [10頁]。

第3に、1901年から2010年の間に、世界平均海面水位は0.19[0.17~0.21]m上昇した。1986~2005年平均を基準とした2081~2100年平均の世界平均海面水位の上昇は、最も低いシナリオで0.26~0.55m、最も高いシナリオで0.45~0.82mの範囲になる可能性が高い⁽⁴⁾。また、1971年から2010年の間に、海面から水深75mの層は10年当たり0.11[0.09~0.13]°C上昇した。21世紀の間、世界全体で海洋は昇温を続ける。さらに、多くの地域で、降水がより強く、より頻繁になる可能性が非常に高く、太平洋赤道地域では年平均降水量が増加する可能性が高い⁽⁵⁾。

第4に、2010年における人為起源の温室効果ガス排出量は49±4.5GtCO₂換算(1Gt[ギガトン]は10億トン)に達した。また、炭素使用量の増加により、傾向として長期間続いていた低炭素化(エネルギーの炭素強度[GDP1単位当たりのエネルギー消費量]の低下)が2000年からの10年間で反転した⁽⁶⁾。

第5に、2100年までの範囲で、CO₂累積排出量と予想される世界平均気温の変化量の間にはほぼ比例の関係が存在する。1861~1880年平均と比べて、66%を超える確率で、気温上昇を2°C未満に抑えるためには、1870年以降の人為起源のCO₂の累積排出量を約2,900GtCO₂未満に留める必要がある。2011年までに約1,900GtCO₂を排出しているため、残りは約1,000GtCO₂である⁽⁷⁾。

第6に、温室効果ガスの必要とされる削減は表1のとおりである⁽⁸⁾。

表1 緩和経路

2100年CO ₂ 換算濃度(ppm) (濃度幅)	2010年比のCO ₂ 換算排出量 変化(%)		21世紀にわたり(1850~1900年と比べて) 特定の気温水準未満に留まる可能性	
	2050年	2100年	1.5°C	2°C
450(430~480)	-72~-41	-118~-78	どちらかといえば可能性が低い(0<50%)	可能性が高い(66~100%)

(4) *Ibid.*,p.4 and pp.10-13 [2、10~13頁]。

(5) *Ibid.*,p.4 and pp.10-13 [2、10~13頁]。

(6) *Ibid.*,p.5 [4頁]。

(7) *Ibid.*,pp.8-10 [8~10頁]。

(8) *Ibid.*,pp.20-23 [21~24頁]。

500(480 ~530)	530ppmCO ₂ 換算の オーバーシュート無	-57~-42	-107~-73	可能性が低い (0~33%)	どちらかといえば可能性が高い(>50~100%)
	530ppmCO ₂ 換算の オーバーシュート有	-55~-25	-114~-90		
550(530 ~580)	580ppmCO ₂ 換算の オーバーシュート無	-47~-19	-81~-59		どちらかといえば可能性が低い(0~<50%)
	580ppmCO ₂ 換算の オーバーシュート有	-16~-7	-183~-86		
(580~650)		-38~-24	-134~-50		
(650~720)		-11~-17	-54~-21		
(720~1000)		18~54	-7~72		可能性が低い (0~33%)
>1000		52~95	74~178		

(出所)IPCC, Climate Change 2014 Synthesis Report Summary for Policymakers, 2014, p.2 and pp.22-23 [文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省訳「気候変動2014 統合報告書 政策決定者向け要約」2015年、1、23~24頁]に基づいて筆者が作成。

(注)オーバーシュートするシナリオでは、今世紀中に各シナリオの濃度幅を超えて、濃度がピークを迎え、その後低下する。

IPCCは、第3次評価報告書(2001年)で、気候変動に脆弱な地域であるアフリカに関し、詳しい分析を試みている。それは、「過去半世紀にわたるアフリカの1人当たり水利用可能量の地域的傾向をみると、75%減少している。過去20年の間、河川の水量は減少したが、それは特にアフリカ西部のサハラ地帯周辺地域で顕著であった」(102頁)、「特にアフリカ南部、北部、西部では、年平均降雨量、流量、土壌水分の減少により砂漠化が進行する(中程度の確信度)」、「干ばつ、洪水、その他の極端な現象の増加により、水資源、食糧安全保障、人間の健康、インフラへのストレスが増大し、アフリカの開発が制限される(高い確信度)」(78頁)と述べている⁽⁹⁾。

2 異常気象

次に、ドイツの環境NGO「ジャーマンウオッチ(Germanwatch)」のデータに基づいて、異常気象について検討していこう。これは、気象に関連する

⁽⁹⁾ IPCC(気候変動に関する政府間パネル)編、気象庁・環境省・経済産業省監修『IPCC 地球温暖化第三次レポート—気候変化2001—』中央法規、2002年。

出来事のうち、嵐、洪水、気温異常、熱波、寒波などを含む一方、海面上昇、氷河溶解、海水の酸性化・温暖化などを含んでいない。また、データは異常気象の直接の影響だけを反映している。そのため、アフリカなどで頻発する熱波や干ばつは分析の対象としているが、これがもたらす飢餓のような間接の影響は分析の対象としていない。さらに、地震、火山の爆発、津波のような地質上の出来事は含んでいない。なお、これは、データ上の制約により、小国、特に、小島嶼国の一部（たとえば、ナウル）を分析の対象としていない⁽¹⁰⁾。

表2 気候リスク指数 (CRI)

順位	1996～2015年		2015年	
	1	ホンジュラス	11.33	モザンビーク
2	ミャンマー	14.17	ドミニカ	13.00
3	ハイチ	18.17	マラウイ	13.83
4	ニカラグア	19.17	インド	15.33
5	フィリピン	30.50	バヌアツ	20.33
6	バングラデシュ	25.00	ミャンマー	20.83
7	パキスタン	30.50	バハマ	22.83
8	ベトナム	31.33	ガーナ	23.33
9	グアテマラ	33.83	マダガスカル	23.33
10	タイ	34.83	チリ	25.17
11	ドミニカ共和国	36.00	パキスタン	28.17
12	アフガニスタン	36.17	ミクロネシア連邦	28.50
13	カンボジア	36.50	フィリピン	28.83
14	インド	37.50	ジンバブエ	29.50

⁽¹⁰⁾ Germanwatch (Sönke Kreft, David Eckstein and Inga Melchor), *Global Climate Risk Index 2017: Who Suffers Most from Extreme Weather Events? Weather-Related Loss Events in 2015 and 1996 to 2015, 2016*, pp.3-5 and p.16.

15	エルサルバドル	39.17	ブルンジ	33.00
16	グレナダ	40.33	フランス	33.33
17	ドミニカ	42.00	オマーン	33.33
18	フランス	42.33	マケドニア	33.83
19	バハマ	42.50	イタリア	34.83
20	マダガスカル	42.50	オーストラリア	35.50
21	ポルトガル	42.67	アメリカ	36.17
22	モザンビーク	43.33	タジキスタン	36.67
23	ドイツ	43.50	中国	38.00
24	ネパール	44.33	ニカラグア	40.83
25	イタリア	46.00	パプア・ニューギニア	41.50
26	ベリーズ	47.17	イエメン	41.83
27	フィジー	47.33	ブルガリア	42.50
28	ルーマニア	47.50	アフガニスタン	43.33
29	アメリカ	47.50	ベトナム	43.50
30	オマーン	47.83	ジョージア	44.00

(出所) Germanwatch Sönke Kreft, David Eckstein and Inga Melchor), *Global Climate Risk Index 2017: Who Suffers Most from Extreme Weather Events? Weather-Related Loss Events in 2015 and 1996 to 2015*, 2016, p.22-30, Table 6 :Climate Risk Index for 1996-2015 and Table 7 :Climate Risk Index for 2015に基づいて筆者が作成。

(注) 気候リスク指数は死者数(人)、10万人当たりの死者数(人)、損害(アメリカ・ドル、購買力平価)、損害の対GDP比(%)を指数化したものである。

表2のうち、「1996～2015年」に示された国々の多くは中米・カリブ海、東南アジア・南アジア、ヨーロッパという3つの地域に属する。そのうち、中米・カリブ海はハリケーン、東南アジアは台風、南アジアはサイクロンの被害で広く知られている。中米・カリブ海は30か国中10か国である。ハリケーンの被害という観点で、ここにアメリカを加えることも可能だろう。東

南アジア・南アジアは合計で10か国、ヨーロッパは5か国である⁽¹¹⁾。

一方、「2015年」に示された国々は、このような傾向を残すものの、南米、アラビア半島、アフリカ、南太平洋など広範に及んでいる。このうち、南米、アラビア半島、アフリカはエルニーニョ現象の影響が大きい。エルニーニョ現象は、地球温暖化と複合して、被害を増大させた。エルニーニョ現象は、第1に、南米大陸に洪水をもたらし、チリが10位になっている。第2に、被害はアラビア半島にも及んだ。2015年11月3日、観測史上初めて、サイクロン(インド洋及び南太平洋で発生する熱帯低気圧のうち、風速17m/秒以上のもの)「チャパラ」がイエメンに上陸した。通常、インド洋を北西に進むサイクロンは勢力が衰える。しかし、この際には、エルニーニョ現象の影響で海水温が上昇していて、勢力が衰えなかった。さらに、同月8日には、サイクロン「メグ」が上陸した。これらにより、イエメン本土及びその南東にあるソコトラ島で洪水、家屋の倒壊、農業・漁業設備の被害が出て、17人が死亡、4万4,000人が避難、数十万人が被災した。このため、オマーンが2015年の16位、イエメンが同26位となっている。第3に、アフリカである。その影響は南部アフリカと東アフリカが中心で、モザンビークが1位、マラウイが3位、マダガスカルが8位、ジンバブエが14位、ブルンジが15位となっている。これは農産物に被害をもたらし、食料不足が深刻になっている。第4に、南太平洋で、バヌアツが5位、ミクロネシア連邦が12位に入っている。2015年3月13日から14日にかけて、熱帯低気圧で最強の「カテゴリー5」であるサイクロン「パム」がバヌアツを襲い、16万人以上が被災し、政府は非常事態を宣言した。周辺のキリバス、ツバル、ソロモン諸島、フィジーも被災し、ツバルは非常事態を宣言した。また、上記データの分析年ではないが、2016年2月20日、カテゴリー5のサイクロン「ウィンストン」がフィジーに上陸、44人が死亡、政府は非常事態宣言を出した。これは南半球で発生したサイクロンの中で最速の最大瞬間風速88mを記録した。ま

(11) *Ibid.*, p.22-26.

た、フィジーにカテゴリー5のサイクロンが上陸するのは初めてで、人口約90万人の同国で約3.5万人が避難所に避難した⁽¹²⁾。

なお、意外にも、ヨーロッパも異常気象の多い地域である。以前から、イタリア、フランスなどがサハラ砂漠からの熱波の被害を受けているが、2015年のデータではマケドニアなどがエルニーニョ現象の影響を受けている。これらの国を含めて、異常気象に脆弱とされる発展途上国、特に、小島嶼国などだけでなく、先進国や新興国も異常気象によって大きな被害を受けている。これは、これらの国々が地球温暖化など地球環境問題への関心を高める契機になるかもしれない。

上記報告書が対象としていない2016年以降も異常気象は続いている。2014年夏に発生した太平洋域のエルニーニョ現象は2015年末をピークとし、2016年春には終息した。また、インド洋熱帯域のエルニーニョ現象も2016年夏には終息した。しかし、エチオピア、マラウイ、ジンバブエなど東アフリカ及び南部アフリカの一部では高温・干ばつが続き、食糧不足が生じた⁽¹³⁾。また、日本周辺の太平洋域では例年よりも海水温が高く、2016年8月に台風(10号)が、統計収集開始以来、始めて東北地方の太平洋側に上陸した。さらに、2016年10月、カリブ海では、大型(カテゴリー4)のハリケーン「マシュー」が発生し、ハイチで死者800人超、アメリカの南部・東部でも被害が生じた。

IPCC第5次評価報告書の統合報告書は「1950年以降、多くの極端な気象及び気候現象の変化が観察されてきた。これらの変化の中には人為的影響と関連づけられるものもあり、その中には極端な低温の減少、極端な高温の増加、極端に高い潮位の増加、及び多くの地域における強い降水現象の回数の

(12) *Ibid.*, p.26-30;『朝日新聞』2015年3月16日;『朝日新聞』2015年3月31日;『朝日新聞』2015年5月17日; http://meij.or.jp/kawara/2015_118.html; http://jiji.com/jc/d4?p=fij222&d=d4_ffcc ともに2016年3月7日にダウンロード。

(13) 気象庁地球環境・海洋部気象情報課『2014年夏に発生したエルニーニョ現象』2016年; 気象庁地球環境・海洋部『エルニーニョ監視速報(No.285)』2016年; UNICEF, *It's not Over: El Niño's Impact on Children*, 2016.

増加といった変化が含まれる」と述べている⁽¹⁴⁾。また、報告書は、気候変動が引き起こす「リスクは偏在しており、どのような開発水準にある国々においても、おしなべて、恵まれない境遇にある人々やコミュニティに対してより大きくなる」と述べている⁽¹⁵⁾。

3 二酸化炭素 (CO₂) の排出

さらに、温室効果ガスの中心であるCO₂の排出量についてみていこう。2014年の世界全体のエネルギー起源のCO₂排出は324億トン（前年比3億トン増）で、1990年の1.5倍以上となっている。一方、これは前年比0.8%増で、2000年からの平均増加率2.4%や2013年の1.7%を大幅に下回っている。

国別にみると、中国は排出割合を2.6倍以上とし、アメリカを抜いて1位となっている。インド、ブラジルなどその他の新興国の割合も高まっている。その結果、附属書非I国（発展途上国）の全体に占める割合は58%となっている。また、上位20か国の割合は4分の3から5分の4に近づきつつある。特に、中国とアメリカは合わせて45%近くになっている。さらに、グループ別では、表4に示したように、アジアと中東の増加率の高さと「EU以外」の減少率の低さが顕著である⁽¹⁶⁾。

産業革命前に280ppm程度であった温室効果ガスの濃度は、2015年には、約40%上昇し、399ppmとなった。過去10年間は年平均2ppm上昇している⁽¹⁷⁾。

⁽¹⁴⁾ IPCC, *op. cit.*, p.7[7頁]。

⁽¹⁵⁾ IPCC, *Ibid.*, p.13[13頁]。

⁽¹⁶⁾ IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights 2016 Edition*, 2016, p.11 and pp.76-78.

⁽¹⁷⁾ IEA, *Ibid.*, p.9.

表3 エネルギー起源のCO₂排出割合

順位	1990年(世界206億トン)		2014年(世界324億トン)	
1	アメリカ	23.4%	中国	28.2%
2	中国	10.7%	アメリカ	16.0%
3	ロシア	10.4%	インド	6.2%
4	日本	5.1%	ロシア	4.5%
5	ドイツ	4.6%	日本	3.7%
6	イギリス	2.7%	ドイツ	2.2%
7	インド	2.6%	韓国	1.8%
8	カナダ	2.0%	イラン	1.7%
9	イタリア	1.9%	カナダ	1.7%
10	フランス	1.7%	サウジアラビア	1.6%
11	ポーランド	1.7%	ブラジル	1.5%
12	メキシコ	1.3%	南アフリカ	1.4%
13	オーストラリア	1.3%	インドネシア	1.3%
14	南アフリカ	1.2%	メキシコ	1.3%
15	韓国	1.1%	イギリス	1.3%
16	スペイン	1.0%	オーストラリア	1.2%
17	ブラジル	0.9%	イタリア	1.0%
18	イラン	0.8%	トルコ	0.9%
19	ルーマニア	0.8%	フランス	0.9%
20	サウジアラビア	0.7%	ポーランド	0.9%
	その他	24.1%	その他	20.7%

(出所) IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights 2016 Edition*, 2016, pp.76-78, CO₂ emissions from fuel combustion に基づいて筆者が作成

表4 地域別のエネルギー起源のCO₂排出割合

		1990年	2014年	変化
附属書 I 国	附属書 I 国	137.165億トン	126.284億トン	-7.9%
	EU	40.238億トン	31.600億トン	-21.5%
	EU 以外	97.006億トン	94.684億トン	-2.4%
附属書非 I 国	附属書非 I 国	61.558億トン	186.222億トン	202.5%
	ヨーロッパ・ユーラシア	39.401億トン	24.461億トン	-37.9%
	アフリカ	5.290億トン	11.053億トン	108.9%
	アジア	33.186億トン	129.419億トン	290.0%
	アメリカ	5.532億トン	11.739億トン	112.2%
	中東	5.359億トン	17.278億トン	222.4%

(出所) IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights 2016 Edition*, 2016, pp.76-78, CO₂ emissions from fuel combustion に基づいて筆者が作成。

2014年の1人当たりのエネルギー起源のCO₂排出量の世界平均は4.47トンであり、1990年比で12%増となっている。国別にみると、先進国では二極化が進んでいる。EU加盟国は大きく減少しているのに対し、アメリカなど非EU諸国は引き続き高い水準にある。新興国も排出量を大幅に増加させている。特に、中国は、1990年比で3.5倍となり、世界平均の1.5倍で、イギリスやフランスを上回っている。一方、ブラジルとインドは、増加しているとはいえ、現在でも2トン前後であり、このような相違が新興国間の対立を生じさせる可能性がある⁽¹⁸⁾。

(18) IEA, *Ibid.*, pp.115-117.

表5 主要国の1人当たりのエネルギー起源のCO₂排出量

1990年(世界平均3.98トン)		2014年(世界平均4.47トン)	
アメリカ	19.20トン	サウジアラビア	16.40トン
カナダ	15.13トン	アメリカ	16.22トン
オーストラリア	15.12トン	カナダ	15.61トン
ロシア	14.62トン	オーストラリア	15.61トン
ドイツ	11.85トン	韓国	11.26トン
イギリス	9.57トン	ロシア	10.20トン
サウジアラビア	9.32トン	日本	9.35トン
ポーランド	9.07トン	ドイツ	8.93トン
日本	8.49トン	南アフリカ	8.10トン
ルーマニア	7.25トン	ポーランド	7.25トン
南アフリカ	6.93トン	イラン	7.12トン
イタリア	6.86トン	中国	6.66トン
フランス	5.93トン	イギリス	6.31トン
韓国	5.41トン	イタリア	5.26トン
スペイン	5.19トン	スペイン	4.99トン
イラン	3.04トン	フランス	4.32トン
メキシコ	2.98トン	トルコ	4.01トン
トルコ	2.31トン	メキシコ	3.60トン
中国	1.93トン	ルーマニア	3.42トン
ブラジル	1.23トン	ブラジル	2.31トン
インドネシア	0.75トン	インドネシア	1.72トン
インド	0.61トン	インド	1.56トン

(出所) IEA, *CO₂ Emissions from Fuel Combustion: Highlights 2016 Edition*, 2016, pp.115 -117, CO₂ emissions/populationに基づいて筆者が作成。

新興国は、温室効果ガスないしCO₂の国別排出量の多さから、発展途上国全般とは異なる負担をしばしば求められている。これに対し、ブラジルなどの新興国は累積排出量での比較を求めている。しかし、CO₂の累積排

出量(1850~2013年)の比較で、中国はアメリカに次いで2位、インドは8位、南アフリカは13位、ブラジルも19位で、上位20か国のうち、7か国は附属書非I国となっている。これに対し、2010年に開催されたカンクン気候変動会議の決定文書「カンクン合意(Cancun Agreement)」は、先進国の「緩和の強化行動」に関して、「締約国会議は、温室効果ガスのグローバルな歴史的排出の最も大きな部分は先進国が排出したものであり、この歴史的責任により、先進国は気候変動とそれが原因である負の影響との闘いを先導しなければならないことに同意する」と、決定文書として、初めて「歴史的責任(historical responsibility)」という表現を用いているが、これは先進国だけでなく、新興国によっても負われるべきだろう⁽¹⁹⁾。さらに、このような状況に対して、中国は1人当たり累積排出量での比較を求めているが、この概念に科学的合理性があるようには思われない⁽²⁰⁾。

表6 CO₂の累積排出量(1850~2013年)(単位:億トン)

順位(2005年比)	国	累積排出量	順位(2005年比)	国	累積排出量
1(—)	アメリカ	4,144	11(1down)	ウクライナ	250
2(1up)	中国	1,611	12(—)	イタリア	212
3(1down)	ドイツ	1,239	13(—)	南アフリカ	179
4(—)	ロシア	1,062	14(—)	メキシコ	162
5(—)	イギリス	720	15(1down)	オーストラリア	155

⁽¹⁹⁾ Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on Its Sixteenth Sessions, Held in Cancun from 29 November to 10 December 2010*, 15 March 2011, p.8; 明日香壽川『クライメート・ジャスティス 温暖化対策と国際交渉の政治・経済・哲学』日本評論社、2015年、48頁。

⁽²⁰⁾ World Bank, *World Development Report 2010: Development and Climate Change* (Washington, D.C.: World Bank, 2010), p.362; http://data.worldbank.org/indicator/EN.ATM.CO2E.KT?locations=CZ&page=1&year_high_desc=true(2016年12月23日にダウンロード); Pan Jiahua and Chen Ying, "Carbon Budget Proposal: A framework for an Equitable and Sustainable International Climate Regime," *Social Sciences in China*, Vol. XXXI, No.1, February 2010, pp.5-34.

6(一)	日本	557	16(5up)	イラン	133
7(一)	フランス	345	17(2up)	韓国	133
8(一)	インド	300	18(1down)	スペイン	124
9(一)	カナダ	279	19(1up)	ブラジル	121
10(一)	ホーランド	251	20(2down)	カザフスタン	117

(出所) World Bank, *World Development Report 2010:Development and Climate Change* (Washington, D. C.: World Bank,2010), p.362, Table A1 Enegy-related emissions and carbon intensity;http://data.worldbank.org/indicator/EN.ATM.CO2E.KT?locations=CZ&pge=1&year_high_desc=true(2016年12月23日にダウンロード)に基づいて筆者が作成。

IPCCの第5次評価報告書は気候システムに対する8つの主要なリスク(高潮・氾濫・海面水位上昇、内水氾濫、異常気象、暑熱、干ばつ、水不足、海洋と沿岸の生態系・生物多様性・生態系の財・機能・サービス、陸地と内水の生態系・生物多様性・生態系の財・機能・サービス)を示しているが、それは特に後発発展途上国(LDC、以下、「LDC」と記述)などの気候脆弱国にとって重要な課題だとしている⁽²¹⁾。我々は、気候変動に関する各々の利得と損失の関係という観点から国際社会をグループ分けすると、概ね、表7のようになると考える。すなわち、島嶼国やアフリカ諸国のような気候脆弱国は他の国々と比べて不公平な立場に置かれていると我々は考えている。

(21) IPCC, *Climate Change 2014 Impacts, Adaptation, and Vulnerability: Working Group II Contribution to the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change: Summary for Policymakers*, 2014, pp.11-13[環境省訳『気候変動2014: 影響、適応及び脆弱性 気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書第2作業部会報告書 政策決定者向け要約 技術要約』2016年、14~17頁]; 高村ゆかり「気候変動政策の国際枠組み—パリ協定の合意とパリ後の世界—」(『環境研究』No.181、2016年)14頁。

表7 気候変動に関する利得と損失の関係

グループ	利得と損失の関係
先進国	利得 \geq 損失
新興国	利得 \geq 損失
多くの発展途上国	利得 \approx 損失
島嶼国・アフリカ諸国など	利得 \leq 損失

(出所) 筆者が作成。

第2節 パリ協定までの経緯と同協定

1 パリ協定までの経緯

パリ協定までの経緯を概観しよう。1992年に採択された気候変動枠組条約は、第2条で、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととまらない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする」と、第3条1項で、「締約国は、衡平(equity)の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力(CBDR&RC、以下、「CBDR&RC」と記述)に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである」と規定している。そして、先進国を条約附属書I国、発展途上国を条約附属書非I国とする二元論をとっている。1997年に採択された京都議定書は、前文で、「条約第3条の規定を指針と」すると述べ、ここでも、先進国だけが温室効果ガスの削減・抑制義務を負っている。

一方、近年の排出の多くが発展途上国、特に、新興国によってなされているのは既にみたとおりである。気候変動枠組条約を改正し、新興国に先進国と同一の、ないしは、これに準ずる義務を負わせることが合理的であるように思われる。しかし、同条約第15条3項は、改正をコンセンサス方式とし、これがかなわない場合には、COPに出席し、かつ、投票する締約国の4分

の3の多数での議決を要件としている。加盟国の多数である発展途上国が自らに不利益をもたらす改正を受け入れることはなく、改正はほぼ不可能である。パリ会議でようやく終わった「ポスト京都」の議論は条約をそのままにしながら、拡大しつつある排出ギャップを埋めるという困難な作業であった。

このような作業の1つの結実点がコペンハーゲン気候変動会議(以下、「コペンハーゲン会議」と記述、他の会議も同様、2009年、デンマーク)である。ここでは、先進国と発展途上国、先進国(アメリカ、欧州連合[EU、以下、「EU」と記述]など)と先進国(日本、ロシアなど)の対立の末、コペンハーゲン合意は採択されず、COPが留意するに留まった。この時、国際社会が学んだのは、第1に、新興国を含む発展途上国に先進国と同じ削減義務を負わせることは困難であり、第2に、アメリカと中国の各々に実質的な拒否権があるということである。その結果、その後の交渉は、発展途上国にトップダウンで削減義務を課さず、アメリカと中国が受け入れ可能であるという制約の中で行われることとなった。しかし、他国はこのような事態を傍観していたわけではなかった。特に、気候変動によって最も大きな被害を受けている島嶼国によって構成された交渉グループである「小島嶼国連合(Alliance of Small Island States, AOSIS、以下、「AOSIS」と記述)」は、米中など主要26か国・機関が作成したコペンハーゲン合意がCOPの全体会合に提出され、ツバル、ベネズエラ、スーダンなどの反対にあい、中断した際に、ツバルを説得し、レビュー時に産業化以前からの全球平均気温の上昇を1.5℃以下に抑制する可能性を考慮するとコペンハーゲン合意に書き加えることに成功した。その結果、コペンハーゲン合意第12項は「我々は、条約の究極的な目的の観点を含め、この合意の実施に関する評価を2015年までに完了させることを要請する。この評価は、気温が摂氏1.5度上昇することとの関連を含め、科学によって提示される種々の問題に関する長期の目標の強化について検討することを含む」(太字が追加された部分)となった。これは、どさくさ紛れではあるが、強力な米中カルテルという状況において、弱者で

ある AOSIS によってなし得る最大限の行動であったと我々は考えている⁽¹⁾。

表8 COP 決定等における衡平・CBDR&RC・公平と上限とされる気温上昇

会議	決定文書	衡平・CBDR&RC・公平	上限とされる 気温上昇
コペンハーゲン	決定文書2	それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力 衡平の原則	2℃ 1.5℃
カンクン	決定文書1	それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力 衡平	2℃ 1.5℃
ダーバン	決定文書1	—	2℃ 1.5℃
ドーハ	決定文書2	気候変動枠組条約の諸原則	2℃ 1.5℃
ワルシャワ	決定文書1	気候変動枠組条約の諸原則	2℃ 1.5℃
リマ	決定文書1	気候変動枠組条約の諸原則 それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力	2℃ 1.5℃
パリ	パリ協定	気候変動枠組条約の諸原則 衡平の原則 それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力	2℃ 1.5℃

(出所) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on Its Fifteenth Sessions, Held in Copenhagen from 7 to 19 December 2009*, 30 March 2010, pp.4-7 [外務省訳『コペンハーゲン合意(仮訳)』] など各回の報告書に基づいて筆者が作成。

(1) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on Its Fifteenth Sessions, Held in Copenhagen from 7 to 19 December 2009*, 30 March 2010, pp.4-7 [外務省訳『コペンハーゲン合意(仮訳)』]; 小西雅子『2009年 コペンハーゲン会議報告』2010年、12~14頁; 鈴木亨尚「小島嶼国連合(AOSIS)からみた地球環境問題」(星野昭吉編『グローバル化時代における政治・法・経済・環境・言語文化』テイハン、2015年)194頁; 鈴木亨尚「気候変動をめぐる政治—小島嶼国連合(AOSIS)に注目して—」(亜細亜大学 アジア研究所編『中国およびモンゴルにおける経済発展と環境問題の諸相』2016年)84~85頁; ジョルジュ・バランディエ『舞台の上の権力』筑摩、2000年; 沖村理史「気候変動交渉における発展途上国の交渉グループの立場」(『環境経済・政策研究』Vol.10, No.1, 2017年)59~62頁。

「ポスト京都」の制度構築の出発点は2011年のダーバン会議(南アフリカ)である。同決定文書で、締約国会議は、「2020年までの温室効果ガスの毎年のグローバルな排出という基準での締約国の緩和の誓約の合計の効果と産業化以前の水準からの全球平均気温の上昇を2℃ないし1.5℃に抑制する高い可能性を持つ合計の排出経路との間の大きなギャップを、重大な懸念を持って、留意し」、「すべての締約国に適用される、条約の下での議定書、それ以外の法的文書、あるいは、法的効力を有する合意された成果を作成するプロセスを開始」し、そのために、「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会(ADP、以下、「ADP」と記述)」を設置し、この文書を2015年のCOP21で採択、その後、発効させ、2020年から実施するために、遅くとも2015年にその作業を完了することを決定した⁽²⁾。議長国南アフリカ案の法的性格に関する表現は「法的枠組み(legal framework)」であったが、AOSISやEUが表現を強めることを要求、第2次案では「議定書、あるいは、それ以外の法的文書(a protocol or another legal instrument)」となった。しかし、これに対し、インドがより幅広い可能性を確保すべきと主張し、「法的成果(legal outcome)」が追加され、さらに、EUが表現が曖昧すぎると主張し、インドと対立、最終的には各国交渉官の交渉の結果、上記の表現となった⁽³⁾。なお、同決定文書には衡平やCBDR&RCという用語は登場しない。しかし、これ及び「すべての国に適用される」という用語の登場は発展途上国による先進国と発展途上国を区別しない一元論の受け入れを意味するわけではない⁽⁴⁾。

(2) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on Its Seventeenth Sessions, Held in Durban from 28 November to 11 December 2011*, 15 March 2012; 高村ゆかり「経済のグローバル化における気候変動に関する国際制度の変容と貿易レジーム」(箭内彰子・道田悦代編『途上国からみた「貿易と環境」—新しいシステム構築への模索—』アジア経済研究所、2014年)38~39頁。

(3) 加納雄大『環境外交—気候変動交渉とグローバル・ガバナンス—』信山社、2013年、159~160頁。

(4) 明日香壽川、前掲書、40~41頁。

決定文書の前文の「高い可能性 (a likely chance)」も検討を要する。IPCC 第5次評価第3部会報告書の統括執筆責任者である杉山大志は、同報告書の政策決定者向け要約の作成において、EU諸国、特に、イギリスとドイツが2℃シナリオ（「産業革命前に比べて、2100年時点までの地球全体の平均気温上昇を、66%以上の確率で、2度以下に抑制するシナリオ」）の提示に熱心だったとしている。そして、これらは、IPCCが同報告書で確率66～100%という定義で「高い可能性 (a likely chance)」という表現を用い、必要な排出削減量を示すことを知った上で、ダーバン会議の決定文書で「高い可能性 (a likely chance)」という表現を用いさせ、2015年合意に2℃目標を載せる戦略を持っていたと杉山は指摘している。EUの日頃の活動からすると、この指摘は事実だと考えてよいと思われる。一方、政治はIPCCに介入してはならないとされているので、このような立場から、EU諸国の行動を批判することも可能だろう。しかし、コペンハーゲン会議のAOSISの事例と同様、強力な米中カルテルの下で、EU諸国の行動は容認され得る範囲であると我々は考えている。しかも、実際には、IPCCは、他のすべてと同様、極めて政治的なのである⁽⁵⁾。

パリ協定は、トップダウン方式 (COPが排出ギャップを排出削減・抑制義務国に分配する方式) が採用された京都議定書と異なり、ボトムアップ方式が採用された。これを提唱したのはスターン (Todd Stern) アメリカ気候変動担当特使で、2013年1月のことである。スターンは二元論と一元論の対立による議論の膠着を打破しようとの意図を持っていたと思われる。スターンは、第1に、アメリカにとっても、中国にとっても、その他のどの国にとっても、机上の空論ではない真の野心は中心的な国益と矛盾しない範囲で設定されるべきであると述べている。第2に、発展途上国の温室効果ガスの排出割合が55%となっている事実を指摘する一方で、すべての国が同じ

(5) 杉山大志『IPCC 第5次評価第3部会報告書の解説 (速報)』2014年、10～17頁; ジョルジュ・バランディエ『舞台の上の権力』筑摩、2000年。

ではないと述べ、「差異化は広範な連続体に沿って考えられるべきである」との提案を行っている。第3に、「緩和のコミットメントは各国が決定する(nationally determined)」との提案を行っている。第4に、1つの考えとして、野心を確保するために、各国のコミットメントの提出の6か月後に、他国やその他の利害関係者がその内容を精査し、意見を述べる機会を設けることを提案している。第5に、コミットメントは排出量の削減だけでなく、炭素強度(燃料炭素質量/燃料エネルギー)の削減など様々な様式を認めることを提案した。これらの多くは、ワルシャワ会議とリマ会議で制度化され、パリ協定の骨格となった⁽⁶⁾。

ワルシャワ会議(2013年、ポーランド)は、「締約国会議は、すべての締約国に適用される、条約の下での議定書、それ以外の法的文書、あるいは、法的効力を有する合意された成果をCOP21(2015年)で採択し、これを発効させ、2020年から実施するとのその決定という文脈において、…(b)気候変動枠組条約第2条に規定された同条約の目的の達成に向けて、…同文書の法的性格に予断を持つことなく、事前協議型国別目標案のための国内の準備を開始・強化し、COP21のかなり前(そうする準備が整った締約国は2015年の第1四半期まで)に、同文書の法的性格に予断を持つことなく、国別目標案の明確さ、透明性、理解を促進する方法で、それらを提出するようすべての締約国に招請することを決定した」。しかし、新興国の反対により、事前・事後協議のルールを決定文書に盛り込むことはできなかった⁽⁷⁾。

リマ会議(2014年、ペルー)で採択された「気候行動のためのリマ声明」第14項は、「締約国会議は、明確さ、透明性、理解を促進するために、国別目標案を提出する締約国によって提供される情報が、適当とされる場合に

⁽⁶⁾<http://state.gov/e/oes/ris/remarks/2013/202824.htm>(2017年1月3日にダウンロード); 明日香壽川、前掲書、41-42頁。

⁽⁷⁾ Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on its Nineteenth Session, Held in Warsaw from 11 to 23 November 2013*, 2014; 明日香壽川、前掲書、43頁。

は、特に、(適当とされる場合には基準年を含む)参照基準、時間的枠組みあるいは実施期間、対象範囲と対象ガス、計画プロセス、人為的温室効果ガス排出の推計や算定を含む前提や方法的アプローチ、適当とされる場合には、吸収源に関する定量的情報、締約国が、その国情に照らして、その国別目標案がいかに公平(fair)で野心的であると考えているかや、それが気候変動枠組条約第2条に規定される条約の目標達成に向けてどのように貢献するのを含み得ることに合意する」と規定した⁽⁸⁾。

また、同声明第10条は「締約国会議は、気候変動枠組条約第2条に規定された同条約の目的達成に向けた各締約国の国別目標案が同締約国の現在の取り組みを上回ることに合意する」と、同第12条は「締約国会議は、すべての締約国に対し、適応計画に対するそれらの取り組みの提出、ないし、それらの国別目標案に適応面を含めることを検討するよう招請する」と規定した⁽⁹⁾。

ワルシャワ会議でも、リマ会議でも、EUやAOSISは発展途上国を含めた約束草案に対する事前協議が必要であると主張したが、CBDR&RC原則の観点からLMDC(Like Minded Developing Countries)の強い反対にあい、リマ会議の決定文書には、事前協議に関する記述はない⁽¹⁰⁾。

このような中、上記「気候行動のためのリマ声明」第14項は、衡平に加えて、新たに、「公平な(fair)」に言及した。英単語としても、気候変動の専門用語としても、「equity」と「fair」の名詞形「fairness」は類似した概念であり、両者の区別は曖昧である。にもかかわらず、公平への関心が高まっているのは、多くの締約国・交渉グループが、各々、衡平の原則に基づいて、国益やグループの利益を主張し、その結果、衡平という概念が持つ価値がすり減り、これに基づいて合意を得ることは困難であると一部の国々が考

(8) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on its Twentieth Session, Held in Lima from 1 to 14 December 2014*, 2015, p.3; 明日香壽川、前掲書、45～46頁。

(9) *Ibid.*, p.3.

(10) 明日香壽川、前掲書、43～46頁。

えるようになったからだと思われる。そのため、衡平の原則に基づく措置に対して不満の強いアメリカとAOSISが、その立場の大きな違いにもかかわらず、特に、公平の使用を好み、新興国は引き続き衡平の使用を好んでいる。その結果、公平は一元論と衡平は二元論と親和性が強くなっている⁽¹¹⁾。このような状況において、新興国がCOP決定などに公平という用語の使用を容認したのは、衡平や公平に関する議論がより深まることを嫌ってのことだろう。実際、LMDCは、ワルシャワ会議で、EUなどが主張し、ADPの共同議長の決定文書案に入っていた衡平性に関するワークショップを2014年6月の補助機関会合で開催するという案に反対し、これは決定文書に入らなかった⁽¹²⁾。

「公平」に加えて、近年、「気候正義(climate justice)」という概念も登場している。この概念が初めて示されたのは1999年のブルノラ(Kenny Bruno, Joshua Karliner & China Brotsky)の論文だと思われる。ブルノラは「気候正義は、何よりも、地球温暖化の原因を取り除き、地球が人類やその他の生物の生命を引き続き養い得るようにすることを意味する」と定義している。そして、「これは二酸化炭素やその他の温室効果ガスの大幅な削減を含んでいる」と続けている⁽¹³⁾。国際社会がこの概念を認識するようになったのは、2009年、コペンハーゲン会議に向けて、国連事務総長(1997～2006年)を務めたコフィー・アナン(Kofi Anan、ガーナ)が組織した「気候正義のためのグローバル同盟(Global Alliance for Climate Justice)」によると思われる。そのツイッター上には、ツツ大司教(南アフリカ、ノーベル平和賞

(11) 明日香壽川『2015年パリ合意の行方 公平で野心的な温暖化対策数値目標の策定・評価に関する議論の全体像および今後の展開』(東北大学東北アジア研究センター東アジアにおける大気環境管理スキームの構築研究ユニット Working Paper 2015-1)、2015年、15頁。

(12) <http://www.or.jp/activities/2013/11/1173227.html> 2015年12月28日にダウンロード。

(13) Kenny Bruno, Joshua Karliner & China Brotsky, *Greenhouse Gangsters vs. Climate Justice*, *Corpwatch*, November 1st, 1999; 毛利聡子「グローバル気候ガバナンスを解剖する—気候正義運動からの批判」(日本国際連合学会編『グローバル・コモンズと国連』国際書院、2014年)87～112頁。

受賞者)、ケラー独大統領、ボブ・ゲルドフ(アイルランド、バンド・エイドの発起人)、ムハンマド・ユヌス(バングラデシュ、グラミン銀行の創設者でノーベル平和賞受賞者)、緒方貞子(日本、元国連難民高等弁務官)、ジャフリー・サックス(アメリカ、経済学者)、パチャウリ IPCC 議長(インド)、ワンガリ・マータイ(ケニア、ノーベル平和賞受賞者)、ハベル元チェコ大統領、デクラーク元南アフリカ大統領(ノーベル平和賞受賞者)らアナンを含めて64人の「気候のための同盟者(Climate Allies)」が示されている⁽¹⁴⁾。

また、2011年のダーバン会議直前の2011年6月、アフリカの多くのキリスト教関係者は、気候正義を掲げて、ケニアで集会を行い、その後、各国で集会をしながら行進し、ダーバンに到着、ダーバン会議の前日の集会で、ツツ元大司教らが演説、気候正義を求める文書をフィガレス(Christina Figueres) UNFCCC 事務局長とヌコアナ = マシャバネ(Maite Nkoana-Mashabane) 南アフリカ国際関係・協力大臣に手渡した。さらに、2014年9月21日には、ニューヨークで、「私たちが求めているのは気候正義だ」とのかけ声を叫ぶ、40万人規模のデモが行われた⁽¹⁵⁾。

2 パリ気候変動会議以前の「野心」

「野心(ambition)」という概念は、パリ会議(2015年、フランス)で、突然誕生したわけではない。同会議の時点で、気候変動交渉及びその周辺で、それは「温室効果ガス排出の大幅削減」という意味で認識、使用され、一般的にも知られていた。

管見の限り、このような意味での使用は、2009年のAOSISによるものが最初である。同年11~12月のコペンハーゲン会議に向けた同年9月の潘基文

(14) [facebook.com/time4climatejustice](https://www.facebook.com/time4climatejustice) 2017年1月19日にダウンロード。

(15) <http://www.or.jp/staffblog/2011/11/cop17-1.html>(2017年1月20日にダウンロード); 明日香壽川『クライメート・ジャスティス』、iii。

国連事務総長主催の「気候変動サミット (Climate Change Summit)」の前日に行われた「AOSIS気候変動サミット (AOSIS Summit on Climate Change)」で、これらに向けて出された「2009気候変動宣言」にそれは登場する。同宣言前文及び1項において、AOSISは「気候変動に関する国際交渉における、気候変動の影響とそれらの交渉のスロー・ペースに対する我々の一層の懸念からSIDS(小島嶼国)やその他の特に脆弱な国家、それらの国民、文化、土地、エコシステムを守ろうとする明確な野心の欠如に大いに失望して、全温室効果ガス排出を大幅に削減するために、迅速な行動戦略を含む、緊急で、野心的で、断固とした行動をとり、資金・技術援助の供与増を含めて、気候変動の負の影響に適応しようとするSIDSやその他の特に脆弱な国家の取り組みに対し、それらを支援するよう我々は先進国が主導する国際共同体に要請する」と述べている。ここで、「野心」は、本来の意味を残しながらも、排出削減だけでなく、適応にも関わる概念で、国際共同体、特に、先進国がなすべきものとして示されている。なお、コペンハーゲン合意に「野心」は含まれなかった⁽¹⁶⁾。

気候変動会議の代表的な決定文書に「野心」が初めて登場したのは2010年のカンクン会議である。同会議の決定文書1は、第3部(強化された行動と緩和)のA(先進締約国による国として適切な緩和の目標ないし行動)に含まれる38項において、「締約国会議は、市場に基づくメカニズムや土地利用、土地利用変化、林業からの炭素クレジットの利用を含むこれらの目標の達成に関連する前提や条件や野心レベルを向上するための選択肢や方法を明確にするためのワークショップの組織を事務局に要請する」と述べている。ここで、「野心」は先進国による温室効果ガスの大幅な削減を意味している⁽¹⁷⁾。

(16) Alliance of Small Island States (AOSIS), *Declaration on Climate Change 2009*, 21st September, 2009; <http://unchrlls.org/meetings-conferences-and-special-events/the-alliance-of-small-islands-states-aosis-climate-change-summit> 2017年1月24日にダウンロード。

(17) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on*

次いで、2011年のダーバン会議の決定文書1は、6～8項で、「野心」について述べている。それは、6項で「締約国会議は、その過程により、野心レベルが引き上げられなければならない、IPCC第5次評価報告書、2013～15年のレビュー結果、補助機関の活動から情報を得なければならないと、さらに、決定する」と述べている。なお、「その過程」とはADPによる2020年からを対象とする新たな文書の策定のことである。さらに、それは、7項で「締約国会議は、全締約国による可能な最も高い緩和の取り組みを確保するという観点で、野心ギャップをなくし得る一連の行動のための選択肢を調査・特定するための緩和の野心強化に関する作業計画に着手することを決定する」と、8項で「締約国会議は、2012年1月28日までに、野心レベルの更なる向上のための選択肢や方法に関する意見を提出するよう締約国やオブザーバー機関に要請し、野心向上のための選択肢や方法、可能な更なる行動を検討するために、2012年の最初の交渉会合で、インセッション・ワークショップを開催することを決定する」と述べている。ダーバン会議は全締約国に適用される「ポスト京都」の文書作成に合意したことで知られているが、「野心」に関しても、これまでの先進国、既に多くの温室効果ガスを排出している新興国だけでなく、気候変動の影響を強く受けている小島嶼国やアフリカなどの脆弱国なども対象とすることになった⁽¹⁸⁾。

2012年9月27日、国連総会やドーハ会議に向けて、AOSISは「2012指導者の宣言」を採択した。これは、10項で、先に示した2009年の宣言1項を繰り返り返し、12項で「2020年以前の野心ギャップをなくすことを目的とし、緩和の野心を強化するため、特に、先進国の現在の目標及び発展途上国の『国として適切な緩和の行動(NAMA)』の野心を緊急に引き上げ、それらがなしたことがない緩和行動を提出することにより、先進国が主導した全締約国に

Its Sixteenth Sessions, p.8.

(18) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on Its Seventeenth Sessions*, pp.2-3.

よるグローバルで、協調的な取り組みがなされるよう要求する」と、14項で「我々は、喫緊の課題であるとの意識の高まりと野心的で、包括的で、意義のある成果に向けた決意を持って活動するよう全締約国に促す」と、15項で「我々は、2020年以前の緩和の野心ギャップをなくすことの失敗は新議定書の下での必要なコミットメントや義務の規模、範囲、性格に重大な含意を持つということを強調する」と、16項AⅢで、（ドーハ会議で、京都議定書第2約束期間に関し）「京都議定書附属書I国すべてのより野心的な排出削減ないし抑制を確立する」と、同項Bで「2020年以前の緩和の野心ギャップをなくすための緩和の野心強化に関する野心的で、包括的な作業計画を採択する」と述べている⁽¹⁹⁾。

その2012年のドーハ会議の決定文書2は、1項で「締約国会議は、緩和の野心強化に関する作業計画を含む、喫緊の課題としての、ADPの活動の成功裏の開始と、2012年になされた進展を、高い評価をもって、歓迎する」と、5項で「締約国会議は、2014年に、条約の下での可能な最も高い緩和の取り組みを確保する作業計画のためのさらなる活動を特定するという観点で、野心ギャップをなくし得る一連の行動のための選択肢を2013年に調査・特定することを決定する」と述べている。これは同3項で示された2つのワークストリーム(Workstream)の1つに関するものである。そして、これが「Workstream2(2020年以前の野心向上)」などと表記されることになり、「野心」という概念が一般に普及することになった⁽²⁰⁾。

3 パリ協定の概要

パリ会議で、COP21決定の添付という形で、2015年12月12日、パリ協定(Paris Agreement)が採択された。その概要は以下の12点に要約できる。第

(19) Alliance of Small Island States, *Leaders' Declaration, 2012*, 27th September, 2012.

(20) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on Its Seventeenth Sessions*.

1に、同第2条1項は「(a) 産業化以前と比べて、全球平均気温の上昇を2℃よりもずっと低い水準に留め、同1.5℃未満への抑制が気候変動のリスクと影響を大幅に軽減することを認識して、この取り組みを追求すること…などにより、その目的を含む条約の実施の強化のために、持続可能な開発と貧困撲滅の取り組みという文脈で、本協定は気候変動という脅威に対するグローバルな対応を強化することを目的としている」と規定している。なお、上記とは別に、COP決定文書1の21項は「締約国会議は、IPCCに対し、産業化からの全球地上平均気温の1.5℃上昇の影響とこれに関連するグローバルな温室効果ガス排出経路に関する特別報告書を2018年に提出するよう招請する」と規定している⁽²¹⁾。

第2に、同第2条2項「本協定は、衡平及び、異なる国情に照らして、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映するよう実施される」と規定している⁽²²⁾。

第3に、同第3条は「気候変動へのグローバルな対応への『国家が決定する貢献(nationally determined contributions, NDC、以下、「NDC」と記述)』として、全締約国は、第2条に規定された本協定の目的を達成するとの観点で、第4、7、9、10、11、13条に規定された野心的な取り組みを実施し、提出する。全締約国の取り組みは、本協定を実効的に実施するために発展途上締約国を支援する必要性を認識しながら、時の経過に伴い、前進を示すものとする」と規定している⁽²³⁾。

第4に、同第4条1項は「本協定第2条が規定する長期気温目標を達成するために、締約国は、発展途上締約国の排出のピーク・アウトが先進締約国より長い時間を要することを理解した上で、世界の温室効果ガスの排出を可

(21) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on its Twentieth Session, Held in Paris from 30 November to 13 December 2015*, 2016, p.4 and 8 and pp.21-36. 訳文は、外務省訳『パリ協定の概要(仮訳)』2015年、を参照して、筆者が作成した。

(22) *Ibid.*, p.4 and 8 and pp.21-36. 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

(23) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

能な限り早くピーク・アウトし、その後、衡平に基づき、持続可能な開発と貧困撲滅の取り組みという文脈で、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するために、最良の科学的知見に従って、迅速な削減を実施しようとする」と規定している。これは緩和に関する規定であり、温室効果ガスの「実質ゼロ」をめざしている⁽²⁴⁾。

第5に、同第4条3項は「各締約国の次期NDCは、異なる国情に照らして、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を反映して、その時点でのNDCを超えた前進を示し、可能な限り高い野心を反映する」と規定している⁽²⁵⁾。

第6に、同第4条4項は「先進締約国は、全経済にわたる排出の絶対量の削減目標をとることによって、引き続き先頭に立つべきである(should)。発展途上締約国は、緩和の取り組みの強化を継続すべきであり、異なる国情に照らして、全経済にわたる排出の削減・抑制目標へ次第に移行することが奨励される」と規定している。これは先進国と発展途上国の差異化に関する規定であり、2014年にブラジルが提案した「同心円的差異化(concentric differentiation)」(発展途上国は次第に国全体の排出量の削減・抑制目標に移行)に基づいている⁽²⁶⁾。

第7に、同第4条9項は「各締約国は、COP21決定1(1/CP.21)及び『パリ協定締約国会合』の関連する決定に従い、第14条で言及されるグローバルな調査の成果による情報提供を受けて、NDCを5年毎に提出しなければならない」と規定している。なお、助動詞は「shall(～しなければならない)」が用いられ、提出は締約国の義務であり、最初の提出は2020年である⁽²⁷⁾。

(24) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

(25) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

(26) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した;高村ゆかり「気候変動政策の国際枠組み—パリ協定の合意とパリ後の世界—」(『環境研究』No.181、2016年)14頁;*Views of Brazil on the Elements of the New Agreement under the Convention Applicable to All Parties*, November 6,2014.

(27) Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on*

第8に、同第4条19項は「全締約国は、異なる国情に照らして、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮し、第2条に留意し、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成、提出するよう努めるべきである」と規定している。助動詞は「should(～すべきである)」が用いられ、法形式上、提出は締約国の義務ではない⁽²⁸⁾。

第9に、同第9条は、1項で「先進締約国は、条約の下の既存の義務の継続として、緩和と適応の双方に関し、発展途上締約国を支援するために資金を提供しなければならない」と、2項で「その他の締約国は自発的にそのような支援を提供する、ないしは、その支援の提供を継続することを奨励される」と、3項で「グローバルな取り組みの一部として、先進締約国は、公的資金の重要な役割に留意しつつ、広範な資金源、手段、経路からの、国家が作成した戦略の支援を含めたさまざまな活動を通じ、発展途上締約国の必要性及び優先事項を考慮した、気候資金の動員を引き続き率先すべきである。そのような気候資金の動員は従前の取り組みを超えた前進を示すべきである」と、4項で「規模を拡大した資金供給は、適応に対する公的で無償の資金の必要性を考慮して、国家が作成した戦略と発展途上締約国、特に、後発発展途上国や小島嶼国のような気候変動の負の影響に特に脆弱で、能力に大きな制約を持つ国、の優先順位と必要性を考慮して、適応と緩和のバランスの達成を目的とすべきである」と、5項で「先進締約国は、適用対象となる場合には、発展途上締約国に提供する予測される公的資金の水準を含め、本条1・3項に関連した定量的・定性的情報を2年毎に提出しなければならない。資金提供するその他の締約国は2年毎に当該情報を自発的に提出することが奨励される」と規定している。これは気候変動対策のための資金に関する規定で、1項と5項で「shall」が、3項と4項で「should」が用いられて

its Twentieth Session, p.4 and 8 and pp.21-36. 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

(28) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

いる。なお、上記とは別に、COP決定文書1の53項は「締約国会議は、パリ協定第9条3項に従い、意義のある緩和行動と実施の透明性という文脈で、2025年まで、先進国が現在の全体の動員目標を継続する意図を持ち、2025年より前に、パリ協定締約国会合が年1,000億ドルを下限とする新しい全体の定量的目標を設定しなければならないと決定した」と規定している⁽²⁹⁾。

第10に、同第14条1項は「パリ協定締約国会合において、本協定の目的及びその長期目標の達成に向けた全体的な進捗を評価するため、本協定の実施を定期的に調査しなければならない。これは、包括的かつ促進的な方法により、緩和、適応、実施手段及び支援について、衡平と最善の科学的知見に照らし、行わなければならない」と規定している。これは世界全体の調査に関する規定で、助動詞は「shall」が用いられている⁽³⁰⁾。

第11に、同第14条2項は「パリ協定締約国会合は、パリ協定締約国会合が別段の決定を行わなければ、最初の世界全体の調査を2023年に、その後は5年毎に、これを行わなければならない」と規定している。助動詞は「shall」が用いられている⁽³¹⁾。

第12に、第14条3項は「世界全体の調査の結果は、本協定の関連条項に従って、国家が決定した方法で、行動及び支援を更新・強化したり、気候変動に対する国際協力を強化したりするために、締約国に提供されなければならない」と規定している。助動詞は「shall」が用いられている⁽³²⁾。

パリ協定のその他の特徴を示しておこう。第1に、「条約の原則」、「衡平の原則」、CBDR&RCという表現が1度ずつ登場する。また、「気候正義 (climate justice)」という表現が前文に1度登場する。定義はなされず、⁽²⁹⁾「締約国会議は、気候変動に対処するための行動をなす際に、一部の

(29) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

(30) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

(31) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

(32) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

人・機関・国などにとっての『気候正義』という概念の重要性に留意し」と述べている。これは、「衡平」や「公平」だけでなく、新たに「気候正義」という概念が出てきたが、誰にでも受け入れられている概念ではないことを示している⁽³³⁾。

第2に、「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則」に「異なる国情に照らして(in the light of different national circumstances)」という修飾語句が付されている。これは2014年11月12日に北京で行われたオバマ大統領と習近平国家主席による米中首脳会談の共同発表に初めて登場した概念である。同2項は「彼らは『2015年に、異なる国情に照らして、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映した野心的な合意に達する(to reaching an ambitious agreement in 2015 that reflects the principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances)』ことにコミットする」となっている。これは一元論の立場をとるアメリカと原則的には二元論の立場をとる中国が交渉・妥協の末打ち出したものである。アメリカにとっては、CBDR&RC原則に修飾語句を付けたことにより、二元論を打ち破ったと解釈でき、中国にとっては、「国情」は「国家が決定する(nationally determined)」ものだと解釈できるという利点があった。同年12月14日に採択されたリマ会議の決定文書1の第3項は「締約国会議は、『2015年に、異なる国情に照らして、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映した野心的な合意に達する(to reaching an ambitious agreement in 2015 that reflects the principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances)』というそのコミットメントを強調する」と述べ、カッコ(『』)内はまったく同じとなっている。リマ会議の最終日にCOP議長が提示した決定文書案には衡平性やCBDR&RC原則への直接の

(33) *Ibid.*, pp.21-36. 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した。

言及がなく、LMDCは不支持を表明した。これを受け、COP議長が各交渉グループとの調整の結果、改めて提示したのが上記の文言である。先のアメリカの考えは先進国全体の、先の中国の考えは発展途上国全体、特に、新興国の考えであり、合意が得られたのである⁽³⁴⁾。

これとも関連するが、パリ会議の第1週までの1～2年間、国際社会は、相当に高い確率で、パリでの合意形成を想定していた。それは、コペンハーゲンから継続している米中協調が合意に導くだろうとの考えに基づいていた。190を超える締約国がコンセンサス方式で決定をなすという、基本的には、合意が成立しにくいはずの気候変動レジームは、前記のように、アメリカと中国に実質的な拒否権があり、かつ、その2か国が協調することにより、米中合意が国際社会の合意を導き出すという状況が生じていた。一方で、それは、あまり高い水準のものとはならないだろうとのあきらめを伴っていた。そこに登場したのが野心連合だった。

第3節 野心連合

1 創設とその後の協議

カニエテ (Miguel Arias Cañete) EU気候行動・エネルギー担当委員によれば、野心連合の創設は、2015年5月17日、ベルリン(ドイツ)において

(34) *Ibid.* 訳文は、外務省訳、前掲書、を参照して、筆者が作成した；Framework Convention on Climate Change, *Report of the Conference of the Parties on its Twentieth Session*; <http://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/11/11/us-china-joint-announcement-climate-change> 2017年2月6日にダウンロード；田村堅太郎「長期的かつダイナミックな国際気候枠組みに向けて—COP20の成果と今後の見通し—」(『環境研究』No.178、2015年)117～118頁；西村智朗「人類の共通の関心事としての気候変動—パリ協定の評価と課題—」(松井芳郎ほか編『21世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、2016年)205～227頁；高村ゆかり「パリ協定における義務の差異化—共通の有しているが差異のある責任原則の動的運用への転換—」(松井芳郎ほか編、前掲書)228～248頁。

である⁽¹⁾。同月18～19日に、ファビウス仏外務・国際開発大臣など主催の「第6回ベーターズベルク気候対話」(約40か国が参加)開催の機会を利用して、その前日に非公式に会議が開催された。ストフト(Kristine Tine Sundtoft)ノルウェー気候環境大臣とカニエテが共同議長で、デ・ブルム・マーシャル諸島外務大臣、フレッチャー(James Fletcher)セントルシア公共サービス・持続可能な開発・エネルギー・科学技術大臣、マーティンズ(Giza Gaspar Martins)アンゴラ国連大使(LDC議長)、シャンパー(Pablo

(1) カニエテがこれを創設としているのは2014年11月に同委員に就任した自身にとって初めての会合という意味合いが入っているかもしれない。それ以前の関係者の交流は、特に、「カルタヘナ対話(Cartagena Dialogue for Progressive Action)」でなされていたと思われる。これは「UNFCCCの下での野心的で、包括的で、法的拘束力のあるレジームに向けて活動し、低炭素経済を維持、ないし、これに移行すると国内でコミットした国家に開放された」非公式な空間で、その目的は「お互いの立場を超えて、開放的・建設的に議論をし、意見の一致する領域や共同行動の可能性のある領域を探索する」ことにあり、2010年代前半には、先進国と発展途上国の双方を含む約30か国とEUが参加していた。2014年4月1～4日、「第13回カルタヘナ対話」がマーシャル諸島の首都マジュロで開催され、デ・ブルムが主催した。同月4日、デ・ブルムは「進歩的な国家による同盟が、2015年に採択される予定の新たな気候合意の目標に関し、初めて合意した」と発表した。また、デ・ブルムは、会議の参加者が「パリで野心的な新たな合意を採択するために、来年の可能な限り早期に、2020年以降の排出削減目標を提出するようギアをシフトし、政治的テンポを引き上げ、準備を加速すること」を決定したと説明した。そして、その後、「カルタヘナ対話」とは別に、「気候に関する進歩的大臣会合(Progressives Ministerial on Climate)」という会合が開催されるようになったと思われる。デ・ブルムは、2014年9月20日付けのツイッターで、「気候に関する進歩的大臣会合が今日開催された。会議室にいたすべての人に2015年の『野心のチャンピオン』になることを促した」と書いている。この会合は、同月21～22日にニューヨークで開催された「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)第20回会合」に併せて開催され、ヘダガー(Connie Hedegaard Koksang)EU気候行動・エネルギー担当委員(COP15議長)、プルガル=ビダル(Manuel Pulgar-Vidal)ペルー環境大臣、フィグレスUNFCCC事務局長らが出席した。なお、このような連続性が示される一方、2015年5月以降の会合に関し、デ・ブルムはツイッターに載せていない。デ・ブルムは、2015年合意に向けて、これ以降の会合を秘密にしようとしたと思われる。<http://sdg.iisd.org/events/13th-meeting-of-the-cartagena-dialogue-for-progressive-action>;<http://sdg.iisd.org/news/cartagena-dialogue-to-accelerate-preparations-for-post-2020-targets>; twitter.com/TonydeBrum/mediaすべて2017年1月28日にダウンロード。

Vieira Samper) コロンビア環境副大臣のほか、チリ、ドイツ、ガンビア、グレナダ、メキシコ、ペルー、スイス、イギリスの代表が参加(計13か国・1機関)した。この会合は「進歩主義者(Progressives)」、ないし、「進歩主義者会合(Progressives Meetings)」と呼ばれた。後に野心連合と呼ばれることになるこの組織の目的は、カニエテによれば、「大排出国に圧力をかけ、最も高いレベルの野心を追求すること」であり、より具体的には、「長期目標、5年毎の見直し、共通で、確固とした、透明性とアカウンタビリティのあるルール、気候資金・支援に関する公平な取り決め」である⁽²⁾。

次いで、2015年7月18～19日に、ルクセンブルグで開催された「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)第22回会合」(25か国の代表団が参加)の前日ないし翌日に「進歩主義者」の非公式の食事が開かれた⁽³⁾。

その後、2015年9月6～7日の「第2回非公式閣僚級会合」(パリ)、同年9月29～30日の「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)第23回会合」(29か国の代表団が参加)など(ニューヨーク)、同年11月8～10日の「プレCOP21」(パリ)時に、デ・ブルム、カニエテ、15人程度の環境大臣、その他の代表が秘密裏に協議を行った。また、この頃、カニエテは、同志国を募るために、パプア・ニューギニアで太平洋諸国の、モロッコでアフリカ諸国の、エクアドルとブラジルでラテンアメリカ諸国の環境大臣などと会談した。その結果、11月には、同組織には80か国以上が参加するようになった。同組織は、この頃、自らの名称を「非公式大臣会合(Informal Ministerial Gatherings)」と決定した。また、この頃には、公式の交渉の場で、先進国と発展途上国の双方を含む、野心を求めるグループが存在するという噂が飛び交うようになっており、「野心連合(Ambition

⁽²⁾ <http://sprep.org/climate-change/marshall-islands-a-st-lucia-spearhead-work-of-coalition-of-high-ambition-nations>; http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-15-6320_en.htm ともに2016年4月2日にダウンロード。

⁽³⁾ *Ibid.*

Coalition)」と呼ばれていた。さらに、11月7日に行われたと思われる会合には、招待されていたわけではないが、初めて、非公式大臣会合が開催されているとの情報を得たアメリカを代表して、スターン気候変動担当特使が同会合が開催されている会議室を訪ねた。カニエテは「我々すべては、最初、アメリカが我々の中心的な主張に対し柔軟性を示さないことに少し驚いた」が、「会合の最後の段階に入ると、それは変化し始めた」とも述べている。また、同月8日、カニエテは、「スターンに会い、COP21に向けてEUとアメリカの立場を提携させるのは常に良いことだ。我々すべてが柔軟性を示す時がやってきた」とツイートした⁽⁴⁾。

そして、パリ会議開催中の2015年12月5日、デ・ブルムとフレッチャー・セントルシア公共サービス・持続可能な開発・エネルギー・科学技術大臣が記者会見で「野心連合」の結成を公表し、締約国に「野心連合」への参加を求めた。デ・ブルムは「スターン米気候変動担当特使が『野心連合(High Ambition Coalition)』と呼ぶもの」とこれを紹介している。ここから、これに既にアメリカが関与し、アメリカの強い影響力の下で命名がなされたことがわかる。そして、上記の、後日わかったこととの関連では、「カルタヘナ対話」に参加していないアメリカは「進歩主義者」などの名前を嫌い、代替案を示したと思われる。結果的に、この命名は成功だったと思われる。そもそも、AOSISなどの気候脆弱国が野心を求め、それがこの会議の最大の課題だったからである。また、英語表記の3文字の後ろ2文字は韻を踏んでいて、発音すると気持ちいい。しかも、綴りの中に、「coal(炭素)」を含んでいる。なお、デ・ブルムは同日付のツイッターで「我々は野心連合を構築しつつある(We are building a high ambition coalition)」と、3文字の単語の各々の頭文字を小文字で表記し、その前に、不定冠詞「a」を置いており、永続的な組織ではなく、一時的な運動を想定していたのかもしれない⁽⁵⁾。

(4) *Ibid*; twitter.com/MAC_europa/media 2017年1月28日にダウンロード。

(5) <http://sprep.org/climate-change/marshall-islands-a-st-lucia-spearhead-work-of-coalition->

なお、この発表から数日間は、デ・ブルム自身も、メディアも、「Coalition of High Ambition」という表現も用いていた。

記者会見の議論を続ける。デ・ブルムは「この交渉で好まれる言い回しは『国家が決定する (nationally determined)』である。我々は『グローバルに必要な (globally necessary)』ものためにここにいる」と述べている。また、フレッチャーは、インドやサウジアラビアなどが2015年合意に1.5°C目標が含まれることに反対しているが、「一週間の多国間での議論の後、我々は協定の敷居として1.5°Cを支持する意見拡大のうねりを現在目撃している」と述べている。さらに、フレッチャーは「損失と被害に関して、野心連合は法的拘束力があるパリ協定にそれが含まれることを支持する、ご存じのように、債務や補償はアメリカ、EU、その他の先進国にとって受け入れられない一線である。我々の議論は、アメリカ、EU、その他の締約国の心配を鎮め、我々の懸念にも対処するメカニズムに関し前進している」と述べている。この言葉に表れているように、野心連合は意見の異なる国々に好戦的な態度をとることなく、連合を形成し、これに反対する国々の反対を抑制しようとした。一方、両大臣とも連合を構成する国々の詳細は述べなかった。また、この記者会見は、会議開催中に毎日数回行われているものの1つに過ぎず、この時点では、野心連合の登場に対する反応はほとんどなく、あるとすれば、それは、交渉の枠組みの中にどのように位置付ければよいのかわからないという当惑であった⁽⁶⁾。

2015年12月6日、マーシャル諸島とイギリスが共同で30か国を招待し、夕食会を開催、これまで名前を挙げた大臣の多くとスターンなどが参加した。

of-high-ambition-nations;http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-15-6320_en.htm(ともに2016年4月2日にダウンロード);twitter.com/TonydeBrum/media 2017年1月28日にダウンロード。

⁽⁶⁾ http://sprep.org/climate-change/marshall-islands-a-st-lucia-spearhead-work-of-coalition-of-high-ambition-nations;http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-15-6320_en.htmともに2016年4月2日にダウンロード。

スターンは、アメリカが野心連合に正式に参加したいという希望を表明した。同組織とアメリカは、法的形態、長期目標、気候資金に関し、長い時間をかけて協議し、それらすべてに合意した。カニエテは「アメリカが政策的な立場を修正したことを我々すべてが実感した」と述べている。なお、この協議の中で、同組織は「野心連合 (High Ambition Coalition)」という名称にすると決定した模様である。カニエテは「我々は野心連合だ」と述べている。同月8日、この後検討する野心連合の記者会見の直前に、ケリー国務長官が、記者会見で、アメリカの野心連合への参加を発表している⁽⁷⁾。

2015年12月8日、EU(28か国)とACP (African, Caribbean and Pacific Countries、合計79か国、アフリカ48か国、カリブ海16か国、太平洋15か国)は、パリ協定に関し、以下の合意を得た。第1に、パリ協定は、法的拘束力を持ち、包括的で、公平で、野心的で、持続的で、ダイナミックでなければならない。第2に、同協定は、科学的知見に沿った、明確で、機能的な長期目標を示さなければならない。第3に、同協定は、締約国が5年毎に集まり、進捗を検証し、必要に応じて、集団的・個別的取り組みを強化するためのレビュー・メカニズムを構築しなければならない。第4に、同協定は、各国のコミットメントの実施とベスト・プラクティスの共有についての進捗を向上するため、透明性と説明責任を持つ制度を含まなければならない。なお、これらの国々と野心連合への参加国は大幅に重複しているが、これは野心連合と直接の関係は持たない⁽⁸⁾。

(7) *Ibid*; <http://businessgreen.com/bg/opinion/2439215/eu-climate-commissioner-how-formed-the-high-ambition-coalition>; <http://theguardian.com/environment/2015/dec/08/coalition-paris-push-for-binding-ambitious-climate-change-deal>; (ともに2016年3月24日にダウンロード); twitter.com/TonydeBrum/media 2017年1月28日にダウンロード。

(8) European Commission, *EU and 79 African, Caribbean and Pacific Countries Join Forces for Ambitious Global Climate Deal*, 8 December 2015.

2 2015年12月8日の記者会見とその後

2015年12月8日、野心連合は再び記者会見を行った。参加したのはデ・ブルム、カニエテ、スターン、スントフト・ノルウェー気候環境大臣、シャンパー・コロンビア環境副大臣、ジャルジュ (Pa Ousman Jarju) ガンビア環境・気候変動・水資源・森林・公園・野生生物大臣、マーティンズ・アンゴラ国連大使 (LDC議長) などである。

ここで、野心連合は、産業化以前からの全球平均気温の上昇を1.5℃未満に抑制すべきだという認識を示し、パリ協定が野心的な合意となることを要求した。そして、同連合は、具体的には、(1) パリ協定が法的拘束力を持ち、科学的知見に沿った地球温暖化に対する明確な長期目標を設定すること、(2) 締約国の排出へのコミットメントを5年毎にレビューするメカニズムを導入すること、(3) 炭素目標に合致するために、締約国の進展を引き上げる統一的なシステムを構築すること、(4) 年1,000億ドルの資金供与を含む発展途上国への支援を行うこと、を要求した⁽⁹⁾。

デ・ブルムは、「最小限の協定 (minimalist agreement) を受け入れることはできず、最終的な合意が、時の経過に伴う野心の向上のためのメカニズム、提案されている気温の上昇を1.5℃未満に抑制するという認識、低炭素の将来への明確な経路、5年のレビュー・プロセス、気候のための資金のパッケージを含むことを要求する」と述べた。また、デ・ブルムは、野心連合が包括的になることを望んではいないが、それはその中核的な要求を犠牲にしたりはしないと明確に述べた⁽¹⁰⁾。

(9) <http://theguardian.com/environment/2015/dec/08/coalition-paris-push-for-binding-ambitious-climate-change-deal>; <http://bbc.com/news/science-environment-35057282>; <http://businessgreen.com/bg/news/2438609/cop21-high-ambition-coalition-vows-to-strengthen-paris-text> (すべて2016年3月23日にダウンロード); twitter.com/TonydeBrum/media 2017年1月28日にダウンロード。

(10) <http://theguardian.com/environment/2015/dec/08/coalition-paris-push-for-binding-ambitious-climate-change-deal>; <http://bbc.com/news/science-environment-35057282>;

8日の記者会見後、野心連合への参加国は急増し、すぐに100か国を超えるようになった。たとえば、フィリピン、カナダ、セーシェル、スイス、フィジー、日本、ウルグアイ、オーストラリア、アイスランド、ミクロネシア連邦が参加した。ここで「野心連合」という名称が役立つ。カニエテは「突然、議論は先進国と発展途上国の間ではなく、意思のある国と意思のない国の間のものになった。そして、誰も意思がないとは思われなくなかった」と述べている。参加しなければ、野心がないと思われるかもしれないと危惧し、各国はあわてて野心連合に参加することになった。特に、100か国を超えるとなると、勝ち馬に乗らなければならないとの思いから、それまで野心がないと思われた国々も参加することになった。日本が野心連合に参加したのは会議最終日の12日であった。その結果、日本の参加は世界のメディアにほとんどカバーされなかった。一方、ブラジルは同月11日に参加している。これに対し、カニエテは「ブラジルはゲームを変える国だ。かつてBASIC(Brazil, South Africa, India and China)参加国であったブラジルは連合の一部である」と述べている⁽¹¹⁾。

2015年12月12日、野心連合参加国の大臣達がEUのパピリオンに集合し、COP21全体会合の会場まで行進した。日本の丸川珠代環境大臣はデ・ブルムとカニエテの間に入り、両者と腕組みして行進した。野心連合に対して、何ら貢献していないにもかかわらず、このような場所に立てる厚かましいほどの積極性はこれまでの日本の政治家にはなく、今後必要なことかもしれない。これに対し、カニエテの部下であるイトコネン(Anna-Kaisa Itkonen) EU気候行動・エネルギー委員会報道官は、ツイッターに、「最後に参加した日本の大臣はカニエテに導かれた」と記している。そして、会場入りする

<http://businessgreen.com/bg/news/2438609/cop21-high-ambition-coalition-vows-to-strengthen-paris-text> すべて2016年3月23日にダウンロード。

(11) http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-15-6320_en.htm (2016年3月24日にダウンロード); twitter.com/TonydeBrum/media; twitter.com/MAC_europa/media ともに2017年1月28日にダウンロード。

際に、野心連合はスタンディング・オベーションと大声援を受けた⁽¹²⁾。

なお、野心連合の理論構築で中心的な役割を果たしたヤミン (Farhana Yamin、イギリスのチャタムハウス研究所上級研究員兼ロンドン・カレッジ大学教授) はパリ会議終了時の野心連行の参加国を表9に示した114か国だとしている。デ・ブルムとカニエテのツイッターや論文によれば、これに含まれないオーストラリアとセーシェルも参加しているとされていたので、同時点での参加国はこれらを含めた116か国だと思われる⁽¹³⁾。

表9 ヤミンが考える野心連合参加国

頭文字	国数	国名
A	3	Afghanistan, Angora, Austria
B	9	Bangladesh, Barbados, Belgium, Benin, Bhutan, Brazil, Bulgaria, Burkina, faso, Burundi
C	11	Cambodia, Canada, Central African Republic, Chad, Chile, Colombia, Comoros, Costa Rica, Criatia, Cyprus, Czech Republic
D	4	Democratic Republic of the Congo, Denmark, Djibouti, Dominican Republic
E	4	Equatorial Guinea, Eritrea, Estonia, Ethiopia
F	4	Fiji, Finland, France, Federated States of Micronesia
G	8	Gambia, Germany, Ghana, Greece, Grenada, Guatemala, Guinea, Guinea-Bissau
H	3	Haiti, Hoduras, Hungary
I	2	Iceland, Italy
J	1	Japan
K	2	Kenya, Kiribati
L	7	Lao People's Dem. Republic, Latvia, Lesotho, Liberia, Lichtenstein, Lithuania, Luxembourg
M	12	Madagascar, Malawi, Mali, Malta, Marshall Islands, Mauritania, Mozambique, Myanmar, Mexico, Monaco, Mongolia, Morocco

(12) [twitter.com/TonydeBrum/media;twitter.com/MAC_europa/media](https://twitter.com/TonydeBrum/media/twitter.com/MAC_europa/media) とともに2017年1月28日にダウンロード。

(13) Farhana Yamin, *How Did We Get a High Ambition Outcome in Paris & What's Next?*, 27 January 2016; [twitter.com/TonydeBrum/media;twitter.com/MAC_europa/media](https://twitter.com/TonydeBrum/media/twitter.com/MAC_europa/media) とともに2017年1月28日にダウンロード。

N	4	Nepal, The Netherland, Niger, Norway
P	8	Palau, Panama, Papua New Guinea, Paraguay, Peru, Philippines, Poland, Portugal
R	3	Republic of Korea, Romania, Rwanda
S	14	Saint Lucia, Sao Tome and Principe, Senegal, Sierra Leone, Slovakia, Slovenia, Solomon Islands, Somalia, South Sudan, Spain, Sri Lanka, Sudan, Sweden, Switzerland
T	6	Tanzania, Timor-Leste, Togo, Trinidad and Tobago, Tunisia, Tuvalu
U	5	Uganda, United Kingdom, United Rep. of Tanzania, United States of America, Uruguay
V	2	Vanuatu, Viet Nam
Y	1	Yemen
Z	1	Zambia

(出所) Farhana Yamin, *How Did We Get a High Ambition Outcome in Paris & What's Next?*, 27 January 2016.

3 パリ合意案(パリ協定案)の推移

1.5℃目標がインドやサウジアラビアを反対で危うくなっていたが、野心連合の存在の公表により、第2次案で前進した。

表10 パリ合意案(パリ協定案)の推移

	ADP2-11	ADP2-12	第1次案	第2次案	協定	コメント
1.5℃目標	[2℃未満に][1.5℃未満に][2℃よりもずっと低く][2℃あるいは1.5℃よりも低く][1.5℃あるいは2度よりも低く][可能な限り2度よりもずっと低く]	[1.5℃未満に][あるいは][2℃よりもずっと低く]	選択肢1 2℃未満に 選択肢2 2℃よりもずっと低く抑制し、気温上昇を1.5℃未満に抑制するためのグローバルな取り組みを[急速に]拡大 選択肢3 1.5℃未満に	2℃よりもずっと低く抑制、同1.5℃未満への抑制が気候変動のリスクに影響を大幅に軽減することを認識して、この取り組みを追求	2℃よりもずっと低く抑制、同1.5℃未満への抑制が気候変動のリスクに影響を大幅に軽減することを認識して、この取り組みを追求	第1次案で後退し、第2次案で前進

長期目標	[2030年までに][20xx年までに][可能な限り早期に][それらの[ネット]排出量をピークアウトし]、[2050年までに2010年比でネット排出量を[x]40～[y]70%削減し]、[今世紀中に][2050年までに][2100年までに][[マイナス排出][[ネット]ゼロ排出]	[世界の温室効果ガス排出を可能な限り早期にピークアウト]、[2050年までに、20xx年と比較して、少なくともX[～Y]%の世界の[温室効果ガス排出][二酸化炭素[換算]]削減へのその後の急速な削減、[2060～80年までに、世界の温室効果ガスのゼロ排出の達成]	[2050年までに、2010年と比較して、[40～70%][70～95%]のその後の急速な削減を通じて、今世紀[末までの][半ば以降の]温室効果ガスのネット・ゼロ排出達成]	温室効果ガスの排出を可能な限り早くピーク・アウト、今世紀後半に温室効果ガスのニュートラルリティの達成	世界の温室効果ガスの排出を可能な限り早くピーク・アウト、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成	第2次案で抽象化
NDC	[x年][2020年][2021年]までに[提出][更新]し、その後、5年毎に[提出][更新]	5年毎に[提出][更新]ないし強化]	5年毎に提出	5年毎に提出	5年毎に提出	大きくは変わらず。
世界全体の調査	[2023年][2024年][2020年以前の実施の加速に関するレビューと先進締約国による2020年以前の金融支援の妥当性に関するレビュー後]最初の調査を、[その後、5年毎に][CMAによって決定された一定の間隔で]	最初の調査を2024年に、その後は5年毎に	最初の調査を[2023年][2024年]に、その後は5年毎に	最初の調査を2023年に、その後は5年毎に	最初の調査を2023年に、その後は5年毎に	第2次案まで、徐々に前進。特に、第2次案で前進
資金	[先進国は、2018年までに、適応のための資金として、少なくともxx0億ドルを動員することを約束] (COP決定)	2020年から、[従前の取り組みを超えて][年1,000億ドルから]拡大され[なければならぬ][るべきである]	年1,000億ドルを下限として拡大	年1,000億ドルを下限として前進	2025年より前に、パリ協定締約国会合が年1,000億ドルを下限とする新しい全体の定量的目標を設定 (COP決定)	協定で後退

(出所)UNFCCCの関連文書から筆者が作成。

おわりに

パリ協定に結実した交渉は、米中に主導され、「最小限の協定」になる間際であった。そこに、野心連合が登場し、1.5℃目標とこれに導くために諸手段が確保されることになった。もちろん、多くの課題は残されたが、これにかかわるサイクルも協定に組み込まれている。なお、2016年以降の野心連合の活動に関しては既に別稿で検討した⁽¹⁾。

(1) 鈴木亨尚「パリ会議以降の気候変動問題—野心連合を中心として—」(星野昭吉編『グローバル化のダイナミクスにおける政治・法・経済・地域・文化・技術・環境』テイハン、2018年[予定])346～364頁。

モンゴル大統領選挙2017

ジャムサランジャワ・バーサンフー

Mongolian Presidential Election, 2017

Jamsranjav BAASANKHUU

はしがき

第1節 モンゴルにおける経済・社会的概況

第2節 大統領選挙制度と選挙仕組み

第3節 2017年大統領選挙過程と選挙結果

はしがき

モンゴル国（以下、モンゴル）は、国土面積約156万4,100平方キロメートル（日本の約4倍）で、中国とロシアに挟まれた東アジア北部に位置する国家である。

モンゴルは1911年に清朝の支配を脱し、1921年の人民革命を経て、1924年に社会主義国家「モンゴル人民共和国」として建国された。1990年に65年間続いたソ連型社会主義国体制を脱却し、民主化・資本主義国への移行とともに政治・経済的体制の改革に取り組んでから既に約27年が経過している。

移行期初頭、急速な市場経済化の混乱による高いインフレ率、貧困と失業者の増大、社会保障制度の弱体化など様々な課題に直面したが、1994年以降から経済が回復し、その後も鉱物資源の国際市場の高騰により鉱業の活発化

とともに高い経済成長を達成してきた。

近年、モンゴル経済は主要輸出産品である鉱物資源の国際市場での価格下落、中国経済の景気減速及び対モンゴル直接投資の減少などの影響を受けて低迷している。経済成長率は、2016年に1.0%と前年から1.4ポイント下がって5年連続で減速し、2009年の-1.3%以来、7年ぶりの低い水準だった。

その一方、豊富な鉱物資源の保有にも関わらず、所得格差や若年失業、貧困問題、環境問題などを抱えており、政府は社会支出を増やして問題解決を試みているが、依然としてその状況は深刻である。これは金融機関の不良債権残高と政府の財政赤字、度重なる政治的腐敗など様々な要因が絡み合っているため、容易に解決することは難しい状況である。

このような経済・社会的混乱の下、モンゴルでは大統領選挙の投票が2017年6月26日（第1回投票）および7月7日（決選投票）に行われた。結果は民主党Kh. バトルガ（Kh.Battulga）候補が過半数を僅かに上回る票数（50.59%）で当選し、7月10日正式に大統領に就任した。

大統領選挙は4年に一度実施されるモンゴルの重要な政治イベントである。軍の最高司令官であるとともに安全保障会議の議長を務める大統領は国民大会議の可決した法案の拒否権を有する。その意味で、大統領は今後4年間の国の安定した政権基盤構築に加え、世界的な資源安で低迷する経済の底上げ政策、増え続けている貧困や政府腐敗への取り組みの行方を左右する重要な国家の役職要素である。

本稿ではモンゴル政治制度と経済・社会的状況を確認し、大統領選挙制度を解説した上で、2017年の大統領選挙の過程および結果について解説する。

第1節 モンゴルの経済・社会的概況

1. モンゴル国の概況

理解の一助としてモンゴル国に関する基本データを摘示する。

- * 面積：156万4,100 km² (日本の約4倍)
- * 人口：311万9,935人 (2016年、モンゴル国家統計庁)
- * 首都：ウランバートル (人口139万6,288人、2016年)
- * 人種：モンゴル民族 (全体の95%)、カザフ民族など
- * 言語：モンゴル語 (国家公用語)、カザフ語
- * 宗教：チベット仏教、伝統信仰等
- * 政体：共和制 (大統領制と議院内閣制の併用。元首は大統領)
- * 議会：国家大会議 (一院制、定員76、任期4年)
- * 名目GDP：111億US\$ (2016年、モンゴル国家統計庁)
- * 1人当たり名目GDP：3,660US\$ (2016年、モンゴル国家統計庁)
- * 主要産業：鉱業、牧畜業、流通業、軽工業
- * 主要貿易相手国 (2016年、モンゴル国家統計庁)：
 - 輸出：中国 (79.4%)、英国 (11.3%)、スイス (4.7%)、ロシア (1.1%)、ドイツ (0.9%)
 - 輸入：中国 (31.6%)、ロシア (26.2%)、日本 (9.8%)、韓国 (5.9%)、米国 (4.1%)
- * 為替レート：1ドル=2,145.52トゥグルグ (2016年通年平均、モンゴル国家統計庁)
- * 外交方針：両隣国であるロシア・中国とバランス保持、米国・日本・ヨーロッパ連合・インド等とは「第三の隣国」政策の枠組みでパートナーシップ関係と協力を拡大発展させることが基本政策である。



2. 経済・社会的概況

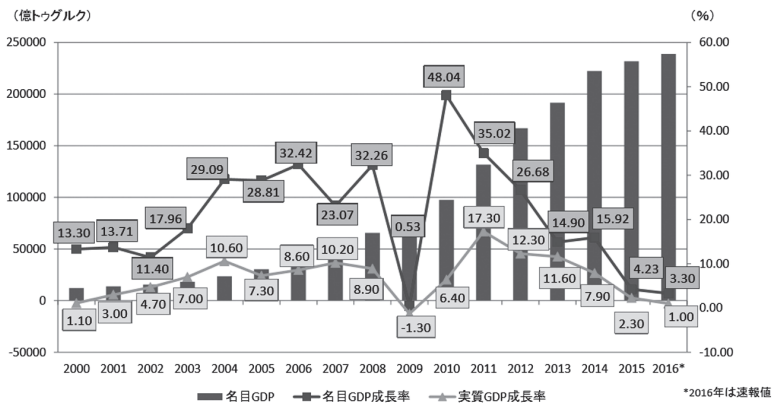
1) 経済成長率

モンゴルは1991年に社会主義体制から民主主義・市場経済体制へ移行

した。しかしながら、社会主義経済から市場経済に急転換した結果、インフレ率が1992年に300%を超え、国有企業の崩壊、失業者の増加、貧困問題の発生など、モンゴル社会には様々な混乱が生じた。日本を始めとする各国や国際機関の指導、助言及び支援により市場経済化に向けた構造改革が推進され、1994年に初めて実質成長率はプラスに転じ、その後、経済は順調に成長してきた。しかしながら、2008年のリーマン・ショックによる世界的金融危機の影響を受け、2009年の経済成長率は-1.3%となった。

世界的な鉱物資源の価格高騰を背景に、2010年の実質GDP成長率は6.4%となり、2011年には17.3%と高い成長率を記録した。2011年のピーク以降も、2012年に12.3%、2013年に11.6%と高い成長率を続けた。しかしながら、主要輸出品目である石炭や銅の国際価格の下落及び中国経済の減速を背景に成長率は引き続き減速し、2014年の7.9%から2015年には2.3%まで落ち込んだ。

図表 1. モンゴル GDP の推移



出所：JETRO「モンゴル経済概況」(2017年3月号), p6

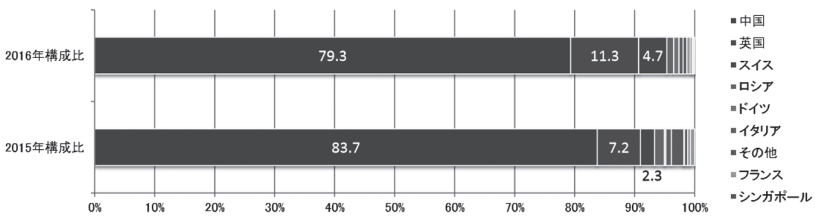
モンゴルの国家統計局 (National Statistical Office of Mongolia) が発表した2016年の実質GDP成長率は1.0%となった。これは前年から1.4

ポイント下がって5年連続で減速し、2009年の-1.3%以来、7年ぶりの低い水準だった。

2016年の貿易総額は82億7500万ドル（輸出49.173億ドル、輸入33.579億ドル）と対前年比2.3%減となった。輸出は対前年比19.1%減（11億486万ドル減）の46億6,950万ドル、輸入は対前年比27.5%減（14億3,950万ドル減）の37億9,720万ドルとなった。通年の輸出先は中国向けが最大で前年同期比4.4ポイント減の79.4%で、輸入は第1位の中国と第2位のロシアの実績がそれぞれ5ポイント、0.7ポイント減少した¹（図表2）。

モンゴル経済減速の主な原因は、海外直接投資（Foreign direct Investment, FDI）の不調、鉱業セクターの資源価格低迷及び最大輸出先である中国経済の後退であり、今後は、様々な産業の育成を更に推し進めることにより、外部環境の変化に脆弱な鉱業部門への依存から脱却し、民間セクターが主導する多角的な産業構造を図って行くことが重要である。

図表2. 輸出相手国 (%)



出所：JETRO（2017）「モンゴル経済概況」（3月号），p.20

モンゴルへの海外直接投資は2011年の47億US\$から2015年には2億3200万US\$まで落ち込んだ。これは2011年のピーク時のおよそ95%も減少している。モンゴル政府は戦略的重要なプロジェクトや経済部門へ

1 JETRO「モンゴル経済概況」（2017年3月号），p.20

のロシアと中国からの直接的な影響力を分散させるため、第三国からの投資を積極的に招致している。

2) 官僚の汚職問題

The Asian Foundationの「腐敗認識と知覚に関する調査2016」(Survey on Perceptions of Knowledge of Corruption 2016) 報告書によると、回答者の凡そ80%は「腐敗行為が私たちの国で一般的に行われている」と回答している²。法規制があるにもかかわらず、腐敗が常態化してしまっているモンゴルでは腐敗が社会・政治的問題となっており、腐敗行為の政治家や公務員を裁判にかけるべきという国民意識が年々強くなっている。

今後、モンゴルが市場経済社会で発展していくためには、腐敗・汚職を廃し、市場の公正なルールに従う必要があるし、腐敗・汚職問題を迅速に解決するための政府の取り組みが必要である。

3) 多様化する環境問題

① 都市環境問題

1990年以降に、高所得や仕事を求めて地方から遊牧民たちが首都ウランバートルに流入し、人口の急激な増加とともに都市インフラ整備の不足も重なって、様々な環境問題の悪化が引き起こされた。都市での環境問題には、交通渋滞、大気・水質・土壌汚染、生活ゴミ、上下水道の未整備などがある。特に大気汚染はウランバートル市にとって深刻な問題である。その原因のひとつに、生の石炭の利用、特に環境対策の未整備な街の周辺に発達したゲル地区からの家庭用ストーブ煙が主因とされる。そのほか、大気汚染の原因に挙げられているのが、増加する自動車の排気ガス、劣悪な交通環境（渋滞など）などである。

2014年世界保健機関によると、ウランバートル市が世界第2位の汚

2 The Asian Foundation (2016) "Survey on Perceptions and Knowledge of Corruption2016", pp.18-19

染されている都市になっている。例えば、2016年12月に、モンゴル気候・環境調査庁の報告によると、PM2.5、PM10、二酸化硫黄、二酸化窒素量がWHOの基準値を大幅に上回り、PM10は世界基準の100倍以上との数値が観測されているという。その時の大気汚染の質が中国の北京と比べても、その5倍にも達した³。都市住民の健康問題への関心は高まっており、人々はソーシャルメディアを通じて団結し、市民の保護にもっと力を入れるよう政府・市役所に要求する抗議デモが行われている。

② 鉱山開発による環境問題

モンゴルは鉱物資源に恵まれている。1990年以降、モンゴル政府は鉱業を、経済発展を図るための最重要部門に位置付け、鉱物資源の輸出が第一優先の経済政策を実施してきた。その結果、鉱物資源開発が盛んに各地で行われる一方、鉱山の乱開発による環境破壊や河川の汚染が大きな問題になっている。その他にも地盤沈下、動植物の喪失、土壌汚染、地下水・地表水の汚染など、地元の住民の健康に対する重大な影響も懸念されている。

③ 過放牧による砂漠化

モンゴルでの砂漠化の第一原因は家畜の過放牧であると言われている。国家統計局の2016年家畜センサスの速報によれば、2016年の家畜頭数は6100万頭であった。前年比9.9%の増加であり、家畜頭数は今後も増加すると考えられる。特に、ヤギの頭数はカシミア原毛の高騰とカシミア産業の発展とともに増加の一途をたどり、今は羊の頭数を大幅に超えた。しかしながら、ヤギは草の根をかき出し食べる習性があるので、その頭数が多くなれば、餌となる草原の荒廃も進み、草地の再生産は自然の回復力では追い付かなくなる。

3 The Asian Foundation (2016) "Survey on Perceptions and Knowledge of Corruption2016", pp.18-19

4) 失業率増加

労働力人口は2016年の統計で123万9900人、就業者数は約113万人、失業者数10.7万人、失業率は8.6%である⁴。その理由には、雇用の不足、要求される労働者の採用条件が高いことなどいくつかの要因が挙げられる。全国に登録されている失業者の60.9%を15～34歳の若者が占めている。国内に雇用機会がないため、それを求めて海外に流出する若い世代が増加している。モンゴルにとっては、貴重な労働力が海外に流出してしまうため、今後は、モンゴルにおける若者の雇用を改善することが重要な課題である。

第2節 モンゴル大統領選挙と選挙の仕組み

1. 政治制度

モンゴルは1921年の人民革命を経て、1924年に社会主義国家「モンゴル人民共和国」として建国され、凡そ70年間におよぼモンゴル人民革命党一党独裁体制下で社会主義体制を貫いてきた。しかし、ベルリンの壁崩壊などに影響されて1980年代末から民主化運動が高まり、1990年に人民革命党の一党独裁政権は崩壊し、1992年にモンゴル国憲法を定めた。それにより、「モンゴル人民共和国」が「モンゴル国」と改称され、複数政党制による自由選挙で行われる大統領制と議会制を導入した。現在、モンゴルは大統領制と議院内閣制の併用による共和制国で、政治制度は統治機構として立法府、執行部、法制部、元首としての大統領から成っている。以下、それぞれについて簡単に説明する。

1) 立法府

国家大会議（The State Great Hural, SGH）はモンゴル国の立法府で

4 Mongolian statistical report: 2016/IV, <https://www.nso.mn/content/1491#.WcNOpM1x3IU>

ある。国家大会議（以下、議会）は一院制で、76名の議員で構成される。議会は、法律制定、内外政策決定、大統領及び議会選挙日を設定、大統領の承認、罷免権、首相の任命、変更、罷免権を有する。更に議会には、国際協定批准・拒絶を行う権限がある。また石油、ガス、ウランを含む戦略的鉱床についての権限も有している。

モンゴルでは議会選挙を4年毎に実施することになっており、1990年6月に議会議員を選ぶ競争選挙以降、これまで7回行なわれた。第1回選挙から第7回までの国家大会議総選挙結果は以下のとおりである。

1992年6月第1回総選挙：人民革命党の圧勝

1996年6月第2回総選挙：野党民主連合の大勝

2000年7月第3回総選挙：人民革命党の圧勝

2004年6月第4回総選挙：与野党伯仲で大連立政権発足

2008年6月第5回総選挙：人民革命党（現・人民党）が安定的過半数

2012年6月第6回総選挙：民主党、民主連合及び国民勇気・緑の党が大連立

2016年6月第7回総選挙：人民党単独政権

2) 執行部

政府は国家の最高行政部であり、法律執行に関し議会への責任を有する。行政府の長は首相（任期4年）であり、国の経済的、社会的、文化的発展を方向付けする責任がある。2016年6月に行われた国家大会議総選挙では、人民党が76議席中65議席を獲得し圧勝しており、同年6月以降、人民党 J.Erdenebat（J.エルデネバト）氏の政権になっている。

3) 法制部

1992年に憲法裁判を行うために憲法裁判所は設置されている。憲法上、これは9人の裁判官からなり大統領、国会及び高裁判所がそれぞれ3名ずつ指名できるが、国会がそれを任命する。最高裁判所は、最高の司法機関であり、その下に、アイマグ(県)又は首都特別市裁判所、ソム(村)、郡間及び地方裁判所による三審制である。最高裁判所は刑事

事件、民事事件の裁決、下級裁の決定を審査するなどの権限がある。憲法裁判所及び検事総長により移管された人権問題も審査する。憲法を除く法律の公式解釈を提供する。司法の独立は裁判所総評議会によって保護されている。大統領が任命する検察庁長官は任期6年である。

4) 大統領

軍の最高司令官であるとともに安全保障会議の議長を務める大統領は議会を代表する複数の政党が立候補を指名し、国民の直接選挙により選ばれる。任期は4年で、一度だけ再選が許される。大統領は元首として、大統領・首相・国会議長からなる国家安全委員会議長となる。議会の可決した法案の拒否権を有する一方、大統領令を発布でき、首相の署名で効力が発生する。大統領は主要政党と協議して、首相候補を指名する。議会は2/3の多数で、憲法違反或いは宣誓を破り権利濫用を行った場合、大統領を罷免できる。

上述したように、現在の政治制度は大統領制と議院内閣制の併用によるものである。この政治制度においては国民から直接当選される一定の権限をもつ大統領と議会によって選出される首相が執政権を分有している。そのため、大統領の所属政党と議会多数派の政党が同じ場合は、大統領、議会、首相の間で協力関係が容易に成立する。反対の場合は、政治基盤や政治志向の異なる大統領と首相関係に重要な影響を与えるが、大統領は自らの政策課題を円滑に立法できない可能性がある。以下では、モンゴルの大統領選挙と選挙仕組みについてモンゴル国憲法等を参考に簡単に説明する。

2. 大統領選挙制度

モンゴル国憲法第30条1節の規定では「大統領は国家の元首であり、国民の統合の象徴である」として、大統領の地位を定めている。大統領は4年の任期で国民からの直接選挙によって選出される。継続的な再選は1回に限り許される。また、大統領の資格については、憲法第30条2節におい

て、(1) 出自的にモンゴル人であること、(2) 年齢が45以上であること、(3) 5年以上モンゴル国に居住していることである、との3条件を備えた者でなければならないと定められている。

1) 大統領権限

憲法第33条の規定によれば大統領は、議会で通過した法案全体または一部分に対する拒否権を保有する。法案に対する拒否権があることで大統領は新法律で現状を変えようとする議会の試みを防止できるが、拒否権は議会の3分の2以上の支持によって無効化が可能である。大統領が首相を指名できるが、議会によって承認または拒否される。これは概して象徴的な権限であり、実質的には議会が首相を指名する。その他、裁判官任命の承認及び権限の範囲で内閣に活動方針を示し、議会に対する声明を発表し、国会に出席して意見表明を行う権限を持つ。

一方、大統領には首相任命も、内閣を組織する権限も持たない。また、大統領は議会に対して責任を負う立場であり、直接法案の上程する権限は持たない。大統領令が憲法違反の場合、議会によって破棄される。大統領は、憲法裁判所より法的責任の違反を受けた場合、罷免される。

2) 大統領選挙制度と選挙の仕組み

大統領選挙方法は2回投票制である。大統領は、投票総数の絶対過半数による選出される。憲法第31条2節の規定では大統領選挙の立候補者は議会に議席を有する政党（もしくは政党の連合）が推薦されるが、無所属の立候補は認められていない。大統領選挙は全国を1区とし、過半数を得票した大統領候補者が当選する。しかしながら、第1回投票で過半数を獲得する候補者がいなかった場合には、上位2候補によって決選投票が行われ、獲得票数の多い候補者が大統領に選出される。第2回の決選投票でも投票総数の過半数の得票に達する候補者がいなかった場合、再選挙を行われることになる。

第3節 2017年大統領選挙の過程と選挙結果

大統領選挙は4年に一度実施されるモンゴルの重要な政治イベントである。軍の最高司令官であるとともに安全保障会議の議長を務める大統領は国民大会議の可決した法案の拒否権を有する。その意味で、大統領は今後4年間の国の安定した政権基盤構築に加え、世界的な資源安で低迷する経済の底上げ政策、増え続ける貧困や政府腐敗への取り組みの行方を左右する重要な要素である。以下では、2017年の第5代大統領選挙の過程および結果について解説することとする。

1. 2017年の大統領選挙立候補者プロフィールと公約

モンゴルの憲法では国家大会議に議席を有する政党に大統領選挙の立候補者を推薦する権利がある。現在は与党モンゴル人民党と、最大野党民主党および野党モンゴル人民革命党の3党がそれに該当する。

2017年5月17日に大統領選挙の立候補者3名が、選挙管理機関の選挙中央委員会から正式に発表された。立候補者として承認されたのは、モンゴル人民党から Myeegombo Enkhbold (M. エンフボルド) 国会議長、野党民主党から Khaltmaa Battulga (Kh. バトルガ) 元工業・農牧業大臣、モンゴル人民革命党からは人民革命党の Sainkhoo Ganbaatar (S. ガンバートル) 元国会議員の3人であった。以下では、候補者3名のプロフィールと公約⁵を簡単に紹介する。

1) モンゴル人民党の Myeegombo Enkhbold (M. エンフボルド) 国家大会議議長⁶

1964年、ウランバートル市に生まれた。1987年、モンゴル国立大学経済学部を卒業した。1987～1992年までウランバートル市役員、1996

5 <http://3710920269.hatenablog.jp/entry/20170612/1497219341>

6 <http://www.enkhboldm.mn/p/2>



年同市チンゲルティ区議会議員、1999年～2005年ウランバートル市長、2005年の国会補欠選挙で国会議員、2006年～2007年にモンゴル首相、2007～2012年に副首相、2012年～2016年に国会副議長を務めた。2016年の総選挙でモンゴル人民党が勝利したのを機に、国会議長に就任した。2013年から人民党党首を務めている。

選挙スローガン：「団結したモンゴル、恵みある国家」

大統領選挙では①民族の調和、モンゴルの誇り、②責任ある公正で安定的なガバナンス、③健康で教育を受け、平等で暮らし向きの良いモンゴル人、④富を生み出す中間層、⑤外政策・安全保障の5つの柱に沿う82の政策課題を選挙公約「モンゴルゲル、モンゴル国家」で掲げている。

2) 民主党のKhaltmaa Battulga (Kh. バトルガ) 元工業・農牧業大臣⁷



1963年、ウランバートル市に生まれた。1982年に美術中等学校卒業（絵画専攻）し、1983年～1989年に柔道・格闘技サンボモンゴル選抜チーム選手、1990年から民間企業（ジェンコ社）オーナー（各種企業役員）、2004年～2016年に国会議員、2008年～2012年に道路・運輸・建設・都市計画大臣（第二次バヤル内閣～バトボルド内閣）、2012年～2014年に工

業・農牧業大臣（アルタンホヤグ内閣）を務めた。

選挙スローガン：「モンゴルは勝つ」

大統領選挙では①調和の尊重、国民権益の最優先、②自由・正義の

7 <http://www.battulga.mn/>

保持、市民の最優先、③経済回復・産業発展、④環境バランスの充足、土地保護、⑤輸出の新世紀の切開き、平等な対外関係の5つの柱に沿う56の政策課題を選挙公約「強力なモンゴルのために」で掲げている。

3) モンゴル人民革命党 Sainkhoo Ganbaatar (S. ガンバートル) 元国会議員⁸



1970年に生まれ、ウランバートル出身。2002年～2003年に金融経済大学、2003年～2004年に経営アカデミーの講師、2005年～2007年まで、当時国会議長であったエンフバヤル氏の顧問を務めた。2007年にはモンゴル労働組合連合の総裁に就任し、2012年には無所属で国会総選挙に立候補して当選した。複数の市民運動に加入していた。

選挙スローガン：「他の出口はある。我々を信じよ」

大統領選挙で①責任あるガバナンスを構築し、失業と貧困を終わらせる、②オリガルヒ (oligarh) とオフショア口座保有者を抑制し、正義を確立する、③オリガルヒやオフショア人を制限し、正義を打ち立てる、④人民の生存に関わる利益を最優先し、国民の利益と調和を尊重する、⑤国民の利益を尊重し、国益と団結を促進する、⑥モンゴル人として生まれたことを誇り、モンゴルのために努力する、⑦口と仕事、言葉と行動の一致を実現、⑧祖国の前に立ちはだかる挑戦を克服する、⑨千年紀の大建設を始める、の9つの箇条を選挙公約「大いなる旅が始まる」で掲げている。

2. 鉱物資源・エネルギー及び環境政策に関する公約

今回の大統領選挙において、有権者から最も注目を集める争点は鉱物資

8 <http://www.ganbaatar.mn/>

図表3. 各候補者の選挙公約一覧

M. エンフボルド	Kh. バトトルガ	S. ガンバートル
公約名：「モンゴルのゲル、モンゴルの国家」	公約名：「強力なモンゴルのために」	公約名：「大いなる旅が始まる」
選挙スローガン：「団結したモンゴル、恵みある国家」	選挙スローガン：「モンゴリは勝つ」	選挙スローガン：「他の出口はある。我々を信じよ」
「民族の調和、モンゴルの誇り」	「調和を尊重し、国民の権益を最優先に置く愛国者の大統領」	「責任あるガバナンスを確立し、失業と貧困を一掃する」
「責任ある公正で安定的なガバナンス」	「自由と正義を守り、国民を最優先に置く愛国者の大統領」	「オリガルヒやオプシヨア人を制限し、正義を打ち立てる」
「健康で教育を受け、平等で暮らし向きの良いモンゴル人」	「経済を回復させ、産業を発展させた愛国者の大統領」	「人民の生存に関わる利益を最優先し、国民の利益と調和を尊重する」
「富を生み出す中間層」	「環境のバランスを充足し、土地を保護する愛国者の大統領」	「モンゴル人として生まれたいことを誇り、モンゴルのために努力する」
「対外政策・安全保障」	「輸出の新世紀を切り拓き、平等な対外関係を尊重する愛国者の大統領」	「モンゴル人は横たわらぬ運命を持ち、横たわらぬ文字を持ち、横たわらず生まれた神聖な人民である」
		「モンゴル人はモンゴルの国土の主人である」
		「口と仕事、言葉と行動の一致を実現する」
		「祖国の前に立ちほだかたる挑戦を克服する」
		「千年紀の大建設を始める」

出所： <http://3710920269.hatenablog.jp/entry/20170608/1496873644> を基に著者が作成

源・エネルギー政策及び環境問題に関する各候補者の政策公約である。以下では、鉱物資源・エネルギー政策及び環境政策に関する各候補者の公約を図表4に提示した。

以上が各候補者の鉱物資源・エネルギー政策及び環境政策である。S. ガンバートル候補はモンゴル人が自国の国土及び天然資源の主人であり、自国の天然資源を人民に与えると公約で訴えるが、エネルギー及び環境政策については公約では言及していない。

一方、M. エンフボルド候補とKh. バトルガ候補の鉱物資源・エネルギー政策及び環境政策は目標数値、達成期限及び道筋などが具体的に示されていない、財源が不明確の中で多面的かつ抽象的な内容が多いと思われる。

図表4. 鉱物資源・エネルギー及び環境政策に関する各候補者の公約

政策	M.エンフボルド候補	Kh.バトルガ候補	S.ガンバートル候補
鉱物資源・エネルギー政策	国内のエネルギー資源からエネルギー需要を完全に賄い、エネルギーの輸出、再生エネルギーの利用促進	国家安全保障上の利益と調和した鉱業部門開発を支援する	モンゴル人が自国の国土及び天然資源の主人であるべき。自国の天然資源を人民に与える
	大規模な資源開発プロジェクトを迅速に開始し、その進捗状況の監視における政府及び国民の参加の最適化を図る	鉱物資源の収入を特別基金に繰入し、他の産業部門の開発及び雇用創出のために効果的に活用する	
		国民は天然資源から公平・公正な恩恵を受ける	
		経済の石炭依存度の低下、自然環境に優しく透明性と責任ある鉱業の促進	
		国家安全保障及び地域住民の利益を優先する鉱物資源開発及び違法活動への対抗措置	
		再生エネルギー資源利用による国内エネルギー生産の拡大及び海外へ輸出促進	
国家安全保障の下でグリーン開発と国民健康、安全生活環境を確保する	国家安全保障の下でグリーン開発と国民健康、安全生活環境を確保する	伝統の尊重と環境に優しい生産・機材・技術の導入と普及	
	気候変動との戦い、自然環境や生物多様性の保全、国際社会と協力して砂漠化問題解決に取り組む	気候変動、大気・土壌汚染、水不足、砂漠化、牧草劣化等の対処と環境の調和の保護	
	環境にやさしいハイブリッド車の利用を促進する	首都の大気・土壌汚染およびそれらの悪影響を非常事態として扱う	
	大気、水、土壌汚染の害を排除するイニシアチブを支援し、議会・政府と協力して国家安全保障理事会の下で政策	産業・家庭ごみおよび汚水のリサイクル制度の整備	

環境政策	を実施する		
	総合的水資源マネジメントの徹底、水源の保護及び水資源量の増加	環境に優しい機械や技術（ハイブリッド車・電気自動車等）への増税の禁止	
	水資源の有効利用（節水、再利用）の推進、安全・良質な水を国民に供給、工業用水の確保	石炭・頁岩からの無煙燃料、液体燃料、エネルギー生産の促進	
	鉱山開発による放置された跡地の環境復元・再生の事業費は過去の汚染者等に負担させる	原生地域、水源地の保護と地下水節約、表水利用、下水再処理技術の普及	
		稀少で絶滅の危機にある動植物の保護、回復及び繁殖	

出所：各候補者の選挙公約を基に著者が作成

3. 初回投票の選挙戦の展開

2016年5月24日に大統領選挙の立候補者3名が、モンゴル選挙中央委員会から正式に発表され、2016年6月6日に大統領選挙運動がスタートした。選挙運動は6月6日から25日まで続き、与党人民党のM. エンフボルド氏、最大野党民主党のKh. バトルガ氏及び野党人民革命党のS. ガンバートル候補者3人の選挙戦となった。

今回の大統領選は景気回復の政策論争ではなく、早い段階から各候補者が互いに不正疑惑を批判し合うネガティブ・キャンペーンによる中傷合戦が中心であった。それは、時に行き過ぎた個人攻撃や人格攻撃という形で表れていた。また、3人の候補者いずれも金銭に関わる問題が明るみなり、司法・立法が動く事態になったことで、モンゴル国民の中に「投票したい候補がない」「選べない」という声広がった。

M. エンフボルド候補については「官僚職の売買-600億トゥグルグ」と呼ばれる疑惑が再燃した。M. エンフボルド候補と人民党の関係者が政府官僚職の地位を売ることで600億トゥグルグの政治資金を調達する計画を立てたとされる会合の録音が公開されたというもの。

Kh. バトルガ候補はオフショア口座に関して批判が起った。いわゆる「パナマ文書」については世界でも一時期報じられたが、一連の文書ではモンゴルのオフショア口座利用者の名前も掲載されており、Kh. バトルガ候補もその中に入っている。また、国会内反オフショア議員団が記者会

見を開き、Kh. バトトルガ候補がオフショア口座内の資金をモンゴルに戻すよう要求している。

S. ガンバータル候補にも金銭絡みの疑惑が出た。同候補が韓国国籍の人物から5000万ウォンの資金提供を受ける話をしているとの動画が拡散され、資金提供側がこれを認めたという事件である。

大統領選挙に向けて、6月24日に国営テレビが実施した3候補のテレビ討論会が行われた。討論会では各候補者による景気低迷対策、失業対策、増加する汚職問題対策などを巡る議論が期待されていたが、候補者らの互いの個人攻撃が目立った。

2017年6月26日、大統領選挙の初回投票が行われた。6月27日、中央選挙委員会の発表した結果によると、大統領選の投票率は68.27%、投票者数は135万7788人で、今回の大統領選挙が成立したという。投票の結果、民主党Kh. バトトルガ候補の得票数は51万7478票（得票率38.1%）、M. エンフボルド候補は41万1748票（得票率30.3%）、S. ガンバータル候補は40万9899票（得票率30.2%）となった。モンゴル大統領選が過半を占める立候補者が当選する仕組みで、過半を占める立候補者がいない場合は上位2人による決選投票に進む。今回、3人の立候補者の得票率がいずれも過半数に達しなかったため、選挙法に従い、上位2人のKh. バトトルガ候補とM. エンフボルド候補が決選投票に進むことになった。初回投票に際しては各候補者の勝敗を左右した原因は次のように考えられている⁹。

1) Kh. バトトルガ候補の勝因

Kh. バトトルガ候補の勝利の背景には自身への信任であった。柔道連盟会長として五輪メダルの獲得を実現した功績や実業家としての実績が評価が集まった。そして、サイバー選挙戦略の積極的な活用である。候補者のウェブのほか、フェイスブックなどソーシャルメディア（Social network, SNS）を上手く活用した選挙運動を展開し、政治に無関心な

9 https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM27H6B_X20C17A6000000/

若者層や支持者の参加を促し、有権者をひき付けるのに成功した。

次は、M. エンフボルド氏の不正疑惑への不満を持つ有権者の支持を集めることともに、現政権による緊縮財政を阻みたい多くの有権者の受け皿になったものと見られる。現人民党政府は2017年2月に財政健全化を条件に国際通貨基金（International Monetary Fund, IMF）などから支援を得ることで合意し、J. エルデネバト首相は定年延長などの財政支出削減政策に取り組むことになっている。

2) M. エンフボルド候補の投票率低下の理由

一方、M. エンフボルド候補の低い投票率については人民党政権の緊縮財政に対する有権者の不満、同候補はウランバートル市長を務めた時代の土地の払い下げに絡む不正疑惑、また「600億トゥグルグ」のと呼ばれる汚職疑惑などから有権者から支持が広がらなかったと考えられる。それに加え、6月24日に国営テレビが実施した3候補のテレビ討論会でM. エンフボルド候補寄りで不公正だという反発がフェイスブックなどで広がり、支持者離れが進んだことも挙げられる。財政緊縮策への不満や汚職疑惑などから支持が広がらなかったと考えられる。

3) S. ガンバータル候補の敗因

S. ガンバータル候補は資源開発について、「モンゴル国民に利益をもたらすことが重要だ」などと持論を展開し、外国企業がモンゴルの豊かな資源を奪っているとの見方を持つ有権者の支持を集めたが、僅かの2,000票足らずの差で決選投票への進出ができなかった。その敗北の背景には、S. ガンバータル候補が外国人から資金提供を受ける話をしているとの動画がフェイスブックで拡散され、支持者離れが進んだことが考えられる。

しかしながら、選挙で敗北したS. ガンバータル候補は第三勢力の代表としてはこれまでで最も多い票を獲得し、躍進を遂げたと考えられる。その背景には、失業や貧困、度重なる政治腐敗などの経済・社会の諸問題に対する2大政党が実施する政策への国民の強い不満が表面化した形

となったことがある。

4. 決選投票結果

モンゴル大統領決選投票が2017年7月7日実施された。中央選挙管理委員会は2017年7月9日に、大統領選挙決選投票の結果を発表した。投票当日、投票者総数は約120万7787人で、投票率は60.41%である。Kh. バトトルガ候補は61万1226票 (50.61%) を獲得し、M. エンフボルド候補は49万7067票 (41.6%) を獲得した。白票が約10万票と全体の8.23%となった。その結果、Kh. バトトルガ候補がM. エンフボルド候補を破って勝利し、7月10日に大統領に就任した。

当選後の記者会見でKh. バトトルガ氏が「公約通り、早急に経済問題の解決、債務から抜け出すことを目指す」と述べた。

新大統領の政策課題は大統領選挙で揚げられた①調和の尊重、国民権益の最優先、②自由・正義の保持、市民の最優先、③経済回復・産業発展、④環境バランスの充足、土地保護、⑤輸出の新世紀の切開き、平等な対外関係の5つの柱に沿う56の選挙公約に基づくと考えられる。新大統領はこの公約をたたき台として政策課題を解決していくと期待される。

しかしながら、野党民主党の大統領と与党人民党政府との間で実質的には政党の「ねじれ構造」が生じたため、新大統領の公約がそのまま実現される可能性が低く、今後どのように調整されるか注目である。

4. 決選投票結果

モンゴル大統領決選投票が2017年7月7日実施された。中央選挙管理委員会は2017年7月9日に、大統領選挙決選投票の結果を発表した。投票当日、投票者総数は約120万7787人で、投票率は60.41%である。Kh. バトトルガ候補は61万1226票 (50.61%) を獲得し、M. エンフボルド候補は49万7067票 (41.6%) を獲得した。白票が約10万票と全体の8.23%となった。その結果、Kh. バトトルガ候補がM. エンフボルド候補を破って勝利し、

7月10日に大統領に就任した。

当選後の記者会見でKh.バトトルガ氏が「公約通り、早急に経済問題の解決、債務から抜け出すことを目指す」と述べた。

新大統領の政策課題は大統領選挙で揚げられた①調和の尊重、国民権益の最優先、②自由・正義の保持、市民の最優先」、③経済回復・産業発展、④環境バランスの充足、土地保護、⑤輸出の新世紀の切開き、平等な対外関係の5つの柱に沿う56の選挙公約に基づくと考えられる。新大統領はこの公約をたたき台として政策課題を解決していくと期待される。

しかしながら、野党民主党の大統領と与党人民党政府との間で実質的には政党の「ねじれ構造」が生じたため、新大統領の公約がそのまま実現される可能性が低く、今後どのように調整されるか注目である。

参考文献

1. JETRO「モンゴル経済概況」(2017年3月号)、<<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/60369b0fdbac7b61.html>>、2017年9月6日アクセス
2. The Asian Foundation (2016) “Survey on Perceptions and Knowledge of Corruption2016”, <<http://asiafoundation.org/wp-content/uploads/2016/07/Survey-on-Perceptions-and-Knowledge-of-Corruption-2016.pdf>>、2017年9月2日アクセス
3. モンゴル国憲法 (Монгол улсын үндсэн хууль) <http://www.legalinfo.mn/law/details/367>、2017年8月6日アクセス
4. 駐日モンゴル大使館「モンゴル国対外政策大綱(仮約) - 2011年2月10日国家大会議第10号決議添付文書」<<http://www.tokyo.embassy.mn/jpn/index.php?moduls=37>>、2017年9月10日アクセス
5. Minato Kunio「モンゴル大統領選2017：各候補者選挙公約」
3710920269.hatenablog<<http://3710920269.hatenablog.jp/entry/20170615/1497477423>>、2017年9月10日アクセス

6. 『日経新聞』 2017年6月27日「モンゴル大統領選、与野党2候補が7月9日決選投票へ」 <https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM7H6B_X20C17A6000000/>、2017年9月5日アクセス
7. U.S.Embassy (2017) *Mongolian Investment Climate Statement*, Embassy of United States, <https://mn.usembassy.gov/wp-content/uploads/sites/192/2017/06/2017-Mongolia-Investment-Climate-Statement.pdf>, 2017年9月10日アクセス
8. M. Enkhbold 公式ホームページ, <http://www.enkhboldm.mn/p/2>、2017年6月25日アクセス
9. Kh. Battulga 公式ホームページ, <http://www.battulga.mn/>、2017年6月26日アクセス
10. S. Ganbaatar 公式ホームページ, <http://www.ganbaatar.mn/>、2017年6月27日アクセス
11. NSO, *Mongolian Statistical Yearbook, 2016*
12. NSO “Mongolianstatisticalreport” (2016/IV), <<https://www.nso.mn/content/1491#.WcNOpM1x3IU>>、2017年9月15日アクセス
13. Micheal Kohn 「世界最悪の大気汚染、モンゴル国民の怒り爆発－PM2.5、北京の5倍」
Bloomberg, <<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2016-12-26/OIRZFN6JTSEA01>>、2017年9月10日アクセス

日本語教育における環境教育 －変遷と将来の可能性－

田部井圭子

Environment Education in Japanese Language Teaching － the changes and future possibilities －

Keiko TABELI

はじめに

環境問題が世界の関心事となってから久しく、日本語教育においても取り上げられることが多いトピックの一つとなっている。使用される教授法によって、その目的や内容、使用方法に違いはあるが、各々の教材が環境教育の一端を担っていると言えよう。また、外国語教授法の発展に伴い、教材の取扱いにも変化が見られる。本稿では、これまでの日本語教育における環境教育について概観するとともに、今後の日本語教育と専門教育の可能性について考察することとする。

まず第1章では、日本語教科書において環境問題がどのように取り扱われてきたかを教授法の変遷とともに検証する。次に、第2章で中国の教育機関における日本語教育と環境教育の実例を、第3章でカンボジアの環境問題と日本語教育について報告する。その上で、第4章で環境問題の解決を含む社会貢献における日本語教育の可能性について提案し、第5章では日本語教育と専門教育を並行して実施する意義を論じ、言語教育の新たな方向性と日本語教育の役割について考察する。

第1章 日本語教科書における環境教育

1. 教授法の変遷とトピックとしての環境問題

日本語教育の歴史を遡ると、絶えず新しい外国語教授法を日本語教授法に取り入れてきたことがわかる。1920年代にはオーラル・メソッド¹が、1940年代にはオーディオリンガル・アプローチ²が使用されるようになり、現在の日本語教育の基礎³が確立されているに至った。そして、1980年代後半になると多くの教員が、コミュニケーション能力育成を目的とするコミュニケーション・アプローチ⁴を採用し、大学進学を志望する留学生の増加により、彼らを対象としたアカデミック・スキルを養成することを目的とした日本語教育が注目されるようになった。

一方、日本では高度経済成長に伴い環境汚染が顕在化し、1970年代にはゴミの分別収集が開始され⁵、1980年代にはモントリオール議定書の採択、ウィーン条約への加入を経て、環境問題が注目されるようになり、1997年の地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催を前に、環境問題解決の重要性が日本から世界に発信されるようになった。この流れの中で、環境問題がトピックとして日本語教材に登場するようになり、京都会議前の1990年代中盤には多くの教科書に使用される一般的なトピックとなっていったのである。

¹ オーラル・メソッド (Oral Method) : 1920年代に英語教育のために来日したH.パーマーによって日本にもたらされた教授法。言語の体系ではなく運用力、特に聞く・話すを重視し、日本語教育に多大な影響を与えた。

² オーディオリンガル・アプローチ (Audio-Lingual Approach) : 1940年代アメリカでC.C. フリーズらによって開発された教授法。構造言語学と行動主義心理学を背景とし、口頭表現と文型練習を行い、正確で流暢な発話を目指す。理論的背景に疑問が呈されてからも、日本語教育で広く使用されている。

³ 媒介語を用いずに行うことから、一般的に「直接法」と呼ばれている。

⁴ コミュニカティブ・アプローチ (Communicative Approach) : 1980年代に提唱された教授法の総称。コミュニケーション能力の育成を目的とし、教室内に実際の言語使用場面を再現し、学習者の自由で創造的な発話を引き出すことで、言語の習得を目指す。

⁵ 環境省「日本の廃棄物処理の歴史と現状」https://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/ja/history.pdf (最終アクセス年月日 : 2017年9月23日)

以下に、環境問題を扱った1980年代からの日本語教科書を概観する。日本語教科書は、文法・読解・聴解・会話・表記・作文を分野別に扱うもの、またこれらを1冊にまとめた総合的な教科書があるが、今回はこの中から環境問題をトピックとして取り上げている会話・読解教材およびそれらを含む総合教材について調べ、その傾向を検証することにする。以下の2節では主に会話教材を、3節では読解教材について概観する。

2. 生活におけるトラブルを扱う教材

学習者が日本での生活を始めるに当たり、まず身近な問題として考えられるものの一つは、ゴミの分別収集である。学習者の出身地にはゴミの分別収集が制度化されていない国や地域も多く、彼らを対象に、日本での生活でゴミ収集に関わるトラブルを回避すること、トラブルが起きてしまった場合に適切に対処できるようにすることを目的とした教材が作成されている。

2.1. トラブルを回避するための知識を獲得するスキル

近年は多くの自治体で、日本語能力が十分ではない外国人を対象に、各言語に翻訳した、生活に関するマニュアルや資料が準備されるようになったが、1980年代から90年代にはそのような自治体は限られており、来日直後の日本語学習者は、日本語で生活に関する掲示やお知らせを読み、日本人から説明を聞くことで知識を得る必要があった。そのため、情報を正確に得て、トラブルを事前に回避するために最低限の日本語能力を養成するための教材が作成された。その初期の代表的なものとしては、『中国からの帰国者のための生活日本語』（1983）が挙げられる。帰国者とその家族は、来日時には日本語が全くできない場合も多く、彼らに必要な日本での生活の情報を与え、それを得るために必要な言語能力を養成することが目的の教科書であった。しかし、この教科書にはゴミの分別収集に関する内容は見られない。ゴミの分別収集は1970年代には開始されていたが、まだ全国的に普及しておらず、当時はゴミ分別が喫緊の課題として広く認識されていなかったことが見て取れる。

実際に、ゴミ分別が教科書で扱われるようになったのはこの数年後である。1988年には、ゴミ捨ての方法の説明を大家さんに求める内容⁶が、ロールプレイ⁷の手法を用いて掲載されている。日本でゴミ削減が重要な課題となり各地で分別収集が開始されるようになった1980年代後半以降、外国人による不適切なゴミ出しが問題化し、言語能力の不足にその原因があると考えられたため、知識を的確に得るための能力の養成が必要となったものと考えられる。

この種の教材はあくまでも言語能力の育成に主眼が置かれており、会話を使用する現地の正確な情報を学習者に与えることが目的ではない。したがって、実際の情報とは異なる内容であっても問題とはならない。学習者は、来日後それぞれの居住する地域で生の情報に接することになるが、その際に獲得したスキルを利用して、情報を得ることが求められる。

情報を得るには、会話能力とともに読解能力も必要とされる。資料の必要な情報を探し、要点を把握するための、スキヤニングとスキミング⁸の2つの読解スキルがこれに当たるが、これも上述のロールプレイと同様、コミュニケーション・アプローチの手法の一つである。

2.2. トラブルを解決する能力の養成

来日後、学習者がゴミ分別を適切に行わなかった場合に、近隣とのトラブルが起きることが予想される。その際にトラブルを解決する言語能力、特に会話能力が必要となる。この能力の育成にも、前述のロールプレイが使用されている。このトラブル解決型の教材の一つに、「ごみの出し方を注意され

⁶ 岡崎志津子他（1988）

⁷ ロールプレイ (Role Play) : 1970年代に提唱されたコミュニケーション・アプローチの手法の一つ。2名の学習者がロール・カードの設定に従ってその役割を演じながら与えられた課題を解決する。

⁸ スキヤニング、スキミング (scanning, skimming) : コミュニカティブ・アプローチで提唱された読解の手法。スキヤニングは必要な情報をできるだけ速く探す際に、スキミングは要点や大意をつかむために使用する。ネイティブスピーカーは、この2つの手法を同時に使用している。

て謝る」⁹があり、自国との分別方法の違い、ゴミの種類などについて取り上げている。

前述の「トラブルを回避する」ためのロールプレイは、学習者が質問し日本人が答えるという内容であったが、ここでは問題が起き、それを双方が会話を通して解決するという形になっている。コミュニケーション・アプローチにおけるロールプレイは、本来、社会生活において、問題を解決し友好的な関係を築くことがタスクとして課せられているものであり、この「トラブルを解決する」ためのロールプレイこそが、コミュニケーション・アプローチの提唱するコミュニケーション能力の育成の役目を果たしていると言えるだろう。

3. 環境問題の知識を得るための教材

3.1 内容の変遷

まず、1980年代から1990年代前半の教材を見ると、節電¹⁰、レジ袋の削減、割りばしの使用¹¹、「もったいない¹²」などのトピックが取り上げられているが、主眼は環境問題というよりも節約や外国との文化的差異に置かれており、身近な問題についての知識を通して日本語を学習することが目的の教材と考えられる。

そして、京都会議の開催を前にした1990年代中盤には、環境問題をより大きな視点から取り上げた教材が出現する。これらは、地球温暖化・オゾン層破壊・フロンガス・森林伐採などをキーワードとした、地球的規模の環境問

⁹ 中居順子他（2005）

¹⁰ 桜井晴美（1984）p.105

¹¹ 伊藤博子他（1992）p.23-55

この教材では、「使えるゴミ」としてリサイクルの問題に触れ、ダイレクトメールや割りばし等から森林資源の有効利用について考える機会を提供している。身近なトピックから環境問題へと話題を広げ、かなりのページを割いて環境問題を取り上げている点が注目される。

¹² 伊藤博子他（1990）p.12-17

題を科学的な見地から論じる教材で、内容と語彙の難度が高いことから中上級レベルの教材に多い。また、海面上昇¹³や水問題¹⁴等のより具体的な内容を扱う教材も現れる。

3.2 教授法（伝統的な読解からコミュニカティブへ）

かつての読解教科書の多くには、伝統的な教授法の手法が用いられていた¹⁵。これらの教科書では、各課は、読解教材と語彙・表現・文型を学習する項目、および内容理解を確認するための設問から構成されている。この種の教科書は初級でオーディオリンガル・アプローチを用いて学習した場合の中上級教材として使用されることが多く、現在でも読解力を養成する目的の教材において用いられている¹⁶。

その後、日本語教育に影響を与えるようになっていたコミュニカティブな要素を取り入れた教材¹⁷が出現する。この種の教材では、まず各課の導入部分で、トピックに興味を持たせたり、既知の知識を整理させたりするために、自国の状況等、学習者の持つ知識を述べる機会を設けている。また、後作業として、学習者が、自分の行動を振り返るための質問をする、報告や意見を述べる等の活動につなげる教材¹⁸もある。さらに、グラフやポスター等を使用して、学習者が日本の生活の中でのゴミやリサイクル、自国の環境問題について語り、文章を書くことができるような活動を中心とする教材¹⁹も

¹³ 産能短期大学国際交流センター（1996）

¹⁴ 目黒真美（2010）

¹⁵ 国際交流基金日本語国際センター（1996）p.125-126

¹⁶ 前掲 注14を参照のこと

¹⁷ 荒井礼子他（1996）p.115-120

文化外国語専門学校編（1996）p.75-79

文化外国語専門学校編（1997）p.202-212

山本富美子（2001）p.65-75

¹⁸ 鎌田修他（1998）P.81-98

荻原稚佳子他（2007）p.109-119

¹⁹ 染谷真知子他（1998）p.71-79

開発されている。

一方で、1990年代後半には、大学で専門科目を学ぶための日本語能力や学習スキルを獲得するためのアカデミック・ジャパニーズ²⁰が提案され、教材²¹が出版された。当初は環境問題のトピックを読解、聴解のインプットの教材に使用していたが、その後、ライティングやスピーキングのアウトプットのための教材²²も出版されている。

以上のコミュニケーション要素を含む教材あるいはアカデミック・ジャパニーズの教材は、いずれも内容を重視しており、内容重視の言語教育(Content Based Instruction : CBI)²³に分類されると考えられる。単なる読解力を養成するために作成された伝統的なものと比較すると、学習者自身の経験や意見を問う活動を含む点が異なっている。

3.3. 内容の学習と日本語教育

ここまで日本語教育の変遷について概説し、コミュニケーション教材を使用する内容重視の言語学習(CBI)について述べた。この考え方をさらに推し進め、内容を学習の中心として扱う教科書がある。東京外国語大学留学生日本語センター(2015)である。CBIは教材の扱うトピックの内容を重視しつつも、学習の目的を対象言語の習得と考えるのに対して、この教科書は、内容の学習自体をも目的としており、内容言語統合型学習(Content and Language Integrated Learning : CLIL)²⁴型の教科書であると考えられる。森岡(2016)は、CBIとCLILの違いについて述べ、CLILでは言語と内容の重

²⁰ アカデミック・ジャパニーズ：大学での学習または大学教育レベルの知的活動で必要とされる語学能力、内容、スキルを学ぶ日本語教育を指す。

²¹ ピロッタ丸山淳他(1996)

²² 佐々木瑞枝他(2006)

²³ 内容重視の言語学習(Content-Based Instruction : CBI)：1980年代に北米で提唱された言語教育の方法。第2言語を使用して教材で扱うテーマを理解し学習する。将来の学習に役立つ言語の獲得を目的とする。

²⁴ 内容言語統合型学習(Content and Language Integrated Learning : CLIL)：学習内容と

要性が同等であり、日本語教師と専門科目教員の双方が担当するとしている。上記の教科書は日本語教師が担当することを前提としているが、専門教員と協力することによって、より充実した内容を教えることができるに違いない。また、染谷（1998）は「専門家の話を聞く」ことを活動に加えている点が注目されるが、実際にその機会を作るのは日本語教師に委ねられている。

学習者の視点から見ると、興味のある内容を学ぶことにより日本語学習を自然な形でまた興味を持って進めることができる。また、内容の学習の際に、日本語教師からの的確な援助やアドバイスを受け、専門および日本語の双方の能力の向上を図ることができるのである。

なお、近年、アクティブ・ラーニングが初等・中等教育から高等教育でも注目されるようになり、学習者が能動的に授業に参加する活動を授業に取り入れることが求められており、この動向も CLIL の可能性を広げると考えられる。

4. 考察

以上、日本語教育の教授法の変遷と、トピックとしての環境問題について概観した。1980年代後半にはコミュニケーション・アプローチが多く日本語教員に認知されるようになっていたが、教科書に取り入れられたのは1990年代に入ってからであった。しかし、それ以前から教員各自の判断で自主教材として取り扱う授業があったことは容易に想像できる。同様に、読解教材にCBIの考えが取り入れられたのも、いつであったのか限定することは難しい。いずれの場合も、日本語教員が新しい教授法を柔軟にそして効果的に授業に取り入れる姿勢が、日本語教育の発展を推し進めたものと言えよう。

日本語教授法と環境教育を見ると、1980年代後半から90年代は、コミュニケーション・アプローチが浸透した時期であるとともに、環境問題が注目され

言語を統合した学習法。CLILという用語は1990年代半ばにヨーロッパで使用されるようになったが、学習法自体は以前より使用されていたと考えられている。学習内容と言語学習の双方を同等に考え、学習者に自分で考え活動すること求める。

ようになった時期であり、教授法と教材内容が共に大きく発展した時代であった。

次章からは、海外の日本語教育の実情を報告し、環境教育との関わりについて述べることとする。

第2章 中国における日本語教育と環境教育

1. 中国の高等学校

1.1 日本語教育を積極的に行う高校

中国の高校で、日本語を正規科目として設置する学校は少ないが、嘉興外国語学校²⁵は週5～6時間日本語教育を実施している。1クラスの人数は25～35名で初級としては比較的多く、大学で日本語を専攻した中国人教師が指導に当たっている。これは、日本の中等教育における英語教育と同様の条件と言えるだろう。教師は日本語ネイティブスピーカーではなく来日経験もないとのことであったが、日本語能力は極めて高く優秀であり、熱心に教育に取り組む様子が見られた。使用教材は中国で広く用いられている初級レベルのもの²⁶で、教科書以外に日本の衣食住などの文化的要素を授業で取り扱っている。

1.2 インターナショナル高校の例

1.2.1 概要

上海市内にある文萊高校²⁷は、英語と日本語のインターナショナルコースを有する。日本語コースは、日本の高校に入学することを主たる目的としており、ほぼ全員が、日本の高校に編入学、または卒業後日本の大学に留学する。そのため、日本語教育のみならず、日本の高校で学生生活を営むことを

²⁵ 嘉興外国語学校（浙江省嘉興市）2015年10月30日訪問

²⁶ 大河内康憲他（1988）

²⁷ 文萊高校 国際部日本高中留学課程（信男教育学園・上海）2015年10月30日訪問

前提とした教育を行っている。特に興味深かったのは、教室での起立・礼・着席の挨拶、日直や時間割等の実施や掲示も日本式で、教室の様子を見る限り日本の高校ではないかと錯覚するほどである。教室外でも、来客に対する挨拶などの礼儀、整理整頓の指導がきめ細かく行われていた。日本語科目は日本人の専門家教員が担当し、使用教科書も日本の語学学校等で使用されている日本で出版されたものである。さらに、日本の高校教師²⁸を招聘して、理数系科目を日本語で行うイメージョン・プログラム²⁹を実施している。担当教師の話によると、当初は日本語教育のみ実施していたが、日本の学校生活になじめずトラブルが発生したことから、留学先の高校からの依頼で、現在のような渡日前教育を実施するようになったとのことであった。学生は、上海市外から来て寮に住む者が多く、週末ごとに帰省する。また、外国籍の学生もいる。日本式の礼儀などが厳しく指導されているものの、学生は明るく自由な雰囲気であった。

1.2.2 環境教育

文萊高校では、環境教育も積極的に実施されている。環境について、中国語で学習し調べて発表する授業があり、廊下の壁面には学生が発表したときの資料が掲示されていた。また、手書きのポスターが壁面に貼られ、ゴミの分別が徹底して行われていた。(写真資料参照) 母語により、環境問題の学習を通して環境を守ることの大切さを学ぶとともに、渡日後、日本の社会で適切な行動ができるように実際にゴミ分別を母語と日本語の双方を通して体験させているのである。このような徹底した教育を実践するには、日本の高校と同様の教育環境を設けることができる経済的な余裕があることと、保護者・学校・教員が共通した教育観を持つこと等の条件が必要となるため、将来全

²⁸ ネイティブスピーカーの日本語教員3名と、日本の高校教師2名が在籍し、主として高校教師が高校生活のマナー等の指導に当たっている。(2015年10月30日の訪問時)

²⁹ イメージョン・プログラム：カナダのフランス語圏の小学校で、英語を母語とする子供たちに、フランス語で科目を学習させた学習法。フランス語と英語の2言語を併用した。

での機関で実施されるとは考えられないが、注目に値する試みと言えよう。

2. 上海の大学

河野理恵(2010)によると、上海の大学での日本文化に関する授業では、主として日本の歴史等の内容が取り扱われているが、その中で環境問題についての授業が実施されていることが報告されている。その授業では、ゴミ分別について詳細な説明の後、「環境保護には自己犠牲、自己意識を高めることが大切だ」という内容の発言があり、河野は、「日本人の行動様式を説明するのと同時に、中国人の文化的素養向上を促す試みである」(p.60)と評価している。しかしながら、学習の形態は知識の伝達が中心であり、文芸高校の、教室内活動のみならずイマージョン・プログラムの中で他の科目とも関連付け、さらに学生生活全般に体験的な要素も取り入れているケースとは大きく異なる。

筆者が訪れた大学³⁰の日本語学科においても、主教材のテキスト³¹で扱われているトピックは文学作品が中心で、それぞれの授業で環境問題が取り扱われている可能性はあるものの、系統だった日本語による環境教育は行われていなかった。しかし、学生は日本語能力が極めて高く、日本への留学動機が強く、環境に関する意識も高い。

3. 考察

以上、筆者が中国で見聞した高等教育における日本語教育と環境教育の状況を報告したが、渡日前の日本語教育における環境教育の有無は学生の環境意識、また渡日後の生活に影響を与えているのだろうか。

筆者の大学における留学生を見ると、残念ながら環境意識に問題がある学生が散見されるのも事実である。むろん個人差はあるが、トラブルは、年齢

³⁰ 上海外国語大学 2015年11月2日訪問

³¹ 『日語総合教程』普通高等教育国家級規画教材

や学習経験の短い学生に多い。文菜高校の例を見てもわかるように、高校生を対象とする場合には、環境問題についての基礎的な知識に加え、具体的なゴミ分別の知識も必要であり、さらに体験を通して学ぶことによって習慣化することができると考えられる。一方、大学生は、渡日後ゴミ分別収集がトラブルに発展したケースは報告されていない。大学生は、環境問題の知識を既に学んでおり、来日後に日本のゴミ分別のルールの情報を得るだけで適切な行動をとることができる。新しい知識と状況を受け入れ適切に行動するためには、その下地として、環境問題に共感するための教養と新しい環境に柔軟に対応する術とを身に付けていることが必要なのではないだろうか。

また、上海では、教育制度の変更により、日本語が外国語教育の選択肢に加わった。大学進学には、依然として「全国大学統一入試」³²の受験が条件となるが、今後、日本語を第1外国語とする高校が増え、日本留学を希望する学生が増加することも予想される。その場合、前述のインターナショナル高校のような徹底した日本式教育も、来日後の学生生活が円滑に行われることに資する点で評価されると考えられる。しかし、その一方で、中国国内の高校で日本式の教育を行うことに疑問を感じるという意見もあったことを申し添えたい。

第3章 カンボジアのゴミ問題と日本語教育の現状

1. ゴミ問題の現状

カンボジアの2016年度の経済成長率は前年比7.016%で、世界11位³³であり、今後さらなる経済成長が期待されている。しかしながら、経済の成長に

³² 全国統一大学入試：中国で全国的に実施される大学入学選考試験。通称「高考」

³³ International Monetary Fund

http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/01/weodata/weorept.aspx?pr.x=42&pr.y=4&sy=2013&ey=2016&scsm=1&ssd=1&sort=country&ds=.&br=1&c=522&s=NGDP_RPCH&grp=0&a=（最終アクセス年月日：2017年8月23日）

伴い、環境問題は深刻さを増しており、森林破壊、土壌汚染といった環境問題が起き、都市部のゴミ問題は深刻であると言われている。

アンコール・ワット等の遺跡群を擁する観光都市シェムリアップの中心地および観光地域を訪れると、可燃ゴミとビン・ペットボトル等の資源ゴミを分別するゴミ箱が数多く設置されており、概ねルールは守られ、ゴミ容器も清潔に保たれている。しかし、その限られた地域以外ではゴミが分別されることもなく、収集されたゴミはそのまま廃棄される。首都プノンペンでも、ごく一部を除いてゴミ箱は設置されておらず、市街地の道路には建築資材や生活ゴミが雑然と積まれている箇所が多くみられ、路面の飲食店から容器に残ったスプーンを道に捨てる光景も見られた³⁴。

一般家庭、会社、ホテルのゴミは私企業が収集するが、分別収集されているわけではなく、都市の郊外にはゴミ山ができ、貧困層の住民がその中から資源ごみを集めているという³⁵。

また、一般市民の環境意識は決して高いとは言えず、これは農村部においても同様である。特に、人口が集中する都市部では、ゴミ問題は深刻である。現在のカンボジアでは、急速な経済発展に伴い物資が豊富になり生活様式が急変したことから、その変化のスピードに社会のシステムや市民の意識が追いついていないというのが実情で、対策が急がれる。

2. 日本語教育と環境教育

カンボジアでは、日本による経済援助を背景に多くの日本企業の進出があった。最近、このペースに陰りが見られると言われているが、親日家も多く日本との交流も活発で、日本語教育はいくつかの高校・大学で行われている

³⁴ 筆者の2017年8月～9月の現地訪問による。

³⁵ 岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Chea Mouyteang)
「カンボジアの環境問題」岡山県カンボジアビジネスサポートデスクレポート1
http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/330052_2450460_misc.pdf (最終アクセス年月日: 2017年9月15日)

る。特に、大学の日本語専攻の学科は、優秀な人材を輩出しており、日本への留学生も増加傾向にある³⁶。

環境教育では、日本の機関が現地の環境教育に一役買っている例もあり³⁷、2017年にはNGOによる大学生を対象とした環境教育が実施されている。今後、カンボジアの教育機関における環境教育が、環境問題を解決に導くことに期待したい。

第4章 環境問題解決における異業種間の協働

3章において、カンボジアにおける独立法人の活動について言及したが、ここでもう一つ、ミクロネシアでの環境問題への取り組みを紹介したい。³⁸ この活動で注目すべきは、公的機関と大学の協働による活動で、自治体・国際協力機構（Japan International Cooperation Agency : JICA）・大学の3者の協働で、ミクロネシアのゴミ問題の改善に取り組んでいる点である。自治体はごみ収集車を贈ると共に職員を派遣し、JICAの委託事業であるため経費はJICAが負担し、大学は教員や学生を派遣し調査と啓発活動を行っている。各々の機関がそれぞれの特性を生かし、環境問題の解決を目指して活動しているのである。

一方、産業界では、企業がビジネスの一環として、社会問題に関与する試みも近年注目をされている。発展途上国の社会問題に取り組み、貧困問題を

³⁶ 独立行政法人日本学生支援機構 <http://www.jasso.go.jp/>（最終アクセス年月日：2017年10月25日）

³⁷ 「地域の若者と考えるゴミ問題（カンボジア）」JEEF（公益社団法人日本環境）、機関紙「地球の子ども」2017日本環境教育フォーラム
<http://www.jeef.or.jp/child/201707worldexpress/>（最終アクセス年月日：2017年11月10日）
 山崎勝「小学生を中心とした環境教育」日本国際ボランティアセンターHP
<https://www.ngo-jvc.net/jp/projects/cambodia/ecological-education.html>（最終アクセス年月日：2017年9月30日）

³⁸ 「南の島のごみ減 ミクロネシアで」朝日新聞2017年8月29日（東京版25面）

解決することを目指したBOP（Base of the Pyramid）ビジネス³⁹や、「社会問題の解決と企業の利益、競争力向上を両立させ、社会と企業の両方に価値を生み出すための経営フレームワーク」である共通価値の戦略（Creating Shared Value：CSV）⁴⁰である。そして、持続可能な社会システムの構築を目的として、ビジネス戦略、コーポレート戦略の一環として環境問題を取り上げる企業も増えている。今後、より多くの企業が新たな事業を立ち上げ、異業種他社や国際機関等と協働して、環境問題の解決に貢献するものと考えられる。

以上のような取り組みにおいては、単にモノとカネを現場に送るのではなく、様々な分野のヒトが関わっている。近年、社会貢献においてヒトの関わりが重視される傾向が強くなっていると考えられる。ヒトの交流の場では言語の果たす役割が大きいことはいうまでもない。このような活動が増えれば、活動自体は主に現地語や英語で行われるとしても、翻訳・通訳の使用言語として、交流の場でのツールの一つとして日本語が使用される場面も生まれるであろう。また、かつて日本のものづくりや経済発展に魅力を感じ、日本に興味を覚え来日した留学生が多く存在した時代があったが、今後は環境問題の解決、日本企業の社会貢献をきっかけに日本への留学や日本企業への就職を目指す人材が増える可能性もあるのではないだろうか。

さらに、社会貢献、国際交流に携わる人々にとっては、簡単な日本語を使用する機会もあり、現地で日本や日本語を紹介するために、外国語としての日本語や語学教育の基礎知識を学んでおくことが無駄になることはないに違いない。

今後、日本語教育が、環境問題の解決を含む様々な社会貢献を通して、国際社会に何らかの形で寄与する可能性も期待される。

³⁹ 菅原秀幸他（2011）

⁴⁰ 水上武彦（2016）

第5章 日本語教師の果たす役割

以上、社会貢献や国際交流における日本語教育の発展の可能性について述べたが、ここで、改めて日本語教員の役割となすべき仕事について考えることにする。

1. 専門教育と日本語教育

第4章で述べたとおり、産業界を異業種間の協働による活動が活発化する現在、日本語教育もまた、社会貢献や国際交流の場で企業や様々な機関と協力し合うことが求められる。

大学教育における日本語教育では、主に専門科目を学ぶために必要な日本語能力が求められ、十分な日本語能力を習得した後に専門教育を受け始めてもらいたいという声を度々耳にするが、時間が限られ環境が整わず、学習者は日本語能力が不十分なままに専門科目の学習を始めることが多い。しかし、この状況はマイナス面ばかりではなく、第1章で見たように、専門科目の内容を日本語と並行して学ぶことにより学習効果を上げることにもつながる。効果的に学習し、学習を自主的に行える学習者を育成するためには、専門科目と日本語の学習を有機的に結びつけることが必要である。

専門科目の学習内容や状況は、それぞれの機関また科目によって異なるため、良質の教材であっても普遍的に使用することは困難で、専門科目担当者と日本語教師の綿密な協力の下でのみ、プログラムや教材の開発が可能となる。その際、日本語教育プログラムの開発とともに、専門家や専門教員との連携を図ることも、日本語教師の役割と考えられる。

2. 日本語学習の目的

言語教育では、対象国の「文化」がトピックとして取り上げられることが多く、長年、対象国の固有の事物や習慣、伝統行事、文学などを異文化の情報ととらえ、学習言語を使用して知識を得ることが異文化理解であると考え

られてきた。日本では1970年代の経済発展に伴い、海外からの視点による日本人論等が話題となり、英語教育において、英語圏の文化を学ぶだけでなく、日本の「文化」について英語で説明することを語学学習の手段や目的とする考え方が広がった。そして、「文化」の内容も、従来のものから経済や科学技術、社会現象などに変わり、現代の日本について発信することが盛んになった。日本語教育でも、扱う「文化」の内容は変化しつつあるが、学習者が自国の文化について日本語で発信する内容の教材や機会は、特に海外の日本語教育では限られている。

近年の日本語教育では、CBIやCLILの教材を使用し、授業で学習者が自国について話す機会が増えてきている。しかし、自国について基本的な知識さえ持たないままに来日する留学生も多く、授業の進行に差し支える場合も少なくない。日本語教育では、学習者に自国の知識を得る機会を与え、興味を持たせることから始める必要があると考えられる。

3. 日本語教師の役割

それでは、日本語教師にはどのような役割が期待されているのだろうか。

三登由利子他（2003）は、エンパワメント⁴¹としての日本語教育に必要な要素の一つとして、「『私の現実』を語ること」、つまり自分自身の体験・発見による物語を語ることがエンパワメントにつながり、「それぞれの学習者の「私の現実」が、そのクラスの学習の素材となれば、(略)多様な価値観の発見をもたらし、それがさらに自分自身の発見にもつながるような貴重な経験となる可能性がある」(p.214-217)と、述べている。

また、尾崎（2002）は、日本語教師の仕事として、「コミュニケーション能力を育成するだけでなく、日本の社会や文化について情報を提供すること、さらには一歩進めて、その知識をもとに必要な行動がとれるような

⁴¹ エンパワメント：「メインストリームの価値観に囚われることで自分があるのままの自分を受け入れることができなくなっていたことに気づき、見失っていた自分自身の潜在力を発見すること」三登由利子他（2003）p.214.

能力、すなわちインターアクション能力（略）を育成することも教師の仕事（略）日本について学ぶことを通して自己の文化を相対化してみること、（略）同級生の文化について学ぶことも（略）意義がある」と述べた上で、「言語教育の使命は異文化間のコミュニケーション能力を育てることによって人類に貢献することだ」と締めくくっている。（p.191-192）

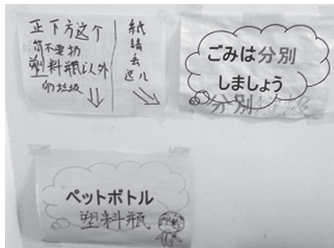
かつて、日本語教師の役割は、単に日本語を教えること、学生に効果的に日本語力をつけさせることであった。その後、コミュニカティブ・アプローチが提唱されると、学習者が将来日本語を用いるときに遭遇する場面で必要となる日本語力、また自立した学習者になるために必要なスキルを身に付けさせることが言語教育の新たな目的に加わった。

そして今、日本語教師は、自国や学習言語の国や地域はもちろん、自分の周囲の国々、さらに広く世界に視野を広げ「地球規模」の視点を持つ言語教育を考える必要がある。まず、世界の国々の社会問題や現状に興味を持ち、得た知識について比較検討し、お互いに意見を交換し、共感を持つこと。そして、そこから得たことを生かして、何らかの活動につなげることができるのが求められる学生像であるというのである。

学習者、特に留学生が考える日本語学習の目的は、自らに利する実際的で近視眼的なものであることが多い。例えば、いい成績を取る、就職に有利等がこれに当たる。将来的に自分自身だけでなく自国や自国民の役に立ちたい、また、自国と学習言語の国の双方のメリットを考える場合もある。しかし、多くの学習者は、世界を視野に入れた社会貢献等の活動は、非現実的で実施不可能なものにとらえており、日本語学習の動機となるケースは残念ながらほとんど見られない。この点でも、学生が日本語を習得する中で、世界情勢に目を向け、自らが考える姿勢を養うきっかけとなるような活動を授業に取り入れることによって、日本語教育が専門教育、社会教育に能動的に関わる可能性があるのではないだろうか。日本語教師は、学生の前に道を拓き可能性を提示する責任を担うと考えられるのである。

【写真資料】 文菜高校 (2015.10.30撮影)

1. ゴミ捨て場



2. 地球環境と経済発展に関する成果発表



【参考文献】

- アレン玉井光江 (2016) 「内容を重視した外国語教授法—CBIとCLIL」
ARTICLE REVIEW No.10, p.53-63
- Devos. Nathan J (2016) : Peer Interactions in New Content and Language
Integrated Settings, Springer International Publishing, Switzerland.
- 張浩川 (2011) 「持続可能な社会をめざす上海市の取り組み」、平成23年度第

- 2 回関西大学 3 研究所合同シンポジウム 第 2 回復旦大学・関西大学経済フォーラム「東アジアにおける持続可能な新たな社会をめざして」
- 張仲礼他編 (2014) 『上海資源環境発展報告』 社会科学文献出版社
- 藤井剛 (2014) 『CSV時代のイノベーション戦略』 東洋経済新報社
- 細川英雄編 (2002) 『ことばと文化を結ぶ日本語教育』 凡人社
- 門倉正美他編 (2006) 『アカデミック・ジャパニーズの挑戦』 ひつじ書房
- 河野理恵 (2010) 「中国の大学における日本文化に関する授業の現状：上海の大学の調査から」 一橋大学国際教育センター紀要, 1:57-66
- 清田淳子 (2007) 『母語を活用した内容重視の教科学習支援方法の構築に向けて』 ひつじ書房
- 松下佳代編著 (2015) 『ディープ・アクティブラーニング』 勁草書房
- 水上武彦 (2016) 「SDGs と CSV の最新動向」、アジア研究所研究プロジェクト「アジア地域における環境問題－現状と課題、今後の展望－」2016年度第 2 回研究会講演
- 三登由利子他 (2003) 「エンパワメントとしての日本語教育」、岡崎洋三『人間主義の日本語教育』
- 森岡明美 (2016) 「CBI (CCBI), CLIL, EMI, IB の大学教育の貢献」、早稲田大学シンポジウム「英語教育と日本語教育に於ける CBI の将来展望」
- 村野井仁 (2006) 『第二言語習得研究から見た効果的な英語学習法・指導法』 大修館書店
- 名和高司 (2015) 『CSV 経営戦略』 東洋経済新報社
- 日本貿易振興機構 海外調査部 (2011) 「カンボジアの環境に対する市民意識と環境関連政策」
- 岡崎眸 (1994) 「内容重視の日本語教育－大学の場合－」東京外国語大学論集 第49号 p.227-244
- 岡崎敏雄 (2009) 『言語生態学と言語教育』 凡人社
- 岡崎洋三他編著 (2003) 『人間主義の日本語教育』 凡人社
- 尾崎明人 (2002) 「日本語教師のエンカレッジメントとディスカレッジメン

ト」、細川英雄編『ことばと文化を結ぶ日本語教育』

笹島茂編著（2011）『CLIL Content and Language Integrated Learning』
三修社

笹島茂他（2014）『CLIL Global Issues』三修社

菅原秀幸他（2011）『BOP ビジネス入門』中央経済社

[教科書]

荒井礼子他（1996）『中級から学ぶテーマ別日本語』研究社

文化庁（1983）『中国の帰国者のための生活日本語』凡人社

文化外国語専門学校編（1996）『楽しく読もう II』凡人社

文化外国語専門学校編（1997）『文化中級日本語 II』凡人社

伊藤博子他（1990）『朝日新聞で日本を読む』くろしお出版

伊藤博子他（1992）『続「読み」への挑戦』くろしお出版

鎌田修他（1998）『中級から上級への日本語』The Japan Times

鎌田修他（2012）『新 中級から上級への日本語』The Japan Times

国際交流基金日本語国際センター（1996）『日本語中級Ⅱ』凡人社

目黒真美（2010）『日本語読解ワークブック』アルク

中居順子他（2005）『会話に挑戦！中級前期からの日本語ロールプレイ』ス
リーエーネットワーク

萩原稚佳子他（2007）『日本語超級話者へのかけはし』スリーエーネット
ワーク

岡崎志津子他（1988）『ロールプレイで学ぶ会話(2)』凡人社

大河内康憲他（1988）『日中交流標準日本語初級』人民教育出版社

ピロッタ丸山淳他（1996）『留学生のための大学の授業へのパスポート』凡人社

桜井晴美（1984）『自然な日本語』凡人社

産能短期大学国際交流センター（1996）『日本語を楽しく読む本・初中級』
凡人社

佐々木瑞枝他（2001）『大学で学ぶためのアカデミック・ジャパニーズ』

The Japan Times

佐々木瑞枝他（2006）『大学で学ぶための日本語ライティング』The Japan Times

染谷真知子他（1998）『日本社会探検』スリーエーネットワーク

東京外国語大学留学生日本語センター（2015）『日本で学ぶ留学生のための
中級日本語教科書 出会い』ひつじ書房

山本富美子（2007）『国境を越えて』新曜社

〔インターネット資料〕（注に記載したものを除く）

日本貿易振興機構 海外調査部「カンボジアの環境に対する市民意識と環境
関連政策」<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2011/07000528.html>
（最終アクセス年月日：2017年8月25日）

上海市環境保護局「上海市の市民環境教育の紹介 - 地域における ESD 事例」
http://www.env.go.jp/earth/coop/temm/project/pdf/teen2012/yan_min.pdf（最終アクセス年月日2017年9月15日）

諏訪哲郎「日中韓環境教育交流の歩み」

<http://web.tuat.ac.jp/~asaoka/nichukan.html>（最終アクセス年月日：
2017年9月15日）

黄俊豪（2010）「ごみ分別に見る官民の交流」日本科学協会 作文コンクール
第6回優秀賞作品

http://www.jss.or.jp/kouryu/sakubun/2010/data/2010sakuhin_c_16.pdf
（最終アクセス年月日：2017年9月15日）

中国・カンボジア両国で、見学の機会を与え丁寧にご対応くださった先生方
と、様々な場面でサポートしてくださった皆様に、心より御礼申し上げます。

2016年夏 モンゴル調査旅行日誌： ウランバートルからロシア・バイカル湖まで

河合伸泰・大江 宏

A Travel Diary: From Ulanbator to Bikal lake in 2016

Nobuyasu KAWAI & Hiroshi OHE

はじめに

2016年夏の実地調査は参加メンバー11名（日本からは9名）で構成されていた¹。往路は、マイクロバスをチャーターし、首都ウランバートルから北上、工業都市ダルハン付近にある鉄鉱石の鉱山および鉄のリサイクル工場を見学し、さらに北上。130km先にあるロシアとの国境を越え、ロシアの国立公園の一部であるバイカル湖まで足を伸ばした。折り返しの復路は、ウラン・ウデ（ロシア）からシベリア鉄道の分線を使って鉄路でウランバートルまで戻った。翌日以降、ハスタイ国立公園の野生の馬であるタヒの観察や、ウランバートルで日本センターの訪問などを行った。

¹ 大江宏（嘱託研究員）、Jamsranjav Baasankhuu（嘱託研究員、現地参加）、久保俊郎（経営学部教授）、荒井紀子、南波正仁、長野徹男、河合伸泰、菊谷伸明、岩田隆、岩田明美（以上7名は本研究会オブザーバー）、Bayanbaa Oyuntuya（ツアーコーディネーター兼通訳、現地参加）の以上11名。

1. 旅日誌（8月15日～8月24日）

8月15日（月）

14:40発のモンゴル航空（MIAT）502便にて成田出発予定の飛行機に乗ったが、出発が遅れたうえ、台風6号が近づいていたこともあり、風の影響で揺れるフライトとなった。

2016年6月にASEANサミットの会場になったためであろうか、河合が2年前に訪れた時には薄暗く、さびれた印象であった空港が、明るくきれいな空港になっていたことが印象的であった²。

21時過ぎとは思えないほど空の明るいチンギスハン空港でバーサンフー氏らと合流し、2年前には工事中で真っ暗であったが、現在は完成していた3車線の道路を通過してウランバートル市内に入り、8か月前に完成したというGrand Hill Hotelに宿泊した。

8月16日（火）

朝5時起床。5時半に朝食予定であったが、ホテルとの交渉の手違いから6時からの朝食となり、結局出発は6:40分ごろとなる。

今回のツアーは運転手とロシア語の通訳兼ガイド（オコンツェツェグさん）がついており2年前に聞けなかったウランバートルについての話などをしてもらいながら、幹線道路へと向かっていく。途中までは2年前と同じルートであった。市外から幹線道路へ出るゲートでお金を払い、そのまま一番近くにあるオボーへ行き、全員でオボー参りをしたが、相変わらずのごみの多さに辟易してしまった。9時ごろには道の駅のようなところに着いたが、雨が降っており、今年は特に雨が多いとガイドが話していた。

² 河合伸泰・大江宏「2014年夏 モンゴル調査旅行日誌：エルデネト鉱山とフブスグル湖を中心に」『中国およびモンゴルにおける経済発展と環境問題の諸相』（アジア研究所・アジア研究シリーズ No.90, 亜細亜大学アジア研究所、2016年3月所収）を参照のこと。

北上していく中で、特に気になったことは、2年前に比べウランバートルに向かうトラックの数が増えていたことと、ウランバートル近郊の畑の数が多くなっていたことである。

前回訪れたエルデネト方面へと進む道と分かれ、さらに北上しダルハンの町へ入る直前に突如として鉄でできたオブジェが現れた。

そのオブジェを左に見ながらしばらく進むと、目的地であるダルハン製鉄所に到着した。

訪れた製鉄所は現在鉄のリサイクルを行っている工場で（われわれが訪ねたとき工場は止まっていた）、建物の配管などが今まで見てきた建物と比べてとてもきれいに作られていたことから、話を伺ったところ日本からの援助で建てられていたとのことであった。案内をしてくれた現地の工場長とは最初通訳を通して話していたが、突然流暢な日本語で説明し始めた。突然のことで驚いていたが、どうやら2年ほど日本で研修して覚えたとのことであった。



一度に製鋼作業をするために貯められたスクラップ置場

モンゴルの鉱山の現状として、広大な領土に埋まっている資源を掘り起こすことはできるが、それらを精製・製品化することができず、周辺国に鉱石

のままで輸出することとなり買い叩かれている。そのためにダルハン製鉄所は将来製鉄を行える工場とするための実験を行っているようであった。

鉱山自体は製鉄所から28kmほど離れたTumur tolgoi鉱山を使っており、既に相当量の鉄鉱石を鉄分の含有量を調べるために採掘してみたようであったが、われわれが訪れたときは工場同様操業していなかった。

製鉄所を出た後、そのままダルハンの町に入り昼食をとりさらに本日の宿泊地であるスフバートル市を目指し北上をした。スフバートル市はセレンゲ県にあり、モンゴル軍の父と呼ばれているダムディン・スフバートルの名前にちなんでつけられた都市で、ロシア国境に一番近い都市として有名である。またチングスハンの妻の出身地であったために、いたるところに銅像や記念碑がたっている。

ロシアとの国境近くにはセレンゲ川とロシア国境を一望できる高台があり一日の締めくくりとして連れて行ってもらったが、国境地帯という事もあり、写真を撮ってはいけない施設などがあり、普段は感じる事のない国境を感じ始めた。

8月17日（水）

夜、雷雨となり、朝から温度が上がったため霧が立ち込めていた。朝食をとり、そのまま一路モンゴル-ロシア国境に向かう。ホテルから1時間半程度かけ、7:45分国境に到着する。

国境地帯には自由貿易特区があり、ロシアとモンゴルから関税をかけずに取引できる市場があるのだが、ガイドの話によると、関税はロシアからの輸入品にはかからないが、モンゴルからロシアに物を入れようとすると高い関税がかかるという不平等なものらしい。

国境ではモンゴル人がロシアに入国する際にボディチェックが甘いことを逆手に取り、商人がモンゴル人に幾ばくかのお金を払い、体に巻きつけて妊婦のようになったり、太った人を装ったりして密輸が横行しているとのことで、われわれの目の前（国境警備隊は見ていても何も言わない）でも一生

懸命カシミア製の商品を体に巻きつけている人たちがいた。人気があるのはカシミア製の服で、ガイドによると、ロシア製のハムは危ないので、モンゴル製のハムなども人気があるらしい。

7:45分に国境についたわけであるが、なかなか検問所が開かないため、バスから離れうろうろしていたところ、突然検問所が開き、危うく置いて行かれそうになったりもしたが、9時5分くらいにゲートに入ることができた。

しかし、国境にあるゲートをくぐってから手続きに入ったのが9:25分で手続きが終わり国境を超えられたのが11時を過ぎていた。

驚いたことは、1kmも離れていないモンゴルとロシアの国境には時差があり1時間戻すためロシア時間では10時にロシアに入国したことになる。



モンゴル-ロシアの国境に入るためのゲート

われわれが入国したのはロシア連邦のブリヤート共和国で、元々はモンゴル系のブリヤート人の居住地であり、伝統的な牧畜などが営まれていた。政治的には1206年にモンゴル帝国に服属し、以後は各部族が歴代のモンゴル高原の支配者に服属していた。しかし、16世紀になると金と毛皮を求めてバイ

カル湖から東進してきたロシア帝国の領域に組み込まれ発展し、ウダ川の河畔にできた現在のウラン・ウデが地域の中心となった。1689年に清との間で締結されたネルチンスク条約により、この地域は正式にロシア領となった。1922年にソビエト政権の支配下に入り、1923年にはロシア・ソビエト連邦社会主義共和国内のブリヤート・モンゴル・ソビエト社会主義自治共和国となり、1937年にはブリヤート自治ソビエト社会主義共和国となった。1991年に現在の国名となる（ブリヤート共和国：21の県、人口98万人程度 現在は75%がロシア系）。

ロシアに入っても景色はモンゴルとさほど変わらないのだが、筆者が驚いたことは、とにかく道がきれいでモンゴルにはあまりなかった道路標識が見受けられたこと。また、北上しているにもかかわらず、高度が下がっているので、ウランバートルより気温が高いことであった。気温が高いので、道路わきに生えている樹木もモンゴルよりも高く森がしっかりと形成されていた。

ブリヤート共和国は、実は第二次世界大戦後戦争捕虜強制収容が行われた際に、数多くの日本人が送り込まれた場所の一つで、ウラン・ウデへと向かう道沿いにある町々にも日本人の痕跡があるといわれていた。しかし、時間の経過とともに人々の記憶は薄れており、途中の町にヤボンという名前がついた建物群があると聞いて探したが見つからなかった。収容者はむき出しになった褐炭を掘ったり、道路を建設するために森を切り開いたりしていたらしい。日本とは違うこの広大な土地に送り込まれた人々はいったいどのような気持ちだったのだろうか。

車はどんどん北上してウラン・ウデを目指していたのだが途中でガイドがどうしても寄りたい所があると言ってイボルギンスク寺院というところに寄ることとなった。16-19世紀340以上の寺が破壊されイボルギンスク寺院も破壊されたが、一人の僧侶が白い馬に乗ってスターリンに頼みに行き復興がなされた。ロシア仏教の中心であり、チベット仏教の北限にある寺院の一つといわれている。また、この寺院には即身成仏をされた僧侶が祀られており、

人々は彼は生きているとして信じており、信仰の対象となっている。

その後ウラン・ウデへと向かい、町の見学や、郊外の大きなスーパーマーケットへ行き買い出しなどを行った。

8月18日（木）

朝早く起きてウラン・ウデの街を一人散策する（河合）。ホテルへ戻り、朝食後9:40、本日の1つ目の目的地であるタルバガタイに向け出発する。

タルバガタイでは、ロシア正教会のある会派の生活について体験・説明してくれる場所を訪ねる予定であった。ウラン・ウデを出て、セレンゲ川沿いに南下していく。途中で地元の信仰の対象であるライオン岩と呼ばれる小高い丘から、さすがシベリア平原と思わせられるような景色を堪能し、さらにひたすらタルバガタイを目指す。

今回見学させてもらったロシア正教会の人々は、ガイドの説明によると、250年ほど前にスキニングラードからポーランドに移住し、100年ほど前、ロシア帝国のヨーロッパ遠征時にポーランドが征服されると、イペツェリン女王の命により100万人程度の信者がシベリアに細かく分けて移住させられ定住したそうである。

道路沿いにある家の窓を見ると、その家がロシア正教会の信者かそうでないかがわかるという。どのような区別があるかという、窓の枠が緑や青やオレンジの装飾がされている家はロシア正教会の信者で、それがない家はそうではないとのことであった。

まず通された博物館のようなところは、ポーランドに移り住み、さらにシベリアへ戻ってくるまでのいろいろな風習や使っていた道具などが展示されており、お金の展示の場所では、日本の千円札も入れられており、ロシアの片隅にも日本人が見学に来ているということに少し驚いた。

続いて、食堂で伝統料理を堪能した。恐らく一度に出す量ではないようなたくさんのお食事が出てきて、どんどん食べてどんどんウォッカを飲むこととなり、昼間から酔っぱらってしまったが、大変おいしい食事とお酒で

あった。その後、踊りや歌を披露してくれる中庭に面したステージに移動した。何曲か披露してもらった歌と踊りの中で、新郎新婦役の歌と踊りも披露してもらったのだが、筆者が新郎役としていろいろさせられ、いい体験ができた。感想としてはロシアというよりポーランドの民族音楽や踊りのようであった。

ウラン・ウデにもどり、今回の最終目的地であるバイカル湖を目指して移動することとなる。ウラン・ウデからバイカル湖湖畔のオクチャーブリスカヤという湖畔のリゾートを目指し、ひたすら森の中を進んで行った。この村のある地域は、バイカル湖は水質保持と環境保全のために、観光客が立ち入ることができる地域が限定されているために、8月15日から8月の後半までの短い夏の季節にロシアやモンゴルから観光客が集まってくるそうだ。バイカル湖は、何の知識も持たずにこれを見たら、湖だと思わずに海だと思っても仕方ないと思うくらいの途方もない大きさと、絶え間ない波がとても印象的であった。

8月19日（金）

朝早くバイカル湖の湖畔を散歩する。非常に風が強く、気温も低い。サンダルで少しバイカル湖に入るが、水温も大変低かった。

宿に戻り朝食を済ませた後、湖畔に集まり、ガイドからバイカル湖の概要を説明してもらった。

〈概要の要約〉

- バイカル湖の大きさは最大長 約630km 最大幅 約80km 周囲 約2100km で、最大深度 約1600m 透明度は約44m程度
- 平均標高は約456m。およそ340本の川が流れ込むが、バイカル湖から外に出ている川は1本しかない。
- 5月まで氷が解けない。
- 有名なバイカルアザラシの他にも数多くの固有種がいる。
- 10月～11月にかけてオムロヤハラという魚は遡上するためバイカル湖では

取れなくなる。

○周辺の地図はバイカル湖を海拔0mとして書いてある。

○バイカル湖にある一番大きな島はシャーマンが集まって儀式をしている。

○17世紀に地震があった時に、津波が起こり、周辺の村々に多大な被害を及ぼした。

○その他の細かい歴史など

その後自由行動となったのであるが、せっかく世界一の透明度を誇るバイカル湖に来たので、泳いでみようと思着に着替えてトライしたが、折からの強風と高波のため、河合は下半身をつける程度しかできなかった。(同行していた久保教授は泳いでいた。)



バイカル湖湖畔にて

午後はバスに乗り、バイカル湖湖畔にある温泉施設に向かった。温泉施設と言っても温泉が湧いている場所から川にお湯を流し、そのお湯に脚をつけるといったものであった。そしてそこで、同行メンバーの一人が足を滑らせて川に転倒するというハプニングがあった。その時たまたま隣りに立っていて、近くの治療施設に来ていると言っていたロシア人の女性がタオルやシャ

ワーを貸してくれ、とても良くしてくれた。バイカル湖畔で、治療と言っていたので何だろうと思い、ホテルに帰ってから調べたところ、我々の滞在していたオクチャープリスカヤには絶食治療で世界的に有名なゴリアチンスク診療所という場所があり、その温泉施設は診療所の隣にあるということだった。そのロシア人は、恐らく治療のため絶食中でいろいろ辛いにもかかわらず、大変良くして下さり、ロシア人の温かさに触れた出来事であった。その後のバイカル湖の観光船に乗ろうという計画は、時間と天候の悪化でその日は中止となった。

8月20日（土）

午後はウラン・ウデへと戻るため朝食後から、バイカル湖の観光船の発着所に向かう。

今日も多少風が強かったが船を出せるとのこと。他に誰も客がいなかったため貸し切りのまま船が護岸を離れていった。船は、岸からただひたすらにまっすぐにバイカル湖の上を走っていき、30分ほどかけて最大深度近くまで進んでいった。潮風が吹かないことを除けば、本当に海の上にいるような感覚なるほど広く、ここが湖だということを忘れてしまいそうであった。船上から見たバイカル湖は湖の底があまりに深いためか、思っていたほどの透明度は体感することができなかった。帰国後にたまたま放映されていたテレビ番組によると、セツキ板という直径30cmの白い円盤を沈めていって、目視で見えなくなったところが透明度だということだったのだが、実際に見たバイカル湖は44mも目視できるとは到底思えなかった。

発着所に戻った後は、ウラン・ウデまでひたすら戻ることになる。往路では気づかなかったが、道沿いに人々が、森の中はから採ってきた木の実を売っていた。われわれも購入してみたのだが、まだ季節が早いいためか、酸っぱく野性味あふれる味がした。

ウラン・ウデに戻ってから街の商店街を中心に散策することになったのだが、その際日本人の観光客ツアーに遭遇した。遠いロシアの地で日本人を見

かけたので、話しかけたところとても嫌な顔をされてしまった。その後ウラン・ウデの博物館、自然史科学館などを訪ねた。特に興味深いものはなかったが、博物館のソファに猫が寝ており、日本とは違った自由さに少々驚いた。

8月21日（日）

21日はウラン・ウデからシベリア鉄道の分線に乗ってウランバートルまで戻る日であった。

まず午前中にウラン・ウデの町を観光した。ウラン・ウデはロシアの都市では珍しく、町の中心にレーニンの頭像が鎮座している。ソビエト連邦が崩壊すると、各都市にあったレーニン像は革命の象徴として打ち壊されていったのであるが、ブリヤート共和国は少数民族による国の承認うけたことと迫害されていたロシア正教会の存続をレーニンにより保証されたことに対し感謝の念を持っていたので、破壊されることなく今も広場に鎮座しているとのことであった。ウラン・ウデには、ロシア正教会の教会もあるが、高台にはリンポチェ・バグシャ寺院もあり、多様な宗教が共存していて面白く思った。また、レーニンの頭像の近くには噴水のある広場があり、そこには有名なオペラ劇場があるのだが、そこはシベリア抑留者が建設に携わったと聞いた。



レーニンの頭像



オペラ劇場

ちなみにそのオペラ座は、ロシア王立ボリショイ・バレエ団で活躍した岩田守弘が芸術監督をしており（2016年現在）、日本語の入ったポスターも見受けられた。

ウラン・ウデは、シベリア鉄道とその分線が交わり、交通の要所として発展してきた。終戦後はシベリア抑留者を移動させるための一時的滞在地でもあった。

筆者は、今回特に事前に調べて行ったわけではないが、日本人抑留者の痕跡を見ることができないかという思いも少々あった。しかし結局今回直接見ることができたのは、オペラ劇場だけであり、そこにも明確な痕跡を見つけることはできなかったことが残念であった。

再びバスに乗り、リンポチェ・バグシャ寺院を見学した後、マーケットに寄ったのであるが、もう少し小さな市場を想像していたが、マーケットは1階が食料品売り場で、2階に衣料品、外にはシベリアの森で取れたと思われる果物がたくさん販売されていて地元の人々と物で溢れかえていた。マーケットでロシアの土産品や車中での食料を購入してウラン・ウデ駅へ到着した。

8月21日～22日朝にかけて。鉄道での移動

ウラン・ウデの駅にはメインの入り口に金属探知機がついていて、そこに軍人が立っていたことに驚いた。不特定多数の人々が入り出すので当然なのだろうが、やはり国境を超えるという事に対する感覚が日本とは違うということに改め感じた。さらに進むと、ここは駅なのか？という疑問を持つようなコンクリート道路のようなところに大きな列車が横付けされている場所に出た。どうやらここがプラットホームのようだ。目の前の車両に乗り込むと、昔懐かしい4個ベッドがついた寝台車両でそこで朝までは過すことになるとの事であった。

出発した後すぐに後部車両にある食堂車に移動してロシアに来て初めてボルシチを食べた。しかし、値段があまりにも高く、量も少ないためか、われ

われ以外に乗客が食堂車に現れることがなかった。ほかの乗客はどうしているのかという疑問を持ちつつ自分たちの車両に戻るときにその理由がわかった。なんと多くが調理器具を持ち込んで車両のあちこちで調理していたのである。さすがに温める程度であろうと思っていると、車両の動力部分に勝手に炊飯器をつないで何かを炊いている人までいた。



先頭車両

本当にたくましいなと思いつつ部屋まで戻り、やることもないので外を眺めていたのであるが、丘と丘の間を抜け、川を渡り、草原を抜けるとちょっとした町があるそんな景色を延々と繰り返しているように感じた。あとから確認すると、景色を見ていたあたりは、モンゴルからバイカル湖にそそぎこむセレンゲ川に沿って鉄道が走っている地域だったらしく、同じような景色に見えたようだ。

国境には夜に着くことになるのであるが、国境を越えるまでは寝ずに待機していなければならない。9時くらいにロシア側の国境に到着。そこから入国審査が始まるが、これがまたとても厳重。車両の2つの出口には銃をもっ

た国境警備隊が立ち、4人組が各部屋を回って部屋の中に密輸品がないか徹底的に調べる。われわれが4人で雑談していたところ、職員が部屋に来て口に手を当てて静かにするようという警告までされてしまった。国境での入国審査は、終始高圧的な雰囲気が入国審査が進んでいった。しかも運の悪いことに、充電電池を大量に持ち込んだ関税未払いの乗客が同じ車両に紛れ込んでいて国境警備隊ともめ事が起こっていた。そのためロシア側の国境に3時間ほど止まることとなり、出発したのは0時近くになっていた。お蔭で、外は暗闇でセレンゲ川沿いの美しい景色を楽しむことができなかったことが心残りであった。

8月22日（月）

早朝ウランバートルに着くと、やはりモンゴルとロシアは何かが違うという思いが強くなる。今日はウランバートルから西に100キロほど移動し、まずはモンゴルの伝統的な暮らしを体験できるゲル（Mongol Nomadic Camp）を訪ね、その後モンゴルだけに生息している野生の馬「タビ」を観察するためにハスタイ国立公園に行く予定である。

ウランバートルからの移動は、2年前にフブスカル湖に行ったときに道なき道を共に走った運転手であった。ウランバートル駅周辺が異常なほど渋滞しているが郊外に出る道は空いており、一面の草原の中を突き進み、さらには轍しかないような草原を進むと目的地のツーリスト・キャンプへと到着した。

生活体験ができるゲルは少し離れたところにあるため水牛や駱駝に乗って移動し、ゲルの中に案内された。ゲルの中には伝統的なモンゴルのお菓子が山盛りで置かれており、さすがモンゴルということか、ハエが飛び回っていたがあまり関係なかったようだ。

まずはゲルの中で、実際にゲルに入る時の作法を教わったり、馬乳酒を飲んだりした。ジャンケンで3回負けたほうが一気に飲まないといけないという馬乳酒飲みのゲームでは、馬乳酒を飲み干さないとテーブルには置けない

ヤギの角の盃に並々と注がれていた。筆者がそのジャンケンに参加したが、なんと3連勝し、ゲルの管理者に馬乳酒を振る舞うことができた。

現在ゲルの移動は、ほとんどがトラックで行うが、ゲルを馬車に積んで牧地を移動していた頃の体験や毛皮のなめし方やナーダムでも行われる弓矢の競技などの体験などをした。



遊牧民体験

その後ハスタイ国立公園に移動し野生の馬であるタヒを観察に行くことになった。タヒはモウコノウマともいわれ、シマウマやノロバ以外で現存する唯一の野生の馬でかつてアジア中央部、特にモンゴル周辺（アルタイ山脈周辺）に多数生息していたが、野生下では一度絶滅し、飼育個体の子孫を野生に戻す試みが各地で続けられている貴重な馬で、モンゴルでは上記の国立公園で保護や繁殖が行われている。

広い公園内に100～200頭くらいが少数の群れで生活しているため、運が悪いと何日探しても会えないとのことであった。まず公園に入るにあたって、入園料を払い、車にガイドを雇う。最初はそのおいしさから数を減らしたタ

ルバガンというウサギのような動物を見つけては大喜びしていたが、そのうちに飽きてきて、黙ってモンゴルの広大な平原や山などを眺めていた。タヒがよく居るといふ山間に到着し、そのガイドの意見に従って移動していくのであるが、ガイドが突然「あそこにいるよ」とものすごく遠くの山を指さした。

倍率の高い双眼鏡を使ってどうにか発見できる程度の遠くのタヒをすぐに見つけるガイドに拍手を送りつつ、もっと近くで見たいよねなどと話をしていた。暗くなってしまうと大変なので、入り口に引き返すこととなり、移動を開始した。するとなんとということか、先ほどよりもずっと近く、肉眼で確認できる場所にタヒの群れが突然現れた。さらにしばらくするともっと近くの山からタヒの群れが出てきて、先ほどまではちょっと残念な感じが漂っていたが、大興奮の中国立ハスタイ公園でのタヒの探しは幕を閉じた。



タヒの群れ

ツーリスト・キャンプに戻り夕食をとった。なんと、このツーリスト・キャンプは草原の真ん中にあるにも拘らず、シャワーも完備されており、さらにはトイレが水洗で、トイレのドアには、モンゴル語・英語・日本語・韓

国語で注意事項が書いてあり、観光地として確立されているのだということが改めて確認できた。

シャワー浴びた後、本当に真っ暗となった空を見上げると、満天の星空であった。筆者は今回でモンゴルが2回目で、さらには20日ほどモンゴルの夜を過ごしているのであるが、満天の星空を見ることができたのは今回が初めてで、本当に感動した。ただ、真っ暗中星を見ていたら暗闇の中から「くちゃくちゃ」となにか変な音がして、ドキッとさせられたのであるが、実は朝乗ったラクダが脚を緩く縛られた状態でゲルキャンプの囲いの中で放牧されており、そのラクダが草を食べている音であった。次の朝聞いたところによると、ラクダは頭が悪いので（現地の人がそう言っていた）囲いの外に出すとどこかに行ってしまうので囲いの中に入れていたとのことであった。馬はどこか遠くに行ってしまうのもちゃんと戻ってくるそうである。

8月23日（火）

朝から本当に体調が悪かったのであるが、車で移動しないことにはどうにもならないので、バスに乗り込みウランバートルへと引き返す。本日の予定は、2グループに分かれ行動するのであるが、筆者は日本大使館・ガンダン寺・モンゴル国立歴史博物館・日本センターの訪問グループである。

まずは日本大使館を訪れる。対応して下さったのは在モンゴル大使館の一等書記官の町田秀明さんで、お忙しい中、大変有益な話をさせていただいた。

筆者はウランバートルにも何日か滞在しているが、ウランバートルの観光ということをしたことがなく、今回時間があつたので、かねてから興味があつたガンダン寺と国立歴史博物館を訪れた。ガンダン寺はとても大きな仏像がある、モンゴルでも有名な観光地で、広い敷地に、たくさんの建物が建っていた。

ここの国立博物館だけではなく全体的に言えることなのだが、館内撮影を有料で許可しているということに毎回驚かされる。しかも、そこに支払う金

額が入館料よりも高かったりする。確かにこれだけ写真を撮るチャンスが多いと、勝手にとられてしまうトラブルが多く発生するので、有料にしてお金を払えば良いとしたほうがいいのかも。また、多くのお金と時間を費やして作った展示物を写真に収めるのであれば多少高額になっても仕方ないのかと思う。日本でもこのような制度を導入してもいいのではないか感じた。

日本センターで現地の経済活動を支援している方々と、モンゴルの現状などの意見交換をさせていただいた。

この日がこの旅行最後なので、夜は今回の旅の反省会を兼ねて、モンゴル料理ではなく中華料理を囲んで、亜大の元交換留学生などに声をかけ、一緒に夕食となった。

8月24日（水）

早朝ホテルで朝食の弁当を受け取り、タクシーで空港へ移動する。空港では入国審査を終え、出国ロビーでだいたい待つこととなった。入国した時にも感じたことだが、2年前に来た時よりも空港がきれいになっており、免税店も多くなっていたように感じる。モンゴル自体は大変な不景気であるということであったが、ASEANサミットの影響なのか、ウランバートルの中心地にはホテルが建ち、空港が新しくなり、一部では不景気の影響をあまり受けずに発展していつているのであろう。

昼過ぎに成田空港に到着し、今回のモンゴル-ロシアの訪問は終了となった。

（文責 河合伸泰）

参考ページ

Wikipedia：ウラン・ウデ、バイカル湖、タヒなど

GoogleMAP

執筆者紹介（掲載順）

范 云涛

鈴木 亨尚

Jamsranjav Baasankhuu

田部井圭子

河合 伸泰・大江 宏

（アジア研究所・アジア研究シリーズNo.97）

アジア地域における環境問題－現状と課題、今後の展望－

2018年3月31日 発行

編集者 亜細亜大学アジア研究所

発行者 〒180-8629 東京都武蔵野市境5-24-10 ☎0422(54)3111

e-mail:ajiken@asia-u.ac.jp

印刷所 (株)松井ビ・テ・オ・印刷

〒321-0904 栃木県宇都宮市陽東5-9-21 ☎028(662)2511
